

ISSN 1881-0500

INTERNATIONAL AFFAIRS

# 国際問題

10月 2007年10月 No.565 電子版

## 焦点:日本の海洋境界画定

### 巻頭エッセイ

- 日中大陸棚境界画定問題 村瀬信也 1
- 海洋境界画定に関する国際判例の動向 江藤淳一 5
- 海洋境界画定と領土紛争 竹島と尖閣諸島の影 坂元茂樹 15
- 大陸棚の共同開発 濱本幸也 30
- 日本の大陸棚外側限界の設定をめぐる一考察 兼原敦子 41
- 連載 福田ドクトリン30周年・ASEAN40周年
- 福田ドクトリン30周年と日本・ASEAN関係 ラム・ベンエ 52

### 国際問題月表

2007年8月1日 - 31日 63

財団法人

日本国際問題研究所

<http://www.jiia.or.jp/>

# 日中大陸棚境界画定問題

村瀬 信也

Murase Shinya

---

国際法のなかでも海洋法は最も古くから発展してきた分野である。海洋法形成の動因となったのは、古くは「貿易商人」の活動であり、近代に入ると「海賊」と「捕鯨者」(カール・シュミット〔生松敬三・前野光弘訳〕『陸と海と 世界史の一考察』、慈学社出版、2006年)、さらに「漁民」と「軍人」、現代はさしずめ「石油採掘者」が加わることになる。

20世紀後半から、各国は海洋石油資源の確保を目指して、それぞれ沿岸海域の囲い込みを行ってきた。そうした動きに対応して、大陸棚条約(1958年)、さらに国連海洋法条約(1982年)が採択され、関連の国際慣習法の発展とあいまって、国家間の海洋境界画定を合理的な基準で調整するための規則が次第に確立してきた。この分野の国際法の変容は目覚ましく、そのため国家間に国際紛争が生じてきたことも事実である。しかし、その多くは国際司法裁判・仲裁裁判・調停など紛争の平和的解決手続を通して調整が図られ、境界画定の基準についても、すでに多くの国際判例が集積して、一定の方向性が示されている。海洋に関する境界画定問題が生じた場合には、まずもって、国際法に則って解決することが重要であることは言うまでもない。

周知のように、日中間ではこの数年、東シナ海の大陸棚に関する境界確定問題が重要な外交案件として取り上げられてきた。中国が中間線の西側付近で「春曉」油ガス田の採掘施設建設に着手したと報道されたのは2004年5月のことであった。その後「天外天」ガス田や「八角亭」油ガス田においてもガスの燃焼によると思われる炎が確認された。これらの施設それ自体はぎりぎり中間線の西側に位置するものと言われるが、油ガス田は中間線の東側にもまたがっている。もとより日本政府は、中国側のそうした一方的な行動に強く抗議してきた。東シナ海大陸棚に関する日中協議は、2004年11月以来、本年6月までの期間すでに9回行なわれているが、大きく進展している様子はみられない。

もっとも今年4月の温家宝総理の訪日の際、最終的な境界画定までの間の「暫定的な枠組み」として、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互惠の原則に基づき、双方が受け入れ可能な比較的広い海域での

「共同開発」を行なうこと、協議のプロセスを加速させ、本年秋に共同開発の具体的方策につき首脳に報告することを目指すこと等で一致した。本特集号が掲載される頃には、あるいは具体的な進展があるかもしれないし、そうあることを望みたい。もっとも、仮に暫定的な合意に至ったとしても、双方の基本的立場の対立が直ちに止揚されることにはならない。ここでは、国際法に照らして、大陸棚境界画定に関するそれぞれの立場を比較検討しておきたい。

### 係争区域の範囲

まず先決的な問題として、係争区域の範囲を確定する必要がある。係争区域をどう決めるかは、境界画定に決定的な意味をもつ。中国側の主張によれば、日本は、日本の基線から中間線までを主張し、中国側は、中国基線から沖縄海溝までを主張しているのであるから、中国基線から中間線までが中国の海域に属することは争われてはいない。したがって「係争区域」は、中間線以東・沖縄海溝までである、というものである。

これに対して日本側は、紛争の範囲は、「権原」(title, entitlement)ないし「法的基礎」に関する主張の衝突する範囲であり、単なる請求(claims)の衝突する範囲ではない。国連海洋法条約76条によれば、大陸棚は「基線から200海里の距離までのものをいう」のであるから、日中双方は200海里までの大陸棚について、権原を有しているのである。東シナ海における日中の海岸の距離は400海里に満たず、日本からの200海里線は中国沿岸に達し、中国(台湾を含めて)の200海里線も沖縄列島に迫って重なり合っている。したがって「係争区域」は、北緯21度から31.5度の「東シナ海全域」ということになる。

係争区域をいかに確定するかについては、国際司法裁判所(ICJ)の「グリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定事件」判決(1993年)でも明らかにされている。

「……海洋境界画定請求は、権原が重複している区域(an area of overlapping entitlements)すなわち、それぞれの国が他国の存在がなければ請求しえたであろう区域が重複しているという意味においての権原の重複があるという点で、特別の側面を有する。本件において、対抗する請求および対抗する権原の関係についての真の視点は、重複する請求区域と重複する潜在的権原(overlapping potential entitlement)の区域との双方を考慮しなければ得られないということは明らかである」(ICJ Reports, 1993, para. 59; Thirlway, "The Law and Procedure of the ICJ," Part Five, *British Year Book of International Law*, 1993, pp. 14-18)

日本は当初からこの判決と同様、「権原」の重複を前提として、日中双方の200海里線が重なる海域の中間線を具体的な「請求」(claim)として提起しているのに対し、中国は、権原と請求とをあえて区別することなく、自国領土の自然の延長として沖

縄海溝までの大陸棚を主張しているのである。日本は中間線以西を権原として放棄したわけではないので、上記のように、中国がわが国の了解なしに一方的な採掘活動を行なっていることは、きわめて深刻な問題と言わなければならない。

### 境界画定基準としての中間線

中国はいわゆる「自然延長論」に基づき、中国の大陸棚が沖縄海溝まで延びていると主張している。しかるに、東シナ海の大陸棚は「琉球海溝」(沖縄の東側、6000メートル級の深い海溝)に至る「一枚の大陸棚」である。沖縄列島もこの大陸棚の上に乗っているのである。列島の西側に位置する「沖縄海溝」(2000メートル級)は、その大陸棚のなかの窪みにすぎず、この大陸棚は、沖縄海溝で終わるわけではない。したがって日本は、このような「一枚の大陸棚」の場合、自然延長を持ち出すのは意味がないし、国連海洋法条約上も、沿岸から200海里の大陸棚を認めている以上、向かい合う国との距離が400海里未満の海域では自然延長論が認められる余地はありえないと主張しているのである。

そもそも「自然延長」論はICJ「北海大陸棚事件判決」(1969年、本件は向かい合う国の間ではなく隣接する国との境界画定事件)で言及され、1970年代前半には一定の影響をもっていたので、1982年の国連海洋法条約の大陸棚定義条項(76条1項)でもこの言葉が残ったが、ここで問題としている大陸棚の「境界画定」に関する条項(83条1項)では「衡平」が規定されるのみで、自然延長基準は存在しない。

その後の国際判例では、1970年代後半以降今日に至るまで、ほぼ一貫して、「等距離中間線」基準が採用されてきており、自然延長は線引きの基準としては廃れてしまったと言ってよい。すなわち、まずは中間線を「暫定線」として引き、これに衡平の観点から「関連事情」(双方の海岸線の長さや形状・島の存在など)を考慮して「微調整」を図るという方式である。こうした国際判例の集積を背景として、等距離中間線原則は、限りなく国際慣習法に近づいてきたものと捉えられる。同原則が、義務的であるとか、唯一の基準であるとかまでは言えないとしても、それ以外の方法をとるとすれば、よほど強い根拠のある正当な理由の存在が、(それを主張する側によって)証明されなければならないのである。

国際判例の詳細については、本特集別稿で論じられるが、「英仏大陸棚事件」判決(1977年)で仲裁裁判所は、「断層」(ハードディープ)を画定に用いるべきだとする英国の主張を退け、中間線を採用した。ICJ「メイン湾境界画定事件」(1984年)でも、向かい合った海岸では中間線を暫定線として引いている。

国際判例のなかでも圧巻はICJ「リビア・マルタ大陸棚事件」判決(1985年)である。本件でマルタは距離基準(中間線)を、リビアは自然延長を主張した。裁判所は「沿岸国は沿岸から200海里の大陸棚を主張できるから、そもそも沿岸国の権原にと

って海底の地質・地形の継続性の問題は無関係であり、またそれゆえ、境界画定に関しても、それらが『関連事情』として考慮されることはない」、「沿岸との物理的な継続性は少なくとも200海里以内においては、もはや過去のものである」としたのである。この判決は「地質学的意味での自然延長に死を与えた」と評されてもいる（Thirlway, *op. cit.*, Part Six, 1994, p. 29）。

その後の国際判例も基本的に同様である。ICJ「グリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定事件判決」（1993年）、「エリトリア・イエメン仲裁判決」（1999年）、「ICJ「カタール・バーレーン海洋境界事件判決」（2001年）、「ICJ「カメルーン・ナイジェリア境界事件判決」（2002年）、「バルバドス・トリニダード トバゴ仲裁判決」（2006年）など、等距離中間線基準を適用した事例は枚挙に遑がない。

裁判に至らなかったその他の国家実行をみても、イタリア・チュニジア間（1971年）、アルゼンチン・ウルグアイ間（1973年）、ミャンマー・インド間（1986年）、アイルランド・英国間（1988年）、カーボヴェルデ・セネガル間（1993年）などの二国間協定では、いずれも等距離中間線（関連事情による修正）を基準に線引きが行なわれている（村瀬信也「海洋境界画定に関する二国間協定に関する調査」、日本国際問題研究所、2000年、43-56ページ）。

こうした海洋境界画定問題は、それぞれの国の経済的利益に深い関係をもつだけでなく、双方のナショナリズムを刺戟して、合意が難しくなる場合も少なくない。国際法の原則に照らして、冷静で生産的な交渉が進められることを望みたい。

むらせ・しんや 上智大学教授  
s-murase@db3.so-net.ne.jp

---

# 海洋境界画定に関する国際判例の動向

江藤 淳一  
Eto Junichi

---

## はじめに

1945年9月のトルーマン米国大統領の大陸棚宣言に始まる海洋秩序の再編成は、1958年の「大陸棚に関する条約」(大陸棚条約)を経て、1982年の「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)における大陸棚と排他的経済水域(EEZ)という二つの制度に結実した。

この新たな海域に対する各国の主権的権利の主張は、世界の多くの海域で境界画定をめぐる紛争を惹起し、その解決が各国の外交課題となった。大陸棚条約第6条は、大陸棚の境界は関係国の合意によって決定するものとし、合意がない場合には、特別の事情により他の境界線が正当と認められないかぎり、その境界は関係国の領海基線から等しい距離にあると定めた(以下、等距離・特別事情の原則)。これに対して、大陸棚の境界画定に関する国際司法裁判所(ICJ)の最初の事件となった1969年の北海大陸棚事件判決は、等距離・特別事情の原則は慣習法として確立していないとの見解を示し、これに代わって、衡平原則(equitable principles)に従って、すべての関連事情を考慮して合意によって画定を行なうというのが国際法の原則および規則であるとの結論を下した(以下、衡平原則・関連事情の原則)。これ以降、国際判例においては、大陸棚とEEZ(または漁業水域)の両者の境界画定について、衡平原則・関連事情の原則が慣習法であるとの見解が支持されるようになる。

ところが、国連海洋法条約は、衡平原則・関連事情の原則を採用せず、EEZと大陸棚の両者につき、「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」(74条1項、83条1項)と規定するにとどまった。他方、この条約を転機として、最近の国際判例においては、海域の境界線の決定にあたっては、まず暫定的に等距離線を引き、衡平な結果を達成するために関連事情を考慮して等距離線の調整を行なう2段階アプローチが定着しつつある。2006年4月11日のバルバドス・トリニダードトバゴ事件の仲裁判決は、このアプローチを「等距離・関連事情」の原則と呼び、従来の等距離・特別事情の原則と衡平原則・関連事情の原則の一本化をはかった。

本稿は、下記の12の判決の分析に基づき判例の動向を明らかにするとともに、海洋境界画定紛争の解決にあたって考慮すべき基本的な問題につき検討を加えることを目的とする。なお、海洋境界画定に関する法は、後述するように、ICJの判例法(case law)と仲裁判例(arbitral jurisprudence)を通じて発展してきたと言える。本稿では、この判例法と仲裁判決の両者を国際判例として一括して扱うことにする<sup>(1)</sup>。



- 1969年 North Sea Continental Shelf cases (NS) (Federal Republic of Germany/Denmark, Netherlands) ICJ Reports 1969, p. 4. (以下、本件を引用する際は、NSと略記して判決のパラグラフ番号を示す〔以下の事件も同様〕)。
- 1977年 Anglo-French Continental Shelf case (A/F) 18 Reports of International Arbitral Awards, p. 10.
- 1982年 Tunisia/Libya case (T/L) ICJ Reports 1982, p. 12.
- 1984年 Gulf of Maine case (GM) (United States/Canada) ICJ Reports 1984, p. 8.
- 1985年 Guinea/Guinea-Bissau case (G/G) 25 International Legal Materials (ILM) (1986) p. 251
- 1985年 Libya/Malta case (L/M) ICJ Reports 1985, p. 241.
- 1992年 St. Pierre and Miquelon case (SM) (France/Canada) 31 ILM (1992) p. 1145.
- 1993年 Greenland/Jan Mayen case (JM) (Norway/Denmark) ICJ Reports 1993, p. 10.
- 1999年 Eritrea/Yemen case (E/Y) 40 ILM (2001) p. 983.
- 2001年 Qatar/Bahrain case (Q/B) ICJ Reports 2001, p. 13.
- 2002年 Cameroon/Nigeria case (C/N) ICJ Reports 2002, p. 47.
- 2006年 Barbados/Trinidad and Tobago case (B/T) 45 ILM (2006) p. 800.  
(イタリックは仲裁裁判、下線は大陸棚の境界画定のみを扱った事件を示す)

## 1 関連海域の特定

ここでは関連海域は、境界画定の際に考慮の対象となる海域という意味で用いる。この海域の特定は、裁判所が衡平原則に基づく考慮を行なう際に重要な役割を果たすものであり、本来は裁判のなかで何らかの形で行なわれるはずであるが、実際上の困難（地理的な状況と第三国の請求の存在）からそれが行なわれない場合もある（L/M 74）。ここでは、明確な形でこの特定が行なわれたヤン マイエン事件を参考にして、その問題点にふれておきたい<sup>(2)</sup>。

ヤン マイエン事件では、グリーンランド（デンマーク領）とヤン マイエン（ノルウェー領）間（両島間の距離は約250海里）の大陸棚と200海里漁業水域の境界画定が紛争の主題であった。ノルウェーは、両島の間線による境界画定を主張したのに対し、デンマークは、グリーンランドがヤン マイエン（定住人口のない小島）に対し完全な200海里の大陸棚と漁業水域の権原をもつと主張し、権原が重複する水域についてはヤン マイエンの水域をまったく認めないという立場をとった（JM 60）。

裁判所は、最初に、当事者の議論で重要な役割を果たしてきた三つの海域を示した。第一は、デンマークの主張する200海里境界線とノルウェーの主張する中間線で囲まれた区域で、これを「重複請求区域（area of overlapping claims）」と呼ぶ。この区域の南限はアイスランドの200海里EEZの限界線である。第二は、デンマークの200海里境界線とヤン マイエンが本来権原をもつ大陸棚と漁業水域の200海里境界線で囲まれた区域で、これを「潜在的重複権原区域（area of overlapping potential entitlement）」と呼ぶ。第三の区域は「境界画定紛争に関連する区域（relevant area）」である。これは、デンマークの主張に従い、「重複請求区域」の両端の点からヤン マイエンまでの距離と同じ距離の点をグリーンランドの海岸上にとり、それらの点を結んだ線で囲まれた区域である（JM 18 21, 同判決45ページの地図参照）。

この海域の特定で注目されるのは、まず、重複請求区域に加えて、潜在的重複権原区域（他国が存在しなければ権利主張を行なうことができる区域）を認めたことである（巻頭エッセイ参照）。これは、国際法によって認められる可能性のある最大限まで請求している国とそうでない国との衡平をはかる趣旨である。これにより、グリーンランドが完全な200海里水域をもつとの主張はヤン マイエンの権利と衡平の要素に反するとされた（JM 59, 70）。また、「境界画定紛争に関連する区域」は、グリーンランドとヤン マイエンの海岸のそれぞれの長さとの両島に帰属する区域の面積との均衡性をはかる際の関連海域とされ、この均衡性の考慮に基づき重複請求区域のなかで中間線の修正が行なわれた（JM 68, 69, 91, 92）。

このヤン マイエンの関連海域の特定に関連して二つの点を指摘しておきたい。第一は、関連海域にかかわる第三国の水域の存在の問題である。ヤン マイエン事件の場合、アイスランドの水域にノルウェーもデンマークも合意していたので、その水域が関連海域の南限となった。しかし、このような合意がない場合は第三国の水域の扱いは難しい問題を提起する。これまでの判例では、第三国の主張する水域に関して予断するものではないとしつつ当事国の求める海域に関し判断を下すもの（*A/F* 28）のほか、第三国の水域を関連海域から除外するか（*L/M* 21, *E/Y* 136, 164）、曖昧なままに残す（*G/G* 94）という方法、あるいは、当該水域には影響を及ぼさないよう、そこに至る境界線の方向のみを示す（*T/L* 130, *Q/B* 249, *C/N* 307）という方法がとられている。第三国の水域を除外する方法をとると、十分な境界画定を行なうことができなくなるおそれがある。

第二は、関連海域に関する関連海岸の認定の問題である。ヤン マイエン事件では、裁判所は、デンマークが設定した点に合理性があることを認めたが、その際に根拠となる規準を示していない（JM 21）。ただ、デンマークがとった方法以上に合理的な方法を提示できるかと言えば、それは困難かもしれない。関連海域の設定方法に反対した裁判官はいなかったと指摘されている<sup>(3)</sup>。これまでの判例でも、請求が重複する区域に延びていない海岸は除外されるとの立場（*T/L* 75）がとられていたが、具体的に設定された点については十分な理由がないと思われる例も少なくない（*T/L* 75, *GM* 221, *SM* 93）<sup>(4)</sup>。

なお、ヤン マイエン事件で、ノルウェーは関連海域の法的意義を否定した（JM 20）。確かに、等距離線（中間線）による境界画定を主張し、関連事情の考慮の余地はないという立場に立てば、関連海域の特定は必要ない。しかし、実際には、関連事情、とくに海岸の長さが検討されなかったことはない。

## 2 適用法（applicable law）の認定

国際法の基本的な考え方に従えば、紛争当事国に適用できる条約規定があるときはその条約規定が適用法となり、それがなければ慣習法上の規則が適用法となる。

最初の一般的な条約は大陸棚条約であるが、この条約は当事国の数があまり多くはない（日本も未批准）。また、当事国の場合であっても、境界画定に関する第6条への留保のため一部区域に適用されないこともあった（*A/F* 61）。さらに、この条約は大陸棚のみに関するものなので、大陸棚とEEZに同一（単一）の境界線を引くように求められる場合には、その適



用が排除されることもあった (GM 124, SM 40)。このため、大陸棚条約の規定が適用法となった例は少ない (A/F 48, 205, JM 45)。

北海大陸棚事件では、西ドイツが批准していなかったため、大陸棚条約は適用されず、また、その第6条が慣習法であるとの主張も認められなかった (NS 60 81)。裁判所は、これに代わって、衡平原則・関連事情の原則が国際法の原則および規則であると判示した (NS 85)。この原則は、大陸棚の境界画定に関する *opinio juris* (法的信念) を当初から反映している基本的法観念に合致しており (NS 85)、裁判所の判決が公正で衡平でなければならないという一般的な根拠に基づくものとされる (NS 88)。その後の判例では、この衡平原則・関連事情の原則が慣習法上の原則として位置づけられるようになる (A/F 75, GM 123, L/M 26 29, JM 46)<sup>5)</sup>。

その後、この衡平原則・関連事情の原則と大陸棚条約第6条の等距離・特別事情の原則との関係を整合的に理解する判例の一つの流れが生じた。英仏大陸棚事件判決は、等距離・特別事情という単一の複合規則は、衡平原則という一般規範に特定の表現を与えるものであり (A/F 70)、個々の境界画定方法の選択は、大陸棚条約の下であれ、慣習法の下であれ、地理その他の関連事情に照らし、かつ、画定は衡平原則に従うべしとの基本的規範に照らして決定されなければならないとの見解を示した (A/F 97)。また、ヤン マイエン事件では、大陸棚に関しては大陸棚条約が、漁業水域には慣習法が適用されたが、いずれの場合も暫定的に中間線を引き、大陸棚については特別事情を考慮して、漁業水域については関連事情を考慮してそれぞれ調整を行なうとする一方 (JM 49 53)、大陸棚条約第6条の特別事情と衡平原則に基づく関連事情は、衡平な解決を達成するという観点から同化する傾向にあると指摘した (JM 56)。この同化 (密接な相互関係) の認識は、その後の判例に受け継がれ (Q/B 231, C/N 288)、バルバドス・トリニダード トバゴ事件判決が「等距離・関連事情」の原則と呼んだ (B/T 242) 2段階アプローチとなる。

ヤン マイエン事件判決は、これに関連して、「この裁判所の判例法や仲裁判例を通じて、また、国連海洋法会議の作業を通じて発展した一般国際法」が「関連事情」の概念を採用してきたと指摘した (JM 55)。ここでは、おそらく慣習法とは異なる、判例と条約作業を通じて形成される「一般国際法」の認識が表明されている。「特別事情」と「関連事情」の同化はまさにこうした「一般国際法」を通じて行なわれてきたものであり、海洋境界画定に関する法の発展過程を示す典型と言えよう。

最近では、国連海洋法条約の発効と当事国数の増加を受けて、国連海洋法条約の第74条1項と第83条1項を適用法とする判例がみられるようになった (E/Y 130 131, C/N 285, B/T 193)。しかし、「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」と定めるこの二つの規定は、条約交渉において衡平原則派と等距離原則派が対立した結果の妥協の産物であり、特定の規則を指示するものではない。このため、この規定は「問題を合意により解決する必要を表明し、衡平な解決を達成すべき義務を想起させるだけである」(GM 95) とか、「達成されるべき目標を設定するがその達成のための方法については沈黙する」ものであり、「基準を設定することを差し控え、基準に特

定の内容を与えることは、国または裁判所に任せている」(LM 28)と評価されてきた。ただし、「国際判例法によりこの分野でもたらされる発展の継続に扉を開くのに役立つ」(GM 95)とも指摘されていた。

これに対し、最近のバルバドス・トリニダード トバゴ事件判決は、この二つの規定を積極的に評価している。すなわち、「このみたところ簡単で曖昧な定式は、条約や慣習法に具体化された法規則を当事者間の画定にふさわしいものとして広く考慮することを可能にし、また、同様に国際法の一般原則、および、この一群の法規則の理解や解釈について国際裁判所 (international courts and tribunals) の判決や学識者が果たしてきた貢献を考慮することも可能にする」(BT 222)と述べる。これは、先のヤン マイエン事件判決の一般国際法の認識をさらに進め、たんに条約や慣習法だけでなく、国際法の一般原則や判決・学説などを総合的に考慮して、国際法の内容を明らかにするという立場を示したものである。

今後、多くの場合、海洋境界画定に関する適用法は国連海洋法条約第74条1項と第83条1項となる。これにより、裁判所は、慣習法の議論に立ち入ることなく、衡平な解決を達成するための境界画定の方法の検討に移ることができる。等距離・関連事情の原則は適用法の問題としてではなく、画定方法の問題として論じられることになる<sup>(6)</sup>。

### 3 画定方法の選択

北海大陸棚事件判決は、衡平原則・関連事情の原則を示した際、大陸棚の境界画定に関する特定の方法を指示しなかった (NS 84, 101(B))。その後の判例では、等距離方法以外に、事実上、歴史上の境界線の考慮 (TL 117 121, 133B(4) G/G 111)、海岸その他からの垂線 (GM 213, 229, G/G 111)、海岸正面の投影 (SM 70) といった方法が採用されている。しかし、1993年のヤン マイエン事件以降は、まず暫定的に等距離線を引き、関連事情を考慮して調整を行なう方法 (等距離・関連事情の原則) が定着している<sup>(7)</sup>。

当初、境界の画定方法を決定する際の最も重要な要因は、海岸の関係、すなわち、向かい合う (相対の) 関係か、隣り合う (隣接の) 関係か (または、その他) であった。北海大陸棚事件では、3カ国の海岸が並んでおり、西ドイツの海岸がへこんだ形状 (凹型) であったため、等距離線が西ドイツにとってきわめて不衡平な結果になるとの理由により、等距離線の適用が否定された (NS 89)。その後も、隣接の海岸の事例では等距離の方法は採用されなかった (TL 110, GM 155 156, G/G 103, SM 37 41)。それに対して、北海大陸棚事件判決も言及したように (NS 57)、相対の場合は等距離線 (中間線) が衡平な結果をもたらすと考えられ、実際にも等距離の方法が採用されている (AF 109, 205, LM 62, JM 51 53, EY 131 132)。さらに最近では、隣接の場合にも等距離の方法が適用されるようになった (Q/B 230, C/N 290)。

この判例の展開は、大陸棚に対する権原 (大陸棚に対して管轄権をもつ根拠) の変化によっている。北海大陸棚事件では、大陸棚は陸地領土の自然の延長 (自然延長論) とされ (NS 19, 43)、これにより、境界画定は「陸地の自然の延長をなす大陸棚すべての部分を、他の領土の自然の延長に侵入しないで、できるだけ多く残すような仕方で行うべきである」(NS 101(C)(1)) とされた。しかし、その後、国連海洋法条約は、EEZの影響により、海

底の地形にかかわらず200海里の距離までを大陸棚と規定し(76条1項)、200海里内では「海岸からの距離」が大陸棚に対する権原となった。

この規定を受けて、判例の展開を促したのはリビア・マルタ事件である。この判決は、現代の法では、大陸棚の制度とEEZの制度がともに関連しているため、EEZの範囲は大陸棚の境界画定について考慮される関連事情の一つとなり、両者に共通の要素としての「海岸からの距離」がより重視されると判示した(L/M 33)。これにより、海底地形の不連続性に代表される地球物理学的、地質学的要因を理由とする権原の主張は200海里内においてはもはや過去のものであると断定された(L/M 40)。他方、海岸からの距離規準によって大陸棚に対する権原が根拠づけられるからといって、等距離が境界画定の唯一の適切な方法となるわけではなく(L/M 43)、等距離の方法に一般規則としての地位や義務的、優先的な方法の地位を付与するものではないと指摘した(L/M 77, 同旨としてT/L 110, GM 107, 162, G/G 102, SM 38)。こうして、裁判所は、境界画定における距離規準の優位を認めたものの、権原の原則を画定の方法に直結することには慎重な姿勢を示した。

これ以降、サンピエール・ミクロン事件を除き、判例は、隣接の場合も含めて、暫定的に等距離線(領海基線の最も近い点から等距離にある点を結んだ線)を引く方法を採用するようになる(上記参照)。しかし、それは衡平な解決をもたらすための方法の一つであって、他の方法による衡平な結果の達成を排除する趣旨ではないとされてきた。最近のバルバドス・トリニダード・トバゴ事件判決も、境界画定において通常適用されてきた方法は等距離・関連事情の方法であるが、いかなる方法もそれだけが当然に義務的であるとはみなしえないと述べている(B/T 306)。しかし、この判決は、さらに一歩進めて、等距離の方法が一定の確実性をもつと指摘し、別の方法を用いる場合には十分に根拠のある正当な理由が必要であると論じて(B/T 306)、等距離・関連事情の方法の優位性を認めるに至った。裁判所は、この方法が確実性の必要と衡平な解決に関連する事情の考慮の両者を確保することに満足すると述べている(B/T 307)。

このように判例を通じて、現在では等距離・関連事情の原則が確立しつつある<sup>(8)</sup>。これにより、衡平な境界画定が裁判官の印象により左右されるのを回避し、画定過程に一定の客観性が担保されることになる。しかし、この方法は、ようやく優位性が認められたものの、大陸棚条約が適用される場合とは異なり、一般に義務的に適用される規則として確立したわけではない。裁判所は、客観的な方法の確立をめざしながらも、国家実行(とくに国連海洋法条約に等距離の方法が明記されていないこと)を無視することのないよう自制しているようにみえる。

#### 4 関連事情の考慮

北海大陸棚事件判決は、大陸棚の境界画定について、衡平原則に従ってすべての関連事情を考慮して合意により行なうという原則を示した(NS 101(C)(2))。これにより、境界画定において何が関連事情にあたるかが中心的問題の一つとなり、地理、地質、地形、資源、経済状況、安全保障、航行等、さまざまな関連事情の主張がなされた<sup>(9)</sup>。これに対して、裁



判所は、関連事情として考慮される要因は、当事者にとっては無限でありうるが、裁判所にとっては法のなかで発展してきた大陸棚制度に関連する（pertinent）ものに限定されるとの見解を示した（*L/M* 48）。また、早い時期から、主に地理的事情を考慮するとの考えを示す判例もあり（*A/F* 96, *GM* 59）。最近ではその傾向が強くみられるようになった（*B/T* 233）。

こうした判例の展開は、EEZの制度の確立によってもたらされたと言える。すでに検討したように、海域に対する権原が「海岸からの距離」に変わったことにより、海岸の地理が最も関連のある事情となったのである（*B/T* 224, 233）。また、多くの事例において、紛争当事国が大陸棚とEEZについて単一の境界線を引くことを要求したため（*GM* 26, *G/G* 42, *SM* 36, *E/Y* 132, *Q/B* 168, *C/N* 286）、裁判所は、大陸棚とEEZのどちらか一方だけに関連する事情を優先することをためらい、地理的性質をもつ中立的規準の追求に向かった（*GM* 194, *L/M* 33, *B/T* 228）。なお、国家実行は圧倒的に単一の境界線の設定を支持するものの、わずかな例外（とくにトレス海峡）も存在するため、裁判所はこの実行が慣習法として確立したとは考えていないようにみえる（*B/T* 235）。

他方、裁判所は地理的要因以外の関連事情を完全に排除しているわけではない。メイン湾事件において、裁判所は、漁業等の活動の規模が関連事情として考慮できないことは明らかであるとしつつも、境界線の画定の結果が「関係諸国の住民の生計と経済的厚生に破局的影響をもたらす可能性がある」場合には、その不衡平を是正するために考慮されるとの見解を示した（*GM* 237）。ヤン マイエン事件では、この判例法に従うとしながら、漁業資源への衡平なアクセスを確保することが必要であると、これを関連事情として考慮して等距離線（中間線）の修正を行なっている（*JM* 75 76）。

これに対し、バルバドス・トリニダード トバゴ事件判決は、このヤン マイエン事件判決をきわめて例外的なものと位置づけた。一方の国民による（従来の）公海上での伝統的漁業に基づき境界線の調整を決定するという立場を支持する慣習や条約国際法の原則はなく、それをとくに支持するのはSir Gerald Fitzmauriceの見解とヤン マイエン事件判決だけであり、それは国際法の規則を確立させるには不十分であると論じている（*B/T* 269）。この見解は、漁業資源の要因は関連事情となりえないとの立場に立ちつつ、それを覆す材料が不十分であるという論理に基づいており、漁業資源の要因を関連事情とすることにきわめて否定的な姿勢を示したものと言える。ただし、この判決は、境界画定とは別の問題として、法廷での当事国の確約に基づき、漁業問題に関し誠実に交渉を行なうべき当事国の義務を認定している（*B/T* 283 292）。

最近では裁判所が非地理的要因を取り上げることはあまりない。北海大陸棚事件判決は、地質学的要因を関連事情に挙げたが（*NS* 101(D)(2)）、それ以降、この要因が考慮されたことはなく、ヤン マイエン事件以降はほとんど議論すら行なわれていない。人口や経済発展等の社会経済的要因が主張されることもあるが、海洋境界画定の制度には関係がないとされてきた（*T/L* 107, *L/M* 50, *G/G* 122 123, *JM* 79 80）。当事国の活動のうち、石油・天然ガス開発のコンセッションは、それが多年にわたり尊重されてきたとの理由から関連事情として認められた例があり（*T/L* 96）。最近の判例でもコンセッションや油井の存在が当事者の明示

または黙示の合意を示す場合には考慮の対象になるとされているが (C/N 304, B/T 364)、実際には考慮されていない。なお、石油・天然ガスの資源開発に関し通報協議義務にふれた例もある (E/Y 86)。安全保障上の利益は、しばしば関連事情として提起されるが (最近では、JM 81, E/Y 21)、裁判所は関連事情となる可能性は否定していないものの (G/G 124, L/M 51, JM 81)、それを明示に考慮した例はない。航行の利益も時おり関連事情として主張されるが (A/E 162, GM 233, G/G 121)、領海の画定に関する例 (E/Y 128) を除き明示に考慮したとみられる例はない。ほかに、生態系上の境界 (GM 51-55) や文化的要因 (JM 79) が主張された例があるが、いずれも考慮されなかった。以上のように非地理的要因は関連事情として考慮されることは少ないと言えるが、ただし、画定方法の選択の際に暗黙に航行の利益が考慮されたのではないかといった例がある (SM 70)<sup>10)</sup> ので注意する必要がある。

ところで、地理的要因には、海岸の形状、海岸の長さ、海岸の関係 (相対が隣接か)、島の存在等がある。このうち、境界画定の過程において特別の重要性をもつとされるのが、海岸の長さである (B/T 236)。海岸の長さが境界画定に対し決定的な影響をもつのは、海域に対する権原の根拠が海岸だからであり、それゆえ衡平規準に照らして考慮されなければならない関連事情であると説明される (B/T 239)。ほかに地理的要因としては島の存在も重要であるが、ここでは、紙幅の関係から、海岸の長さにかかわる均衡性の要因を簡単に取り上げるにとどめる。

北海大陸棚事件判決は、関係国に帰属する大陸棚の広さと、海岸の一般的方向に従って計測されるそれぞれの海岸線の長さとの合理的な程度の均衡性 (比例性 proportionality) を、考慮すべき最後の要因として挙げた (NS 98, 101(D)(3))。これは、隣接する海岸で、凹型の形状であるという事情に配慮したものであったが、それ以降、そうした特別な地理的事情の有無にかかわらず、すべての事件において均衡性の検討が行なわれるようになる。しかし、均衡性の役割や実際の考慮の仕方には事件ごとに相違があり、均衡性の適用には不可解な点もみられる。

均衡性の役割については、当初は境界線の衡平性の事後的な検証とみる見解が示されたが (T/L 130-131)、その後、この見解を支持しつつも海岸線の長さの相当の不均衡は線引きの修正を必要とするとの考え方がとられた (GM 185)。さらに、島と大陸ないしは最大の島との間の境界画定であったリビア・マルタ事件やヤン・マイエン事件では、海岸の長さの顕著な違いを関連事情として考慮して等距離線 (中間線) の修正が行なわれた (L/M 66-73, JM 68-69, 91-92)。リビア・マルタ事件では、そのうえで事後的な検証 (L/M 74-75) も行なわれている。ヤン・マイエン事件後も、事後的な検証とする立場 (E/Y 168, B/T 240, 379) と等距離線の修正の要因とみる立場 (Q/B 243, C/N 301) があるが、いずれも均衡性に基づく等距離線の修正は行なわれていない。ただし、最近のバルバドス・トリニダード・トバゴ事件では、暫定的な境界線の設定の際に海岸正面の海域への投影を考慮して等距離線の修正が行なわれたうえで、その結果の衡平性について均衡性による検証が行なわれている (B/T 376-379)<sup>11)</sup>。

判例の蓄積にもかかわらず、均衡性の考慮はいまだにきわめて主観的なものと言わざるをえない。例えば、関連する海岸と海域の正確な決定が行なわれない例 (L/M 74, Q/B 243,



C/N 301) 関連する海岸と海域を決定する際に十分な理由が示されない例 (T/L 75, GM 221, SM 93) 海岸の長さの不均衡がどのように等距離線の調整に反映されたか明らかでない例 (JM 91-92) がある。最近のバルバドス・トリニダード トバゴ事件でも、裁判所は、均衡性は広い概念であり、均衡性の感覚 (sense of proportionality) であると述べ、均衡性は海域の帰属を数理的に決定するものではないとの立場をとり (B/T 376) 海岸の長さや海域の面積に関し何ら比率を示さないまま均衡性の結論が下されている (B/T 376-380)。かくして均衡性の考慮がどの程度に最終的な海洋境界の画定に影響を及ぼすのか、その予測はきわめて困難である。

このように関連事情を地理的要因に限定したとしても、その客観的な考慮には限界がある。バルバドス・トリニダード トバゴ事件において、裁判所は、法原理により制約される (constrained by legal principle) なかで衡平な結果の達成のために司法的裁量を行使する権利と義務をもつと声明し、それだけが唯一の線はきわめて稀だと指摘した (B/T 244)。裁判所は、実際に、トリニダード島とトバゴ島の海岸正面を境界線に反映させる際、どこで調整を行なうかを決定するための魔法の公式 (magic formulas) があるわけではないと述べたうえで、適用法の制限内で裁量を行使するとして (B/T 372-374)、衡平な結果を達成するために等距離線を修正する必要がある場合、その修正に関しては裁判所の裁量行使が伴うことになろう (JM 90)。

## おわりに

海洋境界画定に関する国際法は、もっぱら判例に基づいて形成されてきた。現在では、等距離・関連事情の原則が定着し、主に地理的要因が関連事情として考慮されている。地質学的・地形学的要因に基づく自然延長論のような主張が受け入れられる余地はもはやなくなった。こうした状況のなかで、2006年、韓国、中国は、国連海洋法条約第298条に基づき、それぞれ海洋境界画定に関する紛争について条約上の義務的な裁判手続を受け入れない宣言を行なった<sup>(12)</sup>。判例を通じた境界画定の客観化により裁判の予測可能性が高まった結果と言えよう。

しかし、境界画定の客観化とは言っても、そこには限界がある。第一に、等距離の方法は、優位性を認められたと言っても、一般規則として義務的に適用される方法とはみなされていない。第二に、関連事情として地理的要因が重視されるとしても、その他の要因がまったく排除されたとは言えない。第三に、均衡性等の関連事情がいかなる場合に考慮の対象となるか、また、考慮の結果をどのように境界線に反映させるかについて明確な規準がなく、裁判所の裁量に委ねられている。これらの点をあわせ考えると、裁判による境界画定にはまだ予測が困難な面も多く残る。

こうした限界は、海洋境界画定に関する判例法が、裁判規範にとどまるのか、それとも、行為規範として国家実行を規律しうるのかという問いにつながる。バルバドス・トリニダード トバゴ事件判決は、他の紛争中の諸国の衡平な解決を求める交渉の助けとなるよう、判例において確立した法原理に合致した画定を行なうことが必要であると述べている (B/T

243) 外交交渉への指針の提供という裁判所の願いは、義務的な裁判制度が完備していない現実のなかで、果たしてどの程度交渉担当者に届くものであろうか。

- (1) この分野の国際判例の分析を中心としたこれまでの研究として、井口武夫「最近の海洋区域をめぐる国家間の境界画定に関する国際法の動向 『衡平 (Equity)』原則の導入の意義」『東海法学』13号 (1994年) 33-124ページ; 三好正弘「海洋の境界画定」、国際法学会編『日本と国際法の100年 (第3巻:海)』、2001年、163-187ページ。
- (2) 関連海域の特定に関しては、H. Thirlway, “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, Part Six,” *British Year Book of International Law*, Vol. 65 (1995) pp. 45-54.
- (3) *Id.*, p. 53.
- (4) この点に関し、位田隆一「最近の海の境界画定紛争における比例性の原則 国際法における比例性原則の研究」『法学論叢』124巻5-6号 (1988年) 99-100ページ。
- (5) ただし、ChurchillとLoweは、裁判所は、国家実行や*opinio iuris*を検討せず、慣習法が何かを宣言しており、したがって、ここで扱うのはもっぱら裁判官法 (judge-made law) だと述べている。R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea* (3rd ed., 1999) p. 185. 衡平原則の慣習法化の意義については、兼原敦子「大陸棚の境界画定における衡平の原則 (3・完)」『国家学会雑誌』101巻11・12号 (1988年) 46-101ページ。
- (6) Quintanaは、当初、等距離は国際法の原則と一般にみなされていたが、いまでは「他の方法に関して優先的地位をもたない単なる一つの方法となった」と指摘する。J. J. Quintana, “The International Court of Justice and the Formation of General International Law: The Law of Maritime Delimitation as an Example,” A. S. Muller et al. (eds.) *The International Court of Justice* (1997) p. 373. ただし、本論で次に述べるように、最近では、他の方法に対する優位性が認められるようになっている。
- (7) 等距離・関連事情の原則に関しては、P. Weil, *Perspectives du droit de la délimitation maritime* (1988) (英訳 *The Law of Maritime Delimitation: Reflections*, 1989) を参照。
- (8) Thirlway は、等距離線を引き、それを調整する方法は、少なくとも画定を求められる裁判所にとって「いまや確立するに至った」と論じている。H. Thirlway, “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, Supplement, 2005: Parts One and Two,” *British Year Book of International Law*, Vol. 76 (2006) p. 33. また、Evans も、最近の二つの判例 (Q/BとC/N) は、等距離・特別事情のアプローチの優位を再確立したと指摘する。M. Evans, “Maritime Boundary Delimitation: Where Do We Go From Here?” D. Freestone et al. (eds.) *The Law of the Sea: Progress and Prospects* (2006) p. 138.
- (9) 関連事情に関する文献は多数にのぼるが、最近の体系的な研究として、Y. Tanaka, *Predictability and Flexibility in the Law of Maritime Delimitation* (2006) を参照。
- (10) J. I. Charney, “Progress in International Maritime Boundary Delimitation Law,” *American Journal of International Law*, Vol. 88 (1994) pp. 247-248.
- (11) この事件も含め、事後の検証で不均衡とされ修正が行なわれた例がないことから考えて、事後の検証で不均衡とならないよう、関連海域の特定や線引きの修正等の操作が行なわれているとみるべきかもしれない。この点に関し、サンピエール・ミクロン事件のWeil判事の反対意見参照。ILM, Vol. 31 (1992) p. 1207, para. 25.
- (12) 韓国の宣言は2006年4月18日、中国の宣言は2006年8月25日。国連の海洋法のサイトを参照 (at [http://www.un.org/Depts/los/settlement\\_of\\_disputes/choice\\_procedure.htm](http://www.un.org/Depts/los/settlement_of_disputes/choice_procedure.htm), as of Aug. 20, 2007)。

えとう・じゅんいち 上智大学教授  
j-eto@sophia.ac.jp

---

# 海洋境界画定と領土紛争

## 竹島と尖閣諸島の影

坂元 茂樹

Sakamoto Shigeki

---

### はじめに

日本は三つの領土紛争を抱えている。ロシアとの間の北方領土（歯舞諸島、色丹島、択捉島、国後島の4島）、中国との間の尖閣諸島（中国名：釣魚諸島）および韓国との間の竹島（韓国名：独島）の領有権をめぐる争いである。しかし、日中間では、島の領有権そのものが争われ、海洋の境界画定の問題は今のところ議論の対象にはなっていない<sup>(1)</sup>。そこで、本稿の分析対象からは除外し、もっぱら尖閣諸島と竹島の問題を取り上げたい。

本稿で取り上げる日中と日韓の海洋境界画定をめぐる問題には、共通点と相違点が存在する。共通点とは、日中、日韓いずれにも漁業協定が存在することである。中国との間には、1997年に日中漁業協定が締結された。同協定は、東シナ海に北緯34度40分と北緯27度の緯線、東西を両国から距岸約52海里の線で囲まれた、両国が漁獲を行なう自国民と漁船に対する取り締まり等を行なう暫定措置水域を設置すると同時に、12条で「この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題についての両締約国のそれぞれの立場を害するものではない」とのディスクレイマー条項（without prejudice clause）を置いた。

韓国との間には、1998年に日韓漁業協定が締結された。同協定は、竹島の領有権問題を切り離して協議するとの1996年の橋本龍太郎総理と金泳三大統領（いずれも当時）による日韓首脳会談の合意により初めて可能となったものである。本協定は、竹島問題を棚上げにして、境界画定が困難な竹島周辺海域には日韓両漁民が操業できる北部暫定水域を設けて、暫定的に漁業秩序を維持する方策がとられた（9条、附属書）<sup>2)</sup>。もっとも、北部暫定水域ではそれぞれの漁民はそれぞれの国の法令によって取り締まることが合意されたため、予期せぬ結果が生じている。韓国では底刺し網漁業やかご漁業の漁法は禁止されておらず、その結果、これらの漁法によって仕掛けられた網などによって、日本漁民が実質的に北部暫定水域から排除され操業できない事態が生じている。こうした事態を受け、日本海の沿岸漁民は、韓国との間に排他的経済水域（以下、EEZ）につき早期の境界画定を望むようになってきている。なお、同協定では、日本海については、1974年に締結された日韓大陸棚北部協定の境界画定線を漁業暫定水域線として用いている（第7条）。かかる合意が可能になったのは、同協定では、領有権が争われている竹島が基点として採用されていないからである<sup>3)</sup>。

相違点は、前述のように韓国との間には大陸棚の境界画定条約が存在し、残されているのはEEZのみであるという状況なのに対して、中国との間には大陸棚もEEZの境界画定も

行なわれていないことである。韓国との間にEEZの境界画定問題が残ったのは、日韓大陸棚協定の締結当時、EEZの概念は法的主張としてはあったものの、慣習法の地位を有していなかったからである<sup>(4)</sup>。なお、日韓の間では前述の北部協定のほかに日韓大陸棚南部協定が締結され、東シナ海では境界画定を50年間棚上げして、両国の大陸棚の主張が重複する海域を共同開発によって解決することに合意した<sup>(5)</sup>。もっとも中国は、日韓間のこの合意は中国を拘束するものではなく、日韓間の共同開発区域も中国の大陸棚であるとの主張を行なっている。このように、大陸棚の境界画定では、隣接する又は向かい合う利害関係国が存在する場合が多く、こうした状況は二国間アプローチのみではなく地域的アプローチの必要性を示唆している。その後、「大陸棚制度を更新し、排他的経済水域を制度化した」<sup>(6)</sup>国連海洋法条約（以下、海洋法条約）が1982年に締結され、事態をいっそう複雑にしている。

日韓と日中では、領土紛争の性格も、外交交渉のあり方も異なるので、以下、個別に検討を加えてゆくこととする。

## 1 日韓の海洋境界画定と竹島の影

### (1) 竹島をめぐる領土紛争

竹島（韓国名：独島）は隠岐諸島と鬱陵島の間にある、男島と女島の2島と数十個の岩礁からなる島である。1952年、韓国の李承晩大統領が海洋主権宣言を行ない、竹島を含んだ漁業管轄水域（いわゆる李承晩ライン）を設けたことで紛争が表面化した。日韓両国の主張は、次の3点で対立している。第一に歴史的根拠、第二に1905年の日本による領土編入措置の効力、そして第三にカイロ宣言から1951年の対日平和条約に及び一連の措置の解釈問題である<sup>(7)</sup>。

日本側の主張によれば、1616年、江戸幕府の許可により、漁場開拓で80年間鬱陵島を経営し、その中継基地として竹島（当時の日本名は松島）を利用していた実績がある。江戸幕府は、1696年に鬱陵島の放棄を決定し、同島への渡航を禁止したが、竹島への渡航は禁止しておらず引き続き日本領としてとどまると主張する。他方、韓国は、『李朝官撰地理誌』に竹島を意味する于山島、三峯島への言及がある点や、松島の水域を日本漁民から守ったとする漁民安龍福の供述に関する『肅宗実録』の記述を、その証拠とする。いずれにしろ、これら両国の実行は、近代国際法の意味での実効的支配を竹島に行なっていたとはいえないように思われる。その意味では、両国とも国際法が要求する先占の要件（領有の意思をもって、無主地を実効的に占有すること）を満たす必要があった。

こうした状況下で、1905年2月、日本は竹島を島根県に編入し告示する措置をとった。韓国は、この日本の措置は先占にあたるが、そもそも竹島は無主地ではなく韓国領であること、日本による領有意思の表明が島根県告示でなされており、韓国に通告がなかったことを理由として、その無効を主張している。これに対し、日本は、韓国が竹島を実効的に占有していた事実を立証する必要があること、1898年の南鳥島の編入も東京府告示でなされているが外国から争われていないこと、国際法上他国への通告義務はないと反論している。

その後、1943年のカイロ宣言で、日本は、「暴力及び貪欲により略取した他のすべての地



域から駆逐される」ことになった。これを受けた1951年の対日平和条約は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」(2条(a)項)と規定した。問題は、このなかに竹島が含まれるかどうかである。韓国は、このなかに竹島が含まれるとし、日本が略取した独島は、日本から分離されることになったと主張する。また、占領下の1946年1月、連合国軍司令部覚書(SCAPIN)第677号が、日本から政治上、行政上分離する地域として、済州島や鬱陵島とともに竹島を含めたこと、また、同年6月に設定されたマッカーサー・ラインが、竹島を日本漁船の操業区域外に置いたことをその証拠とする。これに対し、日本は、併合前から日本領であった竹島はカイロ宣言に言う略取した地域ではないし、対日平和条約でもSCAPIN第677号にあった竹島の名は明示に排除されている。また、SCAPIN第677号自体、この指令中の条項はいずれも日本国領土帰属の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解してはならないと断っている、と反論している<sup>(8)</sup>。

日韓国交正常化交渉でも、竹島問題は争点となった。1965年、日韓基本関係条約締結とともに、両国の間に、「紛争解決に関する交換公文」が交わされ、外交交渉によって解決できない紛争は、調停により解決することが合意された。日本は、この紛争のなかに竹島問題は含まれると解しているが、韓国は、独島は固有の領土であり、この問題は日韓間の「紛争」たりえないと主張する。しかし、国際法上、一国の主張によって紛争の存否が決定されるわけではない。現在の国際司法裁判所(以下、ICJ)の前身である常設国際司法裁判所は、1924年のマプロマチス・パレスティン事件において、「紛争とは、二つの主体間の法律又は事実の論点に関する不一致、法律の見解又は利益の衝突である」<sup>(9)</sup>と定義している。また、1950年、ICJは、平和諸条約の解釈に関する勧告的意見のなかで、「国際紛争が存在するか否かは客観的に決定されるべきものであって、単に紛争が存在しないと主張がその不存在を証明することにはならない」<sup>(10)</sup>と述べている。これらの判例に従えば、日韓両国の間には、竹島の領有権をめぐる「紛争」が存在する。なぜならば、両国はともに、この島の領有権を主張しており、ここに領有をめぐる両国の法律の見解の対立があるからである。日本は、1954年9月25日の口上書で韓国にこの問題をICJに提訴することを提案したが、拒否されている。交換公文に基づく調停も、ICJによる解決も韓国の同意を必要としており、解決の糸口が容易に見出せない状況になっている。韓国では、竹島は日本の韓国侵略における最初の犠牲地であり、日本による韓国併合の第一歩と位置づけられている。日本が竹島を編入した前年の1904年に締結された第1次日韓協約で外交権が制約されており、日本の措置に対して抗議を唱えられない状況にあったというのである。盧武鉉大統領が2006年4月に出した特別談話の表現を借りれば、「独島は歴史的意味をもった我々の土地だ」との認識があり、竹島問題は領有権をめぐる単なる法律的紛争にとどまらず歴史認識の問題でもあると韓国では認識されており、このことが解決をいっそう困難にしていると言えよう。

## (2) 海洋境界画定をめぐる日韓の対立

海洋境界画定に適用される法は、日韓両国が当事国である海洋法条約である。同条約は、EEZおよび大陸棚の境界画定について次のように規定する。



「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域(大陸棚)の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」(74条・83条)<sup>11)</sup>。

同一の内容を有するこれらの条文は、境界画定の合意に達するために関係国が誠実に行動する一般的な義務を確認していると言えよう<sup>12)</sup>。従来から、大陸棚またはEEZの境界画定に関しては、等距離・中間線原則と衡平原則という二つの考え方がある<sup>13)</sup>。しかし、先の二条文は、等距離・中間線原則にも、また衡平原則にも何ら言及していない。チャーチル(R. R. Churchill)やロウ(A. V. Lowe)の表現を借りれば、単に合意による境界画定を言うにすぎない<sup>14)</sup>。そこには、境界画定の問題は事例ごとに事情が異なっており、普遍的な基準を定めるのは困難という認識がある。

しかし、EEZの境界画定の基準をめぐって、日韓の間に意見の対立があるわけではない。なぜなら、両国とも、中間線を主張しており、その意味では等距離・中間線原則を主張している。日本は竹島を基点とした「竹島・鬱陵島中間線」を、韓国はこれまで「鬱陵島・隠岐中間線」を主張していた。ところが、2006年4月以来くすぶっていた竹島周辺海域における海洋調査をめぐる緊張が思わぬ波紋を呼んだ。2006年7月5日、日本の再三にわたる中止ないし延期要請にもかかわらず、韓国は竹島周辺海域で海流調査を実施した。その際、日本の主張する中間線の日本側海域に調査船が入ったとされる<sup>15)</sup>。他方、日本は竹島周辺海域で放射能汚染調査を実施することを通告した。韓国は当初、日本船舶の拿捕も辞さないという強行策を表明したが、結局、同年10月7日に両国で共同調査(相手方調査船への調査員の乗り込み、データ交換等)を行なうことで妥協が成立した。

紛争の背景には、いずれの国も竹島の領有権の主張を根拠に、海洋調査には沿岸国の事前許可が必要だとの態度をとったことがある。そこで日本は、尖閣諸島周辺海域の場合と同様に、相互事前通報制度の枠組み作りを提案したが、韓国はいまだこれに応じていない。しかし、仮に韓国が、日本の反対にもかかわらず、今後海洋調査を強行する事態が生じたとしても、海洋法条約241条が規定するように、「海洋の科学的調査の活動は、海洋環境又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張の法的根拠も構成するものではない」ので、領有権の帰趨に影響を与えることはない。

こうした緊張関係のあおりを受けて、韓国は、突如、これまでの姿勢を転換し、中間線の基点となる島を鬱陵島から竹島に変更した。この通告は、2000年6月以来、6年ぶりに再開された2006年6月の第5回の日韓両国のEEZ境界画定交渉の場で行なわれた<sup>16)</sup>。こうして、島の領有をめぐる紛争が境界画定交渉に大きな影を投げかけることとなった。すなわち、EEZの基点を鬱陵島としていた韓国(竹島はEEZを有しない岩礁であるとの理解と推察される)は、竹島を基点とした「竹島・隠岐中間線」の立場を採用したのである<sup>17)</sup>。これに対して、日本は従来から竹島を基点とした「竹島・鬱陵島中間線」を主張しており、このため境界画定の交渉は暗礁に乗り上げている。このように両国は、日韓大陸棚北部協定とは異なり、竹島を基点として採用している。その結果、竹島の領土紛争の解決なしに、EEZの境界画定は困難な事態となった。

ただ、見方を変えれば、韓国の方針転換は、両国が、竹島がEEZを有する島であることに合意したことを意味する。海洋法条約121条は島の定義を行ない、「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう」(1項)と規定する一方、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」(3項)と規定する<sup>(18)</sup>。日比谷公園ほどの広さの岩礁である竹島は、EEZを有しない島であるとの主張を韓国は放棄したように見える。高潮時にわずかに北小島および東小島の二つの岩礁が約50cm海上にでるにすぎない沖ノ島島の周囲にEEZを設定している日本にとっては、この韓国の方針転換は歓迎すべき点もあると言えよう<sup>(19)</sup>。

仮にこの膠着状態を打破するために、日本が、「竹島は領有権を争っている島なのでお互いにEEZの基点として用いることをやめよう」と提案しても、韓国がこれを受け入れることはないであろう。なぜなら、韓国は竹島紛争そのものが存在しないという立場をとっており、この日本提案は到底受け入れられるものではないからである<sup>(20)</sup>。その意味で、両国の交渉は、しばらく膠着状態が続くと思われる。実際、2007年3月に開催された第7回の交渉では、両国は、境界画定は「国際法に基づいて合意により行う」という海洋法条約の条文を確認したにとどまった。

万一、外交交渉で島の領有権の帰属が決定したとしても、海洋境界画定にあたって、竹島にどのような効果を与えるかという問題が次に生じる。基点として完全な効果を認めるのか、または竹島の存在を無視して境界画定を行なうのか(無効果)<sup>(21)</sup>、あるいは1977年の英仏大陸棚境界画定事件判決がシリヤ諸島に対して認めたような半分効果(最初に、島を基点として用いることなく二つの沿岸の間に等距離線を引く。次に、島を基点として用いて等距離線を引く。そして、島に半分効果を与える線は、これらの二つの等距離線の間引かれた線ということになる)<sup>(22)</sup>を与えるのかという問題が残る。

韓国との間で日本が抱えている紛争と同様に、島の領有権の帰属と海洋境界画定が請求主題となったのが、ICJのカタルとバーレーンの海洋境界画定および領土問題事件である<sup>(23)</sup>。本事件は、その事件名からも明らかのように、カタル半島の一部といくつかの島や礁の帰属の決定と、両国間の海洋境界画定問題がその争点であった。さらに本事件では、かつて被保護国(カタルとバーレーンはともに1971年まで英国の被保護国)であった国の島の領有権が争われたという意味でも類似性を見出すことができる。裁判所は、最初の段階で領土問題を、次の段階で海洋の境界画定の問題を扱うという2段階アプローチを採用した。その意味では、エリトリア・イエメン仲裁裁判に類似している<sup>(24)</sup>。裁判所は、領有権の帰属の決定にあたって、宗主国の英国がどのような態度をとっていたかを重視した<sup>(25)</sup>。裁判所は、争点となっている島などの権原(title)に関する複雑な問題を考察する代わりに、島などの帰属の裁定を行なった1939年の英国の決定に焦点を当て、その性質や法的効果にもっぱら依拠したのである<sup>(26)</sup>。すなわち、両国が保護国から独立する以前の宗主国である英国による1939年決定は、国際法上、「国家間の紛議を、当該国家自らの選択により、かつ法の尊重に基づいて裁判官が解決することである」仲裁とは異なるとしながらも、そのことは当該決定に法的効果がないということの意味しないとして、その決定は両国を拘束すると

判示した<sup>(27)</sup>。こうした宗主国の意思を重視するという手法が竹島問題に適用されるならば、日本に有利な判決を期待できるかもしれない。

## 2 日中の海洋境界画定と尖閣諸島の影

### (1) 尖閣諸島をめぐる領土紛争

尖閣諸島（中国名：釣魚島）は沖縄県八重山諸島の北方にあり、魚釣島、北小島、南小島、久場島（黄尾嶼）、大正島（赤尾嶼）の五つの小島と三つの岩礁からなる島嶼群である。尖閣諸島の場合は、日韓両国が歴史的根拠を主張した竹島と異なり、歴史的根拠を主張するのは中国のみである。日本は、無主地に対する先占をその領有権の根拠としている。すなわち、1895年の閣議決定により、これらの諸島を無主地として沖縄県に編入し（ただし、大正島の編入についてはやや遅れ1921年）、平穏かつ継続的に国家機能を行ってきたと主張する。また、竹島が戦後すぐ紛争化したのとは異なり、紛争が顕在化するのには沖縄返還協定が締結された1971年である。同年、台湾が、次いで中国が自国領と表明し、同諸島が日本に返還されることに反対してからである。その契機となったのは、1968年の国連アジア極東経済委員会（ECAFE）による、尖閣諸島周辺海域には石油・天然ガスが多量に存在する可能性があるとの発表であった。したがって、この領土紛争は、当初から海底資源をめぐる紛争の性格を色濃くもっていたと言える。

中国は、尖閣諸島が明・清時代の『冊封使録』その他の文献に「釣魚嶼」、「黄尾嶼」、「赤尾嶼」として言及されており、台湾の付属島嶼であったと主張する。尖閣諸島は日清戦争で日本が「盗取」した地域であり、「暴力及び貪欲により略取した地域からの駆逐」を定めた1943年のカイロ宣言により返還されなければならないと主張する。これに対し日本は、冊封使の航路目標としてこれらの島が知られていたとしても、積極的に中国領とする文献は存在しないと反論する。また、尖閣諸島は日本が平和裏に自国に編入した領土であり、対日平和条約は「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」（2条（b）項）と規定するが、同諸島は台湾の付属島嶼ではなく、日本が放棄した台湾には含まれないとする。また、台湾との間に締結された日華平和条約でも、尖閣諸島の返還については明記されていないことを指摘する。つまり、仮に中国が歴史的根拠をもっていたとしても、中国も台湾も、尖閣諸島の日本編入後75年間、何らの異議も唱えず日本による領有を黙認してきており、日本の領土であることは明確だということである<sup>(28)</sup>。

### (2) 海洋境界画定をめぐる日中の対立

前述したように、日中間には大陸棚もEEZの境界画定も行なわれていない。領有権をめぐって争っている尖閣諸島の周辺海域をどちらの海域とするかで境界画定の線は大いに異なりうる<sup>(29)</sup>。日本は尖閣諸島と中国大陸との中間線を主張している。これは、尖閣諸島は海洋法条約121条2項の「3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される」に従い、EEZも大陸棚も有する島であるとの認識を前提にしている。他方、中国は、1992年2月に台湾および尖閣諸島を含む各島を中国領土とする旨を規定した「領海及び接続水域に関する法律」

を制定している（日本は抗議）。ただし、今のところ、中国は大陸棚に関する自然延長論の立場をとっており、尖閣諸島の法的地位（島か岩か）について公式な態度は表明していない。時折、中国の研究者の議論として、尖閣諸島は大陸棚やEEZを有しない岩であるとの議論（日本が基点として用いることを封殺する議論）が聞こえてくる程度である。いずれにしろ、EEZの境界画定問題を公式には提示していない。その結果、対立は、境界画定の対象認識の相違および境界画定の基準をめぐる生じている。

2003年8月、中国が白樺（中国名：春曉）油ガス田の開発に着手したことによって、日中間で、この資源開発をめぐる激しい対立が生じている。これに対し、日本は、2004年7月より、経済産業省によるノルウェーからチャーターした3次元探査船を使った探査結果により、中国が開発している一部の油ガス田については、その構造が中間線以東（日本側）まで連続していることが明らかまたはその可能性を否定できないとして、日本の資源が吸い取られるおそれがあるとして、これらの油ガス田の情報提供および開発中止を要求している<sup>(30)</sup>。しかし、中国はこれに応じていない<sup>(31)</sup>。これまで民間会社の鉱業権の出願の許可または不許可の処分を留保してきた日本も<sup>(32)</sup>、これに対抗して、2005年7月、日本の民間会社である帝国石油会社から出されていた試掘権設定申請に対し許可を与えた<sup>(33)</sup>。他方、中国は2005年9月には樞（中国名：天外天）での生産を開始し、白樺についても、海底パイプラインでつながった浙江省寧波市の天然ガス処理施設が試運転を始めた。

#### 境界画定の対象は何か 大陸棚かEEZか

中国は東シナ海の境界画定をめぐる紛争を大陸棚の境界画定と捉えている<sup>(34)</sup>。これに対し、日本はEEZと大陸棚の境界画定をめぐる紛争と捉えている。

中国は、自然延長論を採用し、自らの主権的権利は沖縄トラフ（船状海盆）まで及ぶと主張する。こうした主張を基礎に、係争海域は中間線と沖縄トラフの間であるとする認識の下、中間線以西（中国側）で海底資源の探査・開発を進めている。とりわけ、中間線の中国側4.5キロメートルの地点で海上プラットフォームを稼働させ油ガス田の開発を本格化させている（いわゆる春曉油ガス田問題）。他方、日本は、沖縄トラフは窪みにすぎず大陸棚の物理的限界を示すものではないと主張する。また、400海里未満の東シナ海の海域において境界を確定するにあたっては、両国間の中間線を基本とすべきであると主張している。つまり、日本は、係争海域は東シナ海全体におけるお互いの200海里の重複する海域であると主張し、中間線の設定はあくまで暫定的なものにすぎず、境界が合意によって設定されるまでは、国際法上の権原として日本のEEZもしくは大陸棚が、日本の基線から200海里まで及んでいることは不変であるとの立場を採用している<sup>(35)</sup>。そうすると、「排他的経済水域及び大陸棚法」という国内法で定めた中間線の意義が問題になるが、この点については、日本の法令適用上の限界を一方向的に設定したものであり、対外的に日本の主張を制約するものではないという立場をとっている。

ところで、最近の海洋境界画定においては、EEZおよび大陸棚の境界画定につき同一の境界線を引く傾向がある。海洋法条約は、原則として、EEZと大陸棚について単一の境界線を義務づけているわけではない。なぜなら、EEZの権原の根拠は200海里の距離基準であるの



に対し、大陸棚のそれは沿岸陸地と海底地質構造との連続性という自然延長だからである(57条、76条)。しかし、EEZが設定されている水域では、大陸棚は距岸200海里まではEEZに包摂されるのであり、自然延長は200海里を超える部分にのみ関係する。こうしたこともあってか、境界画定にあたって単一の境界線を引く国家実行がみられる。カタール・バーレーン海洋境界及び領土問題事件の判決で、ICJは、次のように判示した。

「単一境界線概念は……自らに属する海洋管轄権をもつ様々な水域を確定する1本の連続した境界線を確立したいという国々の願望にその説明を見出すことができる」<sup>(36)</sup>

少なくとも、自然延長論にこだわる中国は大陸棚の境界画定のみを希望しており、単一の境界線が可能となるかどうか予断を許さない状況である。しかし、200海里制度が確立された今日、EEZを棚上げにして、大陸棚のみの境界画定を行なうことがどれほど現実的であるか疑問なしとしない。なお、EEZに関する海洋法条約56条3項の「この条に定める海底及びその下についての権利は、第六部〔大陸棚に関する部〕の規定により行使する」との規定を捉えて、海底及びその下については、大陸棚制度が優越し、境界画定についても自然延長論が優越するとの議論を行なう論者がいる。しかし、同項が想定しているのは、いわゆる開発方法や方式の問題であって、境界画定方法ではない。そう理解しなければ、境界画定方法につき、海洋法条約が、前述したように、EEZと大陸棚について同一の条文(74条・83条)を置いた意味がでてこない<sup>(37)</sup>。

#### 境界画定の基準 国際判例の動向

日本は、1996年に「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定し、EEZおよび大陸棚のいずれについても暫定的に中間線を引いている(1条2項、2条)。他方、中国は、1998年に「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定し、「海岸が隣接し又は向かい合っている国家と排他的経済水域および大陸棚に関する主張が重なり合う場合、国際法を基本として衡平原則に基づき協議により境界画定を行う」(2条)と規定している。つまり、日本は、境界画定に関する最近の国際判例にかんがみ、EEZおよび大陸棚ともに中間線に基づき境界を画定すべきだと主張するのに対し、中国は、境界画定の際に中間線を用いることは適当ではないと主張する。特に、大陸棚については大陸棚の自然延長として沖縄トラフまでの主権的権利を主張する。EEZについては、その立場を明らかにしていないが、衡平原則に依拠しているように思われる。このように、両国の東シナ海における境界画定に関する基本的争点は、画定基準を定める法原則について、「等距離基準・特別事情」と「衡平原則・関連事情」のいずれを一般規則として認めるかという点にある。日中両国はこの問題で交渉を重ねているが、双方の主張はいまだ対立している。

ところで、ICJには、これまで13件に及ぶ大陸棚の境界画定紛争が付託されている<sup>(38)</sup>。ICJは、1969年の北海大陸棚事件判決において、大陸棚条約6条2項の等距離原則を排除し、境界画定は衡平の原則に従い、自然の延長を構成する大陸棚の部分をその国に帰属させるように考慮して、関係国間の合意に基づいて行なわなければならないと判示した<sup>(39)</sup>。しかし、海洋法条約で200海里EEZの制度が採用されて以後、ICJの判例には大きな変化がみら



れる。

ICJは、1982年のチュニジア・リビア大陸棚事件判決において、「領土の自然な延長という観念は、……それ自体、近隣国の権利に対する関係で一国の権利の及ぶ正確な範囲を決定するのに必ずしも十分ではなく、また適当でさえないであろう」とし、「沿岸国の自然な延長が大陸棚に対するその法的権原の基礎であるという原則は、本件において、隣接する国に属する区域の境界画定に適用される基準を必ずしも提供するものではない」と判示した<sup>(40)</sup>。自然延長の基準によって大陸棚の範囲を定めることはできても、境界画定の基準としてはそのまま用いることはできないというのである<sup>(41)</sup>。

また、同裁判所は、1985年のリビア・マルタ大陸棚事件判決において、EEZと大陸棚との関係について、「EEZと同様に、大陸棚にはいまや距離基準が適用されなければならない」とし、「とりわけ、権原の証明のときはそうであって、200海里以内では沿岸からの距離に依存し、地質学的特性はまったく無関係である」としたうえで、「裁判所としては、国家実行は等距離方法又は他のいかなるものも義務的にしていないと考える。ただ『印象的な証拠』として、等距離方法はさまざまな場合に衡平な結果を生み出すことが考えられる」と判示した<sup>(42)</sup>。本事件では、両国間の中間線を基礎に、無人の島の存在や海岸線の長さなど衡平の考慮により、その線を修正して境界線を決定した。

1993年のヤンマイエン海洋境界画定事件判決は、大陸棚条約6条に言う「等距離・特別事情規則」が衡平原則に基づく一般規則を表わすものであれば、これと慣習国際法上の「衡平・関連事情規則」との間に実質的な差異はないとし、大陸棚の境界画定においては、大陸棚条約6条ではなく慣習法を適用するとしても、暫定的に中間線を引いて、それを関連事情により調整するのは先例と一致していたとした。実際、等距離中間線を暫定線としたうえで、衡平な解決を達成するために、海岸線の長さや漁業資源の分布状況などの関連事情を考慮に入れて、中間線を修正し、大陸棚とEEZに共通する境界線を示した<sup>(43)</sup>。

2001年のカタル・バーレーン間の海洋境界画定及び領土問題事件判決では、ICJは、等距離中間線を暫定的に引いたうえで、考慮すべき特別の事情の存在を検討しつつ、その線を若干修正する判断を示したのである<sup>(44)</sup>。

こうした国際判例の動向をみれば、たしかに大陸棚の境界画定の基準はあらかじめ特定されているわけではないが、向かい合っている国同士の間では、中間線が一つの基準とされていると言えよう。換言すれば、大陸棚の境界画定基準としての自然延長論は決定的なものではなく国際判例のなかでは次第にその比重を低下しつつあると言える。また、EEZの概念が定着するにつれ、200海里の距離基準に包摂される大陸棚の概念がEEZの制度のなかに吸収されて<sup>(45)</sup>、向かい合う国の間における400海里未満の海域の境界画定にあたっては、衡平な解決を図るために、自然延長論が認められる余地はなく、中間線を暫定的に引いたうえで個々の関連事情を具体的に考慮してその暫定線を修正するという方式が採用される傾向にあることを指摘できる<sup>(46)</sup>。しかし、中国は依然として大陸棚の境界画定の基準として自然延長論を主張しており、EEZとの単一の境界線を引くことを希望しているかどうかはともかく、大陸棚の境界画定について日本との間に合意は存在しない。

前述したように、尖閣諸島の領有権をめぐる両国の主張は対立しており、この問題の解決なしに境界画定の合意は容易ではないと推察される。逆に、境界画定交渉の長期化が確実であるために、両国は共同開発の協議を優先させているとも言える<sup>(47)</sup>。しかし、日中は共同開発の対象となる海域をめぐる対立している。日本は、係争海域は東シナ海全体におけるお互いの200海里の重複する海域であると考え、共同開発はこの水域、日中中間線をはさんで行なわれるべきだと主張する。他方、中国は、係争海域は中間線と沖縄トラフの間にあり、共同開発は日中中間線の東側海域で行なわれるべきだと主張する。中間線の西側は中国が単独で開発できる海域であり、共同開発の対象とはならないというのである。日本は、2007年7月に施行された「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律」により、日中中間線の東側での第三国による日本の試掘船に対する妨害活動に対処できる法律を制定した。しかし、中国が沖縄トラフまでの大陸棚に対する主権的権利を主張する以上、日本が実際に探査活動に入った場合、日中はさらに対立を深めることになる。

### おわりに

EEZおよび大陸棚の境界画定に関する海洋法条約74条2項および83条2項では、「関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第15部に定める手続〔紛争解決手続〕」に付すると規定している。しかし、中国は東シナ海の檣（中国名：天外天）や白樺（中国名：春曉）で一方的開発に踏み切る直前の2006年8月25日に、国連事務総長に対して、298条1項(a)(b)および(c)に定める紛争につき、第15部第2節（拘束力を有する決定を伴う義務的手続）から除外する旨の宣言を寄託した<sup>(48)</sup>。ということは、(a)項(i)にあるように、「海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」について、附属書に定める仲裁裁判所において紛争を解決する途は閉ざされていることになる。もっとも、同項(i)には、続けて、「ただし、宣言を行った国は、このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ、かつ、紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を附属書第2節に定める調停に付することを受け入れる」と規定する。海洋法条約は、本件が附属書第2節に定める強制調停に付されることを必ずしも排除していない。しかし、この強制調停の対象は、海洋法条約の効力発生（1994年11月16日）後に生じた紛争に限定されるので、日中の境界画定をめぐる紛争が1994年以降に発生したと言えなければ、強制調停の対象から外れることになる<sup>(49)</sup>。また、両国には尖閣諸島の帰属に関する領有権の争いがあり、同項(i)の末文の「島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付されない」と規定されているので、本件は強制調停にも付されないことになる<sup>(50)</sup>。強制調停とは別の任意の調停による解決が284条に規定されているが、手続開始に相手国の同意が必要とされ（2項・3項）、またその効果も勧告にとどまるので（附属書V7条）、あまり効果は期待はできない。いずれにしても、中国には、東シナ海の境界画定問題を海洋法条約が定める紛争解決手続で解決しようとする姿勢はみられない。

それでは、ICJを利用して紛争解決する可能性があるかと言えば、これも否定的に解するほかない。周知のように、ICJには強制管轄権がなく、紛争当事国の一方が紛争を相手国の同意なしに付託することはできない。ICJの管轄権を認める選択条項についても、日本は選択条項の受諾宣言を行なっているものの、中国はこれを行なっておらず、ICJにこの問題を付託するには特別合意以外に方法はない<sup>(51)</sup>。日本はともかく、海洋法条約上の義務的紛争解決手続を回避しようとする中国が特別合意の締結に同意するとは考えにくい。現在の状況で、こうした第三者の司法機関による紛争解決のめどがない以上、この問題は両国の外交交渉による解決に委ねるほかない。その外交交渉で、前述したように、境界画定を棚上げにした共同開発の議論がでている。

両国の活動の法的基盤を安定化するためには境界画定の合意が最善ではあるが<sup>(52)</sup>、暫定措置として共同開発に関する協議が優先されていると言える。実際、温家宝國務院総理の2007年4月の訪日の際、日中両国首脳は、東シナ海の問題につき、「互惠の原則に基づき共同開発を行うこと」とし、共同開発については「双方が受入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行う」ことに合意した<sup>(53)</sup>。たしかに、共同開発は万能薬ではないが、境界画定の困難な海域で成功を収めた例もあり、十分検討に値する<sup>(54)</sup>。もちろん、共同開発区域設定のための交渉それ自体容易ではないが、日中両国が日中友好という大きな枠組みのなかでこれに取り組むことは大きな意義があると思われる。1989年のティモール・ギャップ協定は、対象海域をめぐる自然延長論の立場（オーストラリア）と中間線の立場（インドネシア）の膠着状態を棚上げにすることによって、実際的な経済的利益を確保する途を両国が選んだ政治的成果である。もちろん、同協定の例をみてもわかるように、本文で共同開発区域について合意したとしても、そこでの共同開発を具体的に実施するための附属文書（石油探掘コード、生産分与に関するモデル契約書、二重課税防止のための租税コードなど）をまとめる必要がある<sup>(55)</sup>。ひとくちに共同開発と言うが、具体的実施のためには詰めるべき課題も多い。しかし、これに取り組む価値は十分にあると思われる。

韓国もまた、2006年4月18日に、国連事務総長に対して、298条1項(a)(b)および(c)に定めるすべてのカテゴリーの紛争につき、第15部第2節（拘束力を有する決定を伴う義務的手続）に規定するいかなる手続も受け入れない旨の宣言を寄託した。そして、同宣言は直ちに効力を有すると付け加えた<sup>(56)</sup>。前述した中国と同様、竹島問題並びに境界画定問題を海洋法条約が定める紛争解決手続で解決する途は閉ざされていると言えよう。ICJについても同様である。前述したように、日本は、1954年に竹島問題をICJに提訴することを提案したが、韓国により拒否されており、竹島紛争は存在しないという立場の韓国が紛争を付託するための特別合意を締結する可能性はほとんどないと言わざるをえない。中国との比較で言えば、韓国との場合には、今のところ解決の糸口もみえない状況である。

いずれにしても、国際法上の問題を中核とする外交問題に司法的解決の可能性がないのであれば、中国や韓国との外交交渉の場において、外交当局に国際法上の議論に対応できる布陣をしいて、国際法上は日本の主張に利があることを粘り強く説得するしかない。それは、2007年7月に施行された海洋基本法採択の際の、「海洋の新たな秩序を構築すること



が海洋国家としての我が国の国益に沿うことにかんがみ外交的施策を始めとする各般の施策をより一層強力に推進する」という国会の附帯決議に沿う取り組みと言えよう。

- (1) なお、日口の漁船がそれぞれ相手国の200海里内で漁獲を行なう手続や条件を定めた日口地先沖協定第7条は、「協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない」と規定する。北方4島周辺海域で日本が有償入漁の見返り金をロシアに支払っているが、これはいわゆる「入漁料」ではなく、日本漁船が入域する水域でのロシアの資源管理措置に対する必要費用の分担との位置づけがなされている（「北方4島周辺海域における韓国サンマ漁船問題（水産庁見解）」2001年6月22日）。その意味では、EEZに絡む問題は存在するが、境界画定問題は前面には出ていない。
- (2) もっとも、協定第15条は、「この協定のいかなる規定も、漁業に関する事項以外の国際法上の問題に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない」とのディスクレイマー条項（without prejudice clause）を置いている。
- (3) 小田滋『海洋法研究』、有斐閣、1975年、167ページ。芹田教授は、紛争中の島は境界画定の基点として考慮されないと主張するが、EEZの境界画定では日韓とも竹島を基点として主張しており、事例や状況ごとに異なるように思われる。芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』、有信堂、1999年、注2）52-55ページ参照。
- (4) 日本が「漁業水域に関する暫定措置法」により200海里漁業水域を設定したのが1977年、海洋法条約がEEZを制度化したのが1982年、ICJがリビア・マルタ大陸棚事件でEEZの慣習国際法性を承認したのが1985年である。ICJ Reports 1985, p. 33, para. 34.
- (5) なお、本協定は、その第28条で、「この協定のいかなる規定も、共同開発区域の全部若しくは一部に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界画定に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない」というディスクレイマー条項（without prejudice clause）を設けている。
- (6) 奥脇直也・小寺彰「日本と『国際法問題』」『ジュリスト』No. 1321（2006年）8ページ。
- (7) 太寿堂鼎『領土帰属の国際法』、東信堂、1998年、139ページ。
- (8) 同上、148-150ページ。
- (9) PCIJ (Permanent Court of International Justice) Series A, No. 2 (1924) p. 11.
- (10) ICJ Reports 1950, p. 74.
- (11) ICJ 規程第38条への言及は、具体的な問題の解決方法につき明確な指針を与えるものではない。この点については、Cf. Tullio Scovazzi, “The Evolution of International Law of the Sea: New Issues, New Challenges,” *Recueil des Cours*, Vol. 286 (2000) p. 195.
- (12) *Ibid.*, p. 196.
- (13) 栗林忠男「排他的経済水域・大陸棚の境界画定に関する国際法理 東シナ海における日中間の対立をめぐって」『東洋英和女学院大学大学院紀要』第2号（2006年）3ページ。
- (14) R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, p. 191.
- (15) 兼原敦子「日韓海洋科学調査問題への国際法に基づく日本の対応」『ジュリスト』No. 1321（2006年）59ページ参照。
- (16) 第1回は1996年8月に、第2回は1997年5月に、第3回は同年11月に、第4回は2000年6月に、第5回は2006年6月に、第6回は同年9月に、東京とソウルで順番に開催されている。
- (17) 『読売新聞』2006年6月14日。
- (18) カタール・バーレーン間の海洋境界及び領土問題事件では、バーレーンが海洋法条約の当事国であるのに対し、カタールは非当事国であった。そこで、ICJは慣習法を適用せざるをえなかったが、島の帰属の決定に際し、第121条2項を慣習法の法典化と捉え、同規則により、島はその規模にかかわらず、どれも同じ地位を共有し、したがって、他の領土の場合と同じく、海洋の権利を発生



- させると判示したのに対し、ジャリム礁という岩礁を考察する際に、同条3項を用いなかったという事実は、ICJが当該条文についての慣習法性を認めなかったことを示唆しているとの評価をなす論者がいる。Cf. Malcolm D. Evans, “Case Concerning Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain)” *ICLQ (International and Comparative Law Quarterly)* Vol. 51 (2002) p. 717, n. 54.
- (19) 日本は、1977年に沖ノ鳥島の周囲に200海里の漁業水域を、1996年に200海里の排他的経済水域を設定したが、いずれの国からも抗議を受けたことはない。2004年4月22日、同島周辺で海洋の科学的調査を進める中国が、中国海洋調査船問題に関する日中協議の場で、「沖の鳥島は海洋法条約第121条3項に言う岩であり、その周辺に200海里の排他的経済水域を設定することができない」と初めて主張した。
- (20) 芹田、前掲書、注3) 241ページ。
- (21) 日韓北部大陸棚協定における竹島がそうだが、このほか、三つの島の領有権の帰属と大陸棚の境界画定を解決した1969年のアブタビ・カタール協定でも、いずれの島も基点としては無視された。芹田、同上、52-53ページ。
- (22) 芹田、同上、116ページ。
- (23) 本判決の詳しい内容については、国際司法裁判所研究会「カタールとパレーン間の海洋境界画定および領土問題事件（本案判決）（2001年3月16日）」（坂元茂樹担当）『国際法外交雑誌』第105巻4号（2007年）122-149ページ参照。
- (24) 最初の裁定は1998年10月9日に、2番目の裁定は1999年12月17日に下された。本裁定については、Cf. *International Legal Materials*, Vol. 40 (2001) pp. 900ff and 983ff. 本件の評価については、Cf. Barbara Kwiatkowska, “The Eritrea/Yemen Arbitration: Landmark Progress in the Acquisition of Territorial Sovereignty and Equitable Maritime Boundary Delimitation,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 32 (2001) pp. 1-25.
- (25) Glen Plant, “Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain) Judgement,” *A.J.I.L. (American Journal of International Law)* Vol. 96, No.1 (2002) pp. 205-206.
- (26) Separate Opinion of Judge Kooijmans, *ICJ Reports* 2001, p. 225, para. 1.
- (27) *ICJ Reports* 2001, p. 77, para. 114 and p. 83, para. 139.
- (28) 太寿堂、前掲書、注7) 200-203ページ；芹田健太郎『日本の領土』、中公叢書、2002年、106-145ページ参照。
- (29) Ji Guoxing, “Maritime Jurisdiction in the Three China Seas,” *IGCC Policy Papers* (University of California, Multi-Campus Research Unit) 1995, Paper PP19 (<http://repositories.cdlib.org/igcc/PP/PP19>, p. 10) 中国の海洋開発の現状については、金永明「中国における海洋政策と法的制度について」『広島法学』第30巻4号（2007年）117-128ページ参照。
- (30) 2005年4月、経済産業省は白樺油ガス田と楠（中国名：断橋）ガス田が中間線の日本側までつながっていることを確認したと発表した。経済産業省『エネルギー白書2005年版』、ぎょうせい、2005年、8ページ。
- (31) 大陸棚の境界にまたがって単一の鉱床があり、資源が流体物である場合には、一方の側からの一方的採取は他方の側の権利を侵す結果になりかねず、その意味でも双方の協力は不可欠である。三好正弘「日中間の排他的経済水域と大陸棚の問題」、栗林忠男・秋山昌廣編『海の国際秩序と海洋政策』、東信堂、2006年、271-272ページ。1999年のデンマーク・英国間の海洋境界画定条約2条1項は、こうした場合に情報提供義務を課している。Cf. Jonathan I. Charney and Robert W. Smith (eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. IV, Martinus Nijhoff, 2002, p. 2971.
- (32) 衆議院経済産業委員会平成16年10月27日小平信因政府参考人答弁。
- (33) 帝国石油、石油資源開発、芙蓉石油開発、うるま資源開発の4社が鉱区申請を出したが、対中関

- 係の悪化を恐れた政府がこれまで許可を与えなかった。その結果、日本は探鉱データももたないという事態に陥っている。十市勉『問題先送り』は許されない東シナ海の大陸棚開発」、IEEJ (The Institute of Energy Economics, Japan) 2004年9月、2ページ。
- (34) 東シナ海は、北緯33度17分の緯度線から始まり、琉球列島南端と台湾の北端までを指し、その海底地形は平均水深50メートル前後で、沖縄トラフの直前まで大体100メートル未満の大陸棚が中国から日本に向かって延びていると言われる。河鍊洙「東シナ海における天然資源の開発をめぐる諸問題 国際協力の観点から日本の政策について」『龍大法学』第38巻4号(2006年) 3ページ。
- (35) 実際、日本は中間線から離れた中国側海域に所在する「八角亭」と呼ばれる中国側の新たなガス田施設に対して抗議しており、200海里までを係争海域として主張する対外的意思の表われとみることができる。西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」『ジュリスト』No. 1321(2006年) 54ページ。
- (36) *ICJ Reports* 2001, p. 93, para. 173.
- (37) 中村洸教授は、海洋法条約はEEZと大陸棚の双方の画定のための線を1本にすることを予定していると説く。中村洸「排他的経済水域と大陸棚の関係」、山本草二・杉原高嶺編『海洋法の歴史と展望』、有斐閣、1986年、66-67ページ。もっとも、条文が同一であっても、「衡平」の内容は権原の相違によって異なりうるわけであって、EEZと大陸棚の境界画定の相互関係についてはさらに慎重な検討を要するという立場もある。水田周平「国連海洋法条約における排他的経済水域と大陸棚の境界画定の相互関係に関する研究 オーストラリア・インドネシア間の境界画定条約を素材に」『上智法学論集』第44巻1号(2000年) 101-102ページ参照。
- (38) 北海大陸棚事件(西ドイツ/デンマーク、西ドイツ/オランダ)、エーゲ海大陸棚事件(ギリシア対トルコ)、チュニジア・リビア大陸棚事件(チュニジア/リビア)、メイン湾海洋境界画定事件(カナダ/米国)、リビア・マルタ大陸棚事件(リビア/マルタ)、陸・島及び海洋境界紛争事件(エルサルバドル/ホンジュラス)、ヤン・マイエン海洋境界画定事件(デンマーク対ノルウェー)、カタール・バーレーン海洋境界画定及び領土問題事件(カタール対バーレーン)、カメルーン・ナイジェリア領土及び海洋境界事件(カメルーン対ナイジェリア)、カリブ海における海洋画定事件(ニカラグア対ホンジュラス)、領域及び海洋紛争事件(ニカラグア対コロンビア)、黒海における海洋境界画定事件(ルーマニア対ウクライナ)である。なお、1991年に提訴されたギニア・ビサウとセネガルの海洋境界画定事件は、1989年の仲裁裁判判決事件判決(1991年)後に、両国が1993年に協定を締結し、国際開発機構を設立し共同開発を行なうことで合意し、訴訟が取り下げられた。
- (39) 三好教授によれば、北海大陸棚事件判決では自然の延長論が境界画定に直結するかのごとき論調が展開されたが、早くも1977年の英仏大陸棚事件判決でこれが微妙に修正され、自然延長が境界画定に絶対的な基準とならないことが示されたとされる(18 *RIAA* 91, para. 191)。三好正弘「海洋の境界画定」、国際法学会編『日本と国際法の100年(第3巻:海)』、三省堂、2001年、167ページ。
- (40) *ICJ Reports* 1982, pp. 46-49, paras. 43-48.
- (41) 同裁判所は、衡平原則を「衡平な結果を達成するために適切な原則」とし、衡平および善と区別されなければならないとした。
- (42) *ICJ Reports* 1985, pp. 33-38, paras. 34-44.
- (43) 本事件の詳しい内容については、国際司法裁判所研究会「グリーンランドとヤン・マイエン間の海域の境界画定事件」(酒井啓亘担当)『国際法外交雑誌』第95巻5号(1996年) 41-69ページ; 富岡仁「グリーンランドとヤン・マイエン間の海洋境界画定に関する事件」『名経法学』第7号(1999年) 291-300ページ参照。
- (44) 田中則夫「国際法からみた春暁ガス田開発問題」『世界』2005年8月号、23-24ページ。英仏大陸棚事件判決が、「大陸棚条約に言う『等距離基準』と『特別事情』は、別個の法規ではなく、また前者に有利な推定を与えたものでもなく、両者が結合して単一の法規を構成しているのである。

特別事情は、等距離基準の適用を制限し衡平な境界画定を確保するための要件であり、これらの両基準が結合すれば、実際には、国際慣習法上の衡平原則により境界画定を行なうのと同じの結果になる」と判示していたことを想起すれば、ICJが基本的にこの仲裁判決の考え方に近づいていることがわかる。英仏大陸棚事件判決の評価については、山本草二『海洋法』、三省堂、1992年、206ページ参照。

- (45) もっとも、ICJは、「大陸棚の概念がEEZに吸収されたというのではなく、沿岸からの距離というような、二つの概念に共通な要素に、より大きな重要性が付与されなければならないということである」と判示している。 *ICJ Reports* 1985, p. 33, para. 33.
- (46) 栗林、前掲論文、注(19)、11ページ。また、チャーニー(J. I. Charney)は、136の二国間海洋境界画定協定を分析し、これらの協定においては等距離原則が主要な役割を果たしているとする。 J. I. Charney and L. M. Alexander (eds) *International Maritime Boundaries*, Vol. I (1993) Nijhoff, p. xlii.
- (47) 共同開発には、大きく分けて、海洋境界が画定した海域で行なわれる共同開発と海洋境界が画定しない海域での暫定措置としての共同開発がある。前者の例としては、1974年のフランス・スペイン間のビスケー湾大陸棚境界画定条約、同年のサウジアラビア・スーダン間の紅海共同区域・天然資源共同開発協定、1981年のアイスランド・ノルウェーのアイスランドとヤンマイエン間の大陸棚協定がある。後者の例としては1979年のタイ・マレーシアのタイ湾南部の共同開発区域設定の了解書や、1989年のオーストラリアとインドネシア間のティモール・ギャップ協定がある。これらの条約では、大陸棚の境界画定を棚上げにして、共同開発区域を条約で定めている。三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発 東西センターの研究集会の議論を中心として」、山本・杉原編、前掲書、注(37)、184ページ。
- (48) [http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.htm](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm), p. 19.
- (49) 西村、前掲論文、注(35)、52-53ページ。
- (50) 濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題 国際法から見たガス田開発問題」『調査と情報』第547号(2006年)、10ページ。
- (51) なお、日本は、2007年7月9日、国連事務総長に書簡を送り、1958年9月15日に行なった選択条項受諾宣言に、「この宣言は、紛争の他のいずれかの当事国が当該紛争との関係においてのみ若しくは当該紛争を目的としてのみ国際司法裁判所の義務的管轄を受諾した紛争、又は紛争の他のいずれかの当事国による国際司法裁判所の義務的管轄の受諾についての寄託若しくは批准が当該紛争を国際司法裁判所に付託する請求の提出に先立つ十二箇月未満の期間内に行われる場合の紛争には、適用がないものとします」の一文を加えた。『官報』(平成19年7月9日)、外務省告示第394号。
- (52) 西村、前掲論文、注(35)、58ページ。
- (53) 日本外務省ホームページ「日中共同プレス発表」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704\\_kh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704_kh.html))、
- (54) 三好、前掲論文、注(39)、187ページ。
- (55) 三好「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定について」、李國卿『アジア・太平洋地域の国際関係 政治・経済・文化の研究』、文眞堂、1993年、187-192ページ参照。
- (56) [http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.htm](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm), pp. 60-61.

---

# 大陸棚の共同開発

濱本 幸也

Hamamoto Yukiya

---

## はじめに

平成19年4月11日の温家宝中華人民共和国国務院総理の訪日時に出された日中共同プレス発表<sup>(1)</sup>によれば、日中双方は、東シナ海問題を適切に処理するため、「最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互惠の原則に基づき共同開発を行う」ことについての共通認識に達した。その際の共同開発の対象は、双方が受け入れ可能な比較的広い海域とされている。

大陸棚の境界が交渉により画定できない場合に、境界画定そのものに先だって共同開発<sup>(2)</sup>を行なう場合がある。その一つの例が、1978年に発効した「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」(以下、南部協定と言う)である。その後、作成された国連海洋法条約(UNCLOS)第83条3においても、境界画定の合意が得られるまでの間の暫定的な取極に関する規定が置かれている。

以下では、まず日中間の大陸棚をめぐる問題の現状に簡潔に触れたい。そのうえで、わが国にとっての共同開発の先例である南部協定について記述する。なお、日中間の大陸棚をめぐる問題の交渉は現在行なわれている最中であり、本稿はその結果を南部協定のような共同開発にすべきと主張するものではない。単に、日中間の問題を考えるにあたり、一つの先例として参考になりうる要素があるか、検討するにすぎない。

本稿は大陸棚の共同開発に関するものであり、排他的経済水域(EEZ)に関する記述は基本的に捨象する。また、諸外国の例では、境界を画定したうえで共同開発を行なうものもあるが、本稿の検討は基本的に境界未画定の大陸棚における共同開発を念頭におく。

筆者は日本国政府の公務員であるが、本稿に記された見解はすべて筆者個人のものであり、政府の見解ではないことをあらかじめ付言しておく。

## 1 最近の日中間の海洋問題の経緯

### (1) 東シナ海の特徴

東シナ海は、日中間に横たわる海域であり、南には台湾、北には韓国がある(次ページ地図参照)。日中間の距離は400海里に満たず、大陸棚の境界画定が必要である。また、琉球列島の近くに沖縄トラフと呼ばれる窪みが存在している。

これまでのところ、日中間では、漁業については境界を画定することなく暫定措置水域





を設ける漁業協定が締結されており<sup>(3)</sup>、また海洋の科学的調査についてはいわゆる相互事前通報の枠組みが構築されているが、大陸棚については協定や枠組みは存在しない。

### (2) 大陸棚をめぐるやりとり

2003年8月、中国の石油開発企業2社はロイヤルダッチシェル社およびユノカル社と白樺(中国名：春暁)油ガス田の開発契約を締結し<sup>(4)</sup>、2004年5月には日中中間線の西側で施設の建設が始まった。白樺は日中中間線付近の油ガス田であり、中間線の中国側における資源開発であっても中間線の日本側の資源に影響を与える恐れがある。

2004年10月から問題解決のため局長レベルの協議が始まった<sup>(5)</sup>。日本政府は一貫して白樺油ガス田等の開発の中止と地下構造の関連情報の提供を求めているが、中国政府は応じていない。その間、日本政府は日中中間線付近の日本側で3次元物理探査を実施した<sup>(6)</sup>。

2006年8月25日、中国政府はUNCLOS第298条に基づく選択的除外宣言を行なった<sup>(7)</sup>。その結果、同条が規定する事項に関する限り、UNCLOS第15部第2節に定める強制力のある紛争解決手続は適用されないこととなった。

### (3) 日中両国の立場

東シナ海の境界画定に関する日中両国の立場は以下のとおりである<sup>(8)</sup>。

日本側は、日中双方は領海基線から200海里までのEEZおよび大陸棚に対する権原を有しており、双方の200海里水域線が重なり合う部分については合意により境界を画定する必要があると主張している。詳細は本誌の別稿で扱われるため省くが、最近の国際裁判の判例

に基づけば、向かい合う国同士の領海基線の距離が400海里に満たない水域においては、いわゆる自然延長論が認められる余地はなく、また沖縄トラフのような海底の窪みを含む海底地形に法的な意味はないとされている。これに基づけば、いわゆる係争海域は日中双方の200海里水域線が重なり合う部分であり、境界画定は中間線を基に行なうことが衡平な解決になる。

これに対し、中国側は、東シナ海においては、大陸棚の自然延長や、大陸と島の対比等の特性を踏まえて境界画定がなされるべきであり、中間線による境界画定は認められないとする。そのうえで、具体的な境界線を示すことはないものの、中国の大陸棚は沖縄トラフまで延長していると主張している。

#### (4) 共同開発に関する提案

このように境界画定に関する立場の隔たりが大きいなか、大陸棚の共同開発を行なうことが模索された。第2回協議では中国側から共同開発の対象水域を中間線と沖縄トラフの間とする<sup>(9)</sup>との原則的な考え方が示され、第3回協議では日本側から、白樺、楠（中国名：断橋）等中間線を跨る構造を対象に共同開発を行なう、それ以外の水域については、中間線の西側は中国、東側は日本がそれぞれ試掘や開発を行なうことについて日中双方が異議を唱えない、共同開発について、日中間で最終的な合意が得られるまでの間は、中国側は白樺、榎（中国名：天外天）等については開発作業を中止する、ということの一つのパッケージとして提案した<sup>(10)</sup>。その後、第4回協議で中国側から東シナ海の南と北の二つの地点で共同開発を行なうとの提案があり<sup>(11)</sup>、現在では冒頭にみたように、双方が受け入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行なう方向で議論が進んでいる。

## 2 日韓間の協定

### (1) 南部協定締結の経緯と背景

南部協定<sup>(12)</sup>の交渉は1970年から始められ、1974年1月30日に署名、1978年6月22日に発効している<sup>(13)</sup>。南部協定より北側では、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定」が締結され、基本的に中間線を境界として画定している。

南部を共同開発としたのは境界画定に関する見解の相違があったためである。日本側は南部についても中間線により境界を画定すべきと主張したが、韓国側は自らの大陸棚が九州南西のトラフまで自然延長していると主張した。日本側は国際司法裁判所（ICJ）に付託することも提案したが、結局、共同開発を行なうことで合意をみた<sup>(14)</sup>。なお、これまでのところ、南部協定の対象区域では商業的な生産は行なわれていない。

南部協定では、北端から反時計回りに、日韓中間線、日中中間線、（日本を無視した場合に引かれる）韓中中間線、韓国が自然延長の結果として自らの大陸棚として主張した限界に囲まれる大陸棚を共同開発の対象とした<sup>(15)</sup>。

このように日韓中間線の日本側のみを共同開発の対象とした背景には、1969年のICJの北海大陸棚事件判決の影響がある。当時、韓国は、「……国際司法裁判所の判決だとかいろいろの材料を……整備いたしまして、自然延長論が正しいんだということで反論<sup>(16)</sup>し、日本

側は中間線を主張しつつも、「韓国が自然延長の外縁までと言って海溝の手前までを主張しておりますその主張を完全に論破するということが、これは国際司法裁判所の判決に照らしましても……可能なことではない、非常に難しい問題である」<sup>(17)</sup>という認識があった。客観的にも、当時の国際法の下では、北海大陸棚事件判決は韓国側の立場を強めたと言えよう<sup>(18)</sup>。ただし、詳述は避けるが、その後、関連の国際法は発展しており、境界画定に関する最近の判例はいずれも中間線を検討のスタートラインとしていることに留意する必要がある。

## (2) 南部協定の概要

### 共同開発の方式

南部協定は、共同開発区域を九つの小区域に分けている（ただし、後に六つの小区域に再編された）。そのうえで、日韓両国はそれぞれ各小区域について開発権者を認可する（協定第4条）。両国の開発権者は事業契約を締結し、合意により操業管理者を指定し、操業はこの操業管理者のみにより行なわれる（同第5条および6条）。両国の開発権者は採取される天然資源につき等分の分配を受ける権利を有し、費用を等しい割合で分担する（同第9条）。この費用には、協定の効力発生前に共同開発区域における調査のために要した費用が含まれる（合意議事録7）。日韓両国は、国内法の適用上、自国の開発権者が権利を有する部分については、自国が主権的権利を有する大陸棚において採取された天然資源とみなし（協定第16条）、自国の開発権者に対してのみ課税等を行なう（同第17条）。日韓両国は、自国が認可した開発権者が操業管理者として指定され、行動する小区域においては、天然資源の探査・採掘に関連する自国の法令を適用する（同第19条）。

このような枠組みを構築したうえで、協定のいかなる規定も共同開発区域に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界画定に関する立場を害するものとみなしてはならないとのディスクレイマー条項がある（同第28条）。また、協定は基本的に50年間効力を有する（同第31条）。

### 若干の留意点

以上のように、南部協定は境界を画定せずに共同開発を行なうために、やや複雑な制度を構築している。その制度についての留意点を、他国の共同開発の例<sup>(19)</sup>も参照しつつ挙げておきたい。

第一に、南部協定は日韓中間線の日本側のみにおける共同開発協定であり、また両国の開発権者は採取される天然資源と費用を等分に分配する。

他国の共同開発協定でも、例えば1982年に発効したタイとマレーシアの覚書<sup>(20)</sup>や、1992年のマレーシアとベトナムの覚書<sup>(21)</sup>は、境界を中間線とすることには問題がなかったが、特定の地形にどのような効果を与えるかをめぐり境界を画定できず、その結果として共同開発を行なうこととなった例であるが、資源開発にかかる費用と利益を等分に分配する。

その一方で、2003年に発効したナイジェリアとサントメ プリンシペの協定<sup>(22)</sup>は、両国の中間線と、サントメ プリンシペの島に3分の1しか効果を与えなかった場合に引かれる線との間を共同開発の対象とし<sup>(23)</sup>、費用と利益をナイジェリアが60%、サントメ プリンシペが40%で分配する。なお、境界画定交渉時のナイジェリア側の主張は、両国の海岸線の長

さの相違等の関連事情を考慮して中間線を修正すべしというものであり<sup>(24)</sup>、自然延長論ではない。

2003年に発効したオーストラリアと東ティモールの協定<sup>(25)</sup>は、両国の中間線と、それよりも東ティモール側の1500メートル等深線との間を共同開発の対象とし、油ガスの分配を東ティモールが90%、オーストラリアが10%とする。この協定は、もともとはそれ以前のオーストラリアとインドネシアの間の共同開発区域のうち、北部と南部を切り離し、中央部でオーストラリアとインドネシアが50%ずつ分配するとしていたものを、オーストラリアと東ティモールの間で90：10に変更したものである。

その他、境界画定をしたうえで、境界の両側の漁業資源と大陸棚の資源を共同開発とする例であるが、1995年に発効したギニア ビサウとセネガルの協定<sup>(26)</sup>は、漁業資源を50%ずつ分け、大陸棚の資源はセネガルが85%でギニア ビサウが15%とする。

これらの諸外国の例から、共同開発の対象海域と、資源・費用の分配方法についての原則を見出すことは困難であり、それぞれが置かれた個別の事情を反映している。個別の事情の考慮に当たっては、権原の有無と境界画定の手法とが同じ問題ではないように、権原の有無と共同開発の資源・費用の分配とが単純な形で結びつくということもないであろう。ただし、特定の海域にどれくらい強い権原を有しているかということは、共同開発の方法にも一定の影響を与えらると思われる。その観点からは、南部協定が中間線の日本側のみを対象とし、資源を等分に分配している背景には、上述のとおり1969年の北海大陸棚事件判決があり、40年近くを経て国際法は発展していることに留意する必要がある。

第二に、南部協定は実際に操業を行なう者を一つに限定し、それにより共同開発区域内の管轄権の配分の問題も解決している。すなわち、自国が認可した開発権者が操業管理者である小区域においては、自国の国内法が適用される。漁業であれば、特定の区域のなかにおける操業に関して、双方が旗国主義に基づき自国籍の船舶に対してのみ管轄権を行使するという解決策がある。他方、大陸棚の開発には試掘から商業的生産に至るまでにさまざまな設備を設置する必要があり、そのような状況に対応するためには、特定の区域において一方の国の管轄権が行使されるとする方式には一定の利点があるものと思われる。

ただし、諸外国の例では、管轄権を「属人的」に配分するものもある。ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定と、オーストラリアと東ティモールの協定は、原則として自国民および自国に居住している者を自らの刑事管轄権の対象とし、第三国の者は双方の刑事管轄権の対象となる。

これに対し、タイとマレーシアの間の協定は、共同開発区域をほぼ二分する線を引き、刑事管轄権を「属地的」に分割する<sup>(27)</sup>。これは、南部協定とは異なり、協定上、あらかじめ管轄権を分割する線を決めておくという意味で海域に着目し、管轄権の配分の問題を解決している。ただし、境界を画定できないのであれば、刑事管轄権を分割する線についても合意することは困難である場合も多いと思われる。

なお、特異な例として、ギニア ビサウとセネガルの協定の議定書<sup>(28)</sup>は「事項別」に管轄権を分けており、鉱物や石油資源に関してはセネガル法が適用され、漁業資源に関しては



ギニア ビサウ法が適用される。ただし、両国間では一応、境界を画定していることに注意すべきである。

第三に、南部協定は、操業管理者の決定は両国の開発権者の合意によることとされ、合意が得られない場合には、最終的には、くじ引きにより決定されることとなっている。同時に、共同委員会が設置されるが、これは協定の実施に関する事項について協議する機関とされており、委員会自身が事業契約等の当事者となるわけではない。

諸外国の例では、例えば1994年に発効したコロンビアとジャマイカの間共同開発協定<sup>(29)</sup>は、当事国が資源の探査および開発を共同で行なうとし、協定により設置される Joint Commission は、当事国に対する勧告的な機能しか有しない。他方で、共同委員会のような機関が大きな権限をもつ場合もある。ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定では、Joint Authority が開発契約を締結し、ギニア ビサウとセネガルの協定では、International Agency が両当事国の資源開発に関する権利と義務を承継するとされている。これらと比較すれば、南部協定は、共同委員会の権限は小さく、開発権者間の意思決定を尊重する枠組みとなっていると言えよう。

第四に、日韓の南部協定では、分担すべき費用のなかには協定の発効前に行なわれた調査費用が含まれる。この関連では、境界未画定の海域における行為が既得権として認知されることにはさまざまな見方がありうる。境界画定の文脈では、すでに与えられた石油利権は、紛争当事国の明示又は黙示の同意を構成しているような場合を除き、暫定的な中間線をシフトさせる関連事情にはならないとされている<sup>(30)</sup>。共同開発の文脈でも、既得権を論拠とした議論が意味をもつかどうかは意見の分かれる問題であろう。

同時に、探査を含めた油ガス田開発には多額の初期投資を要する。したがって、現実的な解決策を模索する際に合意のパッケージの一部として既開発の油ガス田の扱いを柔軟に考えることはありうるであろう。例えばタイとマレーシアの覚書では、Joint Authority に探査および生産の権利と責任が与えられるが、そのことはすでに与えられたコンセッションや許可の効力に影響を与えるものではないとされる。また、セネガルとギニア ビサウの協定は、それまでに当事国の国庫から支出された石油探査のための費用は払い戻されるとする。さらに、ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定では、すでにナイジェリアが許可を与えた Akpo 油田<sup>(31)</sup>に隣接している部分を Special Regime Area とし、ナイジェリアが排他的な権利を有するとする。ただし、両国は同 Area をいったん共同開発区域のなかに入れて、そのうえでナイジェリアが権利を有することとしており、既開発の油田に隣接する部分を初めから共同開発区域の対象から除いているということではない。

第五に、南部協定は基本的に50年間有効である。油ガス田開発のように多額の固定費用を要し、その回収に時間がかかる事業を対象とする以上、当然のことながら協定の有効期限も長いものとならざるをえない。諸外国の例でも、タイとマレーシアの覚書は原則として50年間有効である。オーストラリアと東ティモールの協定は有効期限を基本的に30年とするが、協定の下で行なわれた石油活動は協定の失効後も同様の条件で行なわれると規定し、ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定も同種の配慮をしている。

\*

以上、日韓間の南部協定の特徴を列記した。他の例では、2001年に発効したクウェートとサウジアラビアの間の協定<sup>(32)</sup>のように、一定の区域を設けたうえで、単に両国は天然資源を共有すると規定する簡潔なものもある。フォークランド周辺の共同開発に関する1995年の英国とアルゼンチンの共同宣言<sup>(33)</sup>も、現実に開発を行なうためにはより詳細な事項についての決定が必要であろう。ただし、共同開発の実施に係る事項は調整が困難な要素を含んでいる可能性もある。例えば、タイとマレーシアの間の覚書は1982年に発効し共同開発の大枠を定めるが、その下で設置が予定されているJoint Authorityについての合意は1990年に署名されたままである。これらに対し、南部協定は共同開発の対象海域から始まり、共同開発の方法の細部まで定めている。

### 3 共同開発の意義

わが国は韓国との間で約30年前に大陸棚の共同開発に関する協定を締結した。法的な問題として、境界が未画定の海域における開発は関係国の共同開発によることが要求される<sup>(34)</sup>のか、あるいは単に関係国は暫定的な取極を締結するために誠実な交渉を行なうことが求められているにすぎない<sup>(35)</sup>のかという問題についてはすでに種々の見解が出されており、ここでは仔細に検討しない。同時に、このような純粋に法的な議論とは別に、関係国が共同開発に関する協定を締結するのは相応のメリットがあるということも念頭におく必要がある。

その一方、共同開発は境界画定紛争を解決する万能薬ではない。論者によっては、異なる政治・経済体制や経済発展のレベルは共同開発を困難にするとし<sup>(36)</sup>、そのような例として東アジアを挙げる<sup>(37)</sup>。以下、南部協定を参考に、現在、わが国が直面している問題を考えるにあたり、共同開発がもつメリットとその留意点を挙げてみたい。

#### (1) 共同開発のメリット

第一に、共同開発は大陸棚をめぐる紛争を一定の範囲内で解決し、安定的な状況を創出する。日中間ではこれまでも東シナ海における相手国の行為に対する抗議がたびたび行なわれている。相手国の一方的な行為に対する抗議は、政治的に妥当と判断される場合が多いのみならず、相手国の行為を黙認していないということを明らかにする。境界画定に関する両国の法的立場を害するものではないとの明確な前提の下で共同開発協定が締結されるのであれば、その限りにおいてかかる非難合戦は回避されるであろう。

第二に、東シナ海で開発に参画したいと考える民間企業からみても、境界未画定の海域で活動するには、安定的な枠組みが構築されていることが望ましい。市場原理に基づき行動する民間企業であれば、明日、どちらの国の大陸棚になるかわからない個所での投資は高いリスクを伴う。実際、当初白樺油ガス田の開発に参画した欧米の企業は、その後、計画から撤退している。共同開発協定ができれば予測可能な状況下で投資を行なうことができる。

第三に、一つの鉱床をいかに経済的に効率よく採掘するかという観点からみても、共同

開発は有意義である。国家間の問題ではなくても、二者が自らが権利を有すると信じる個所からそれぞれ採掘を行ない、どちらが先に単一の鉱床の油ガスを採掘し尽くすかという競争を行なうことは、一つの選択肢である。しかし、鉱床には採掘のしやすい個所と、しにくい個所があり、最も効率的に採掘できる個所に共同で杭を打ち込んで生産物を分配するほうが全体の費用を抑えられるであろう。

## (2) 共同開発の留意点

他方で、共同開発についての合意は容易に得られるとは限らず、また境界画定にはない「副作用」もありうる。

第一に、共同開発の対象海域とそれに関連する問題が挙げられる。上述のとおり、日韓間の南部協定は自然延長論が有効な時代に交渉・締結されたものであり、現在の国際法の下では中間線の日本側のみを共同開発の対象とする根拠は弱くなっている。また、日中間で対象海域を決定する場合には、日韓間の南部協定の対象海域との関係も考える必要がある。これらの制約のなかで日中間の共同開発は模索されなければならない。

なお、対象海域がどこかという問題は、対象海域の外側がどのように扱われるかということと関連する。南部協定はいわゆるディスクレーマー条項を設け、境界画定等の問題についての双方の立場を害さないとされている。このことは、共同開発区域の外にある相手国側海域を相手国の大陸棚として扱う必要はないということも意味する。しかし、よほど一方的な内容で共同開発区域を設定しない限り、現実にはお互いが共同開発区域の外側の自国側海域を自国の大陸棚として扱うであろう。

そしてそれが顕著に表われるのは、共同開発区域の内外に鉱床が一体化している場合であるように思われる。例えば、グレーター・サンライズ油田はオーストラリアと東ティモールの共同開発区域の内外に鉱床が一体化している。同油田の開発協定<sup>(38)</sup>は未発効であるが、資源の20.1%は共同開発区域に、79.9%はオーストラリアに帰属するとする。これが発効すれば、共同開発区域からはみ出す個所は現実にはオーストラリアの大陸棚として扱われるであろう。

換言すれば、実体的に共同開発区域の外側の自国側海域を自国の大陸棚として扱うことにつき、お互いに異議を唱えないのであれば安定的な秩序がもたらされる。ただし、それは共同開発協定が予定していることではなく、むしろ表向きは否定していることであろう。

第二に、共同開発区域内で適用される国内法は単純に境界を画定する場合に比して、はるかに複雑なものとなりうる。南部協定の場合は、それを実施する特別措置法は鉱業法の適用をいったん排除したうえで、探査権と採掘権からなる特定鉱業権を設け、条約の国内実施を担保している。そのほかにも、例えば相手国が管轄権を行使すべきところを現実に行使しない場合にはどうなるのか等の問題を整理しておく必要がある。これらは、条約上の制度と国内法が異なっていたり、二国の管轄権の競合が生じることによる問題であり、日中間でも問題となりうる。

第三に、南部協定は基本的に50年間の大陸棚開発の枠組みを構築した。同時に、少なくとも50年間は南部協定の対象海域では大陸棚の境界は画定されないであろう。境界を画定

することだけがゴールではないが、未来永劫、共同開発を行なうということでは、問題の根本的な解決は境界の画定によりもたらされる必要がある。共同開発には境界画定に向けたモメンタムを遠ざける副作用があるように思われる。

## 結 語

以上のように、現実に機能する共同開発協定を作成しようとすると、きわめて細部にわたる事項について合意しなければならず、共同開発は決して安易な解決策ではない。ただし、境界画定にあたって原理原則論の対立が存在し、そのために現実に開発ができないという事態は双方の当事国と国民にとって利益とはならない。例えば、数十年間、境界画定の問題を凍結する覚悟があるのであれば、共同開発は有効な解決策の一つであると思われる。そしてその過程でさまざまな知恵が出てくるであろうし、その結果として二国間の紛争を協力案件に転化する余地もあるかもしれない。残念ながら、日韓の南部協定の対象海域では商業的な生産は行なわれていない。しかし、日中間では政治的にも経済的にも両国に利益のある枠組みが構築できる可能性はあると思われる。

- ( 1 ) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704\\_kh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704_kh.html) ( 以下、インターネットのアドレスは平成19年8月19日に訪れたもの )
- ( 2 ) 共同開発の定義にはさまざまなものがありうるが、本稿では便宜的に「関係国が大陸棚の非生物資源の探査・開発のために協力すること」として論を進める。共同開発の概念については、次を参照。三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発 東西センターの研究集会の議論を中心として」、山本草二・杉原高嶺編『海洋法の歴史と展望』、有斐閣、1986年、194ページ; David M. Ong, "Joint Development of Common Offshore Oil and Gas Deposits: 'Mere' State Practice or Customary International Law?" *American Journal of International Law*, Vol. 93, No. 4 ( October 1999 ) p. 772, note 8.
- ( 3 ) 詳細については次を参照。Nobukatsu Kanehara and Yutaka Arima, "New Fishing Order," *The Japanese Annual of International Law*, No. 42 ( 1999 ) pp. 1-31.
- ( 4 ) 当初、ロイヤルダッチシェル社およびユノカル社は各々20%を出資していたが、2004年9月に「商業的な理由」により計画から撤退した ( [http://www.shell.com/home/content/china-en/news\\_and\\_library/press\\_releases/2004/ecs\\_e\\_2909.html](http://www.shell.com/home/content/china-en/news_and_library/press_releases/2004/ecs_e_2909.html) )
- ( 5 ) 平成19年8月時点までで、第1回は平成16年10月25日、第2回は平成17年5月30日、第3回は同年9月30日、第4回は平成18年3月6日、第5回は同年5月18日、第6回は同年7月8日、第7回は平成19年3月29日、第8回は同年5月25日、第9回は同年6月26日に行なわれている。
- ( 6 ) <http://www.meti.go.jp/press/20050401007/20050401007.html>
- ( 7 ) [http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.htm#China%20after%20ratification](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm#China%20after%20ratification)
- ( 8 ) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi\\_shina/tachiba.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html)
- ( 9 ) 平成17年6月2日の衆議院予算委員会(議事録4ページ)の小平信因資源エネルギー庁長官の答弁。
- ( 10 ) 平成17年10月7日の衆議院安全保障委員会(議事録12-13ページ)の佐々江賢一郎アジア大洋州局長の答弁。
- ( 11 ) 平成18年3月15日の衆議院外務委員会(議事録2ページ)の梅田邦夫アジア大洋州局参事官の答弁。
- ( 12 ) 概要については次を参照。小田滋「日韓大陸棚協定の締結」『ジュリスト』第559号(1974年5月)



- 1日)、98-103ページ;水上千之『日本と海洋法』、有信堂、1995年、119-142ページ; Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. I, Martinus Nijhoff Publishers, 1996, pp. 1057-1089; Masahiro Miyoshi, "The Japan/South Korea Joint Development Agreement of 1974," in Hazel Fox (ed.) *Joint Development of Offshore Oil and Gas*, Vol. II, 1990, the British Institute of International and Comparative Law, pp. 89-101.
- (13) 中国は、協定署名後の1974年2月4日、南部協定は「中国の主権を侵犯する行為である」と批判した。
- (14) 昭和52年6月2日の参議院外務委員会(議事録10-11ページ)の中江要介アジア局長の答弁。
- (15) 昭和51年10月22日の衆議院外務委員会(議事録9ページ)の村田良平条約局参事官の答弁。
- (16) 昭和52年4月22日の衆議院外務委員会(議事録7ページ)の中江要介アジア局長の答弁。
- (17) 昭和52年6月2日の参議院外務委員会(議事録17ページ)の中江要介アジア局長の答弁。
- (18) Choon-ho Park, "The Sino-Japanese-Korean Sea Resources Controversy and the Hypothesis of a 200-Mile Economic Zone," *Harvard International Law Journal*, Vol. 16, 1975, pp. 41-42; Sang-Myon Rhee and James MacAulay, "Ocean Boundary Issues in East Asia: The Need for Practical Solutions," in Douglas M. Johnston and Philip M. Saunders(eds.) *Ocean Boundary Making*, Croom Helm, 1988, p. 97.
- (19) 共同開発の例の概観は次を参照。Masahiro Miyoshi, "The Joint Development of Offshore Oil and Gas in Relation to Maritime Boundary Delimitation," in *Maritime Briefing* (International Boundaries Research Unit [Durham University]) Vol. 2, No. 5, 1999; Hazel Fox et al., *Joint Development of Offshore Oil and Gas*, British Institute of International and Comparative Law, 1989, pp. 53-66.
- (20) Memorandum of Understanding between the Kingdom of Thailand and Malaysia on the Establishment of a Joint Authority for the Exploitation of the Resources of the Sea-Bed in a Defined Area of the Continental Shelf of the Two Countries in the Gulf of Thailand. ただし、1990年に署名されたJoint Authorityに関する詳細を規定する別途の合意は未発効である。Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(eds.) *supra* note 12, pp. 1107-1110; Kriangsak Kittichaisaree, *The Law of the Sea and Maritime Boundary Delimitation in South-East Asia*, Oxford University Press, 1987, pp. 189-192.
- (21) Memorandum of Understanding between Malaysia and the Socialist Republic of Vietnam for the Exploration and Exploitation of Petroleum in a Defined Area of the Continental Shelf Involving the Two Countries, in Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. III, pp. 2335-2344.
- (22) Treaty between the Federal Republic of Nigeria and the Democratic Republic of Sao Tome and Principe on the Joint Development of Petroleum and Other Resources, in Respect of Areas of the Exclusive Economic Zone of the Two States. 以下、特段の断わりがない限り、諸外国の協定は次のサイトから入手した。http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/index.htm
- (23) David A. Colson and Robert W. Smith(eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. V, Martinus Nijhoff Publishers, 2005, p. 3641.
- (24) *Ibid.*, p. 3640.
- (25) Timor Sea Treaty.
- (26) Management and Cooperation Agreement between the Government of the Republic of Senegal and the Government of the Republic of Guinea-Bissau.
- (27) 協定は、刑事管轄権のみを分割するが、石油施設にとっては民事管轄権のほうが重要であるとの指摘もある。Ian Townsend-Gault, "The Malaysia/Thailand Joint Development Arrangement," in Hazel Fox (ed.) *supra* note 12, pp. 103-104.
- (28) Protocol of Agreement Relating to the Organization and Operation of the Agency for Management and Cooperation between the Republic of Senegal and the Republic of Guinea-Bissau, instituted by the Agreement of 14

- October 1993, at *supra* note 21, pp.2260 2278.
- ( 29 ) Maritime Delimitation Treaty between Jamaica and the Republic of Colombia.
- ( 30 ) *Case Concerning the Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria ( Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guinea intervening )* Judgment of 10 December 2002, paras. 302 304 ( at <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3&code=cn&case=94&k=74> )
- ( 31 ) *Supra* note 23, p. 3639, note 1.
- ( 32 ) Agreement between the Kingdom of Saudi Arabia and the State of Kuwait Concerning the Submerged Area Adjacent to the Divided Zone.
- ( 33 ) Cooperation Over Offshore Activities in the South West Atlantic, UK/Argentine Joint Declaration on Hydrocarbons, 27 September 1995. ただし、本年3月29日の英外務省報道官の発言によれば、この宣言に基づく協力は成功していない模様である ( <http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029390554> )
- ( 34 ) William T. Onorato, “Apportionment of an International Common Petroleum Deposit,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 26, Part 2 ( April 1977 ) p. 337.
- ( 35 ) David M. Ong, *supra* note 2, p. 792 798; 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」『ジュリスト』第1321号(2006年10月15日) 56 57ページ; Peter D. Cameron, “The Rules of Engagement: Developing Cross-Border Petroleum Deposits in the North Sea and the Caribbean,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 55, Part 3 ( July 2006 ) p. 561.
- ( 36 ) Robin R. Churchill, “Joint Development Zones: International Legal Issues,” in Hazel Fox ( ed. ) *supra* note 12, p. 67.
- ( 37 ) Douglas M. Johnston and Phillip M. Saunders, “Ocean Boundary Issues and Developments in Regional Perspective,” in Douglas M. Johnston and Philip M. Saunders ( eds. ) *supra* note 18, pp. 319 328.
- ( 38 ) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste relating to the Unitisation of the Sunrise and Troubadour Fields, *supra* note 23, pp. 3872 3899.

---

はまもと・ゆきや 外務省経済局  
サービス貿易室首席事務官

---

# 日本の大陸棚外側限界の 設定をめぐる一考察

兼原 敦子  
Kanehara Atsuko

---

## はじめに

本年7月にロシアの海洋調査船が北極点海底に国旗を立てたことは、世界の耳目を集めた。ロシアは当該海底に自国の大陸棚（CS）を設定し、海底資源の探査や開発の主権的権利を行使する企図である。

そのような海底資源への国家の欲求を満たすと期待されるのが、1982年国際連合海洋法条約（LOSC）76条が設立した200海里を越える大陸棚（以下、200海里を越えるCSのみを指す場合には、「OCS」と記す）の制度である。大陸棚制度そのものは、1958年の大陸棚条約（CSC）で設立され、その基本的な部分は、慣習法化しているとされる。沿岸国は、大陸棚への領域主権とは異なるが、大陸棚の天然資源の探査・開発につき、排他的な主権的権利をもつ。

LOSCでも、領海の幅をはかる基線から200海里の距離までの海底は、大陸縁辺部の外縁がそこまで延びていなくても法的にCSとみなされ、そこでは基本的にCSC以来の大陸棚制度が温存されている。200海里を越えるCSでは、LOSCが新たにOCS制度を設立した。76条1項は、領土の海底への自然の延長をたどり、200海里を越えても大陸縁辺部外縁までをCSとする。同条3-6項の規定に従い、沿岸国はCSの限界（以下、200海里を越えるCS限界を「OCS限界」と記す）を設定できる。沿岸国は、同8項の大陸棚限界委員会（「委員会」）にOCS限界に関する情報を提出し（以下、「申請」と記す）、委員会の勧告に基づきOCS限界設定を行なう。

日本も、海洋基本法採択後に強化された海洋法政策決定の体制の下で、委員会への申請期限である2009年5月に向けて申請準備を進めている<sup>(1)</sup>。そこで本稿は、その理由は各々を論ずる際に示すが、日本のOCS限界設定に密接に関連すると考えられる、次の3点に焦点をあてる。第一に、CSへの沿岸国の主権的権利の根拠（権原）、第二に、OCS限界設定の基点となるCS脚部の決定を中心に、日本の太平洋側の海底がもつ特徴に照らした76条関連規定群の解釈、第三に、OCS限界設定における、沿岸国・委員会・他のLOSC当事国等の関係である。

## 1 CSへの沿岸国の主権的権利の根拠：沿岸国権原

### （1）LOSC以前における日本の立場

LOSCに先行するCSCを、日本は批准していない。CS資源に含まれる沿岸国の主権的権

利の対象とされる定着性生物資源の範囲めぐり、諸国と見解が対立したためである<sup>(2)</sup>。けれども、日本は、北海大陸棚事件の国際司法裁判所（ICJ）判決に依拠し、CS制度の基本をなし沿岸国の主権的権利を定めるCSC1 3条は、定着性生物性資源に関する部分以外は慣習法化しており、日本もその慣習法上の権利を享受し行使できるとした<sup>(3)</sup>。北海大陸棚事件でICJは、領土から海底へと自然の延長をなすCSへは、領土への主権ゆえに「事実上かつ始原的に（*ipso facto and ab initio*）」沿岸国の権利が及ぶとした<sup>(4)</sup>。

「領土への主権ゆえに」というのは、「陸は海を支配する」という根本的な原則から導かれる<sup>(5)</sup>。大陸棚は領土から海の下へ延長する陸であるから、領域主権と同様に、大陸棚への沿岸国権原は根本的であるとされたと言えよう。北海大陸棚事件でICJは、沿岸国の権利を定める法は、CSC2条に具現されているが、それから独立して、実効的先占や権利の実際の行使に依拠することのない国家に固有の権利（*inherent right*）として、沿岸国権原の根本的性質を明言している<sup>(6)</sup>。

## （2）CSに関する沿岸国権原

CSへの沿岸国権原はLOSCに基づくのか、LOSCから独立に存立する根本性を帯びるのか、しかもそれは200海里以内と200海里を越えるCSとで同じなのか。この問題が、講学的議論にはとどまらない意義をもつことは、LOSCのOCS制度起草過程からも明らかである。CSへの沿岸国権原の根本性は、OCS制度推進派の主要論拠であった。

LOSC起草過程では、当初はOCSに沿岸国の権利を認めることに否定的な見解もあった<sup>(7)</sup>。これに対してOCS制度推進派は、LOSC以前より、領土の自然の延長であるCSに対して沿岸国は権利をもっていたのであり、それは維持されるべきであると主張した<sup>(8)</sup>。すなわち、慣習法か、より根本的な原則（「陸は海を支配する」）に基づくかは不明だが、LOSCに依らなくても、OCSを含むCSへの沿岸国権原は、国際法上確立しているという趣旨であろう。

権原が何に基づくにせよ、CSへの沿岸国の主権的権利の行使がLOSCに適合していれば、権原をあえて論ずる機会が表面化しにくい。けれども、OCSに沿岸国の権利を認めるか否かにつき、LOSC起草過程では明確な対立があり、個々の論点ごとに妥協が得られたわけでもなく、微妙なバランスをとりつつ包括交渉（パッケージ・ディール）により関連条文群が成立している<sup>(9)</sup>。そのような背景からすれば、OCS制度が成立したとはいえ、発効したLOSCの関連条文群の解釈でも、依然として沿岸国権原にさかのぼって対立が繰り返されることは十分に予想される。CSへの沿岸国権原は、OCS制度の存立基盤だけではなく、たとえば、OCS限界設定における沿岸国の一方的行為の法的効果、委員会の権限と機能、沿岸国と委員会の権限関係などに密接に関連する。ゆえに、CSへの沿岸国権原の問題の検討は、LOSC発効後でも、関連規定群の適当な解釈を導くためにも重要な意義をもつ。

## （3）OCS制度に関する見解および解釈の対立

200海里以内CSへの沿岸国権原は、上でみた根本原則により確立しているとしても、LOSCで新設された制度に照らして、OCSへの沿岸国権原については、別に解する可能性もある。この問題を考える前提として、LOSC起草過程とLOSC発効後の今後予想される解釈および見解の対立をみておこう。



OCS制度をめぐる対立は、単純化すれば、広大なOCSを獲得できる国と、狭小なOCSしか獲得できない国および途上国や内陸国のようにOCS開発の可能性の少ない国との対立に起因する。前者は、沿岸国のCSへの権原の根本性を根拠にすえるのである。

LOSC起草過程で、委員会権限につきこれを制限しようとする見解は、やはり、OCSへの沿岸国権原の根本性を根拠とした。たとえば、76条8項で沿岸国がOCSの限界設定を委員会勧告に「基づいて (on the basis of)」行なえば、かかる限界は「最終的で拘束力」をもつ。「基づいて」という表現は、「考慮して (taking into account)」よりも、委員会勧告の効果を強める趣旨での修正の結果である。それに対する反対が、沿岸国権原の根本性を理由として示されていた<sup>(10)</sup>。

今後の実際のOCS限界設定においても、次のような状況が予測される。沿岸国が委員会勧告に満足せず、再申請を繰り返してもその事態が解消されなければ、沿岸国は委員会勧告に「基づいて」とは言えないOCS限界を設定することがありうる。あるいは、委員会への申請期限が過ぎてしまった場合や、後に第3節で説明するが、OCS限界設定が境界画定紛争や領域紛争にかかわるために、沿岸国が委員会に申請を行ないにくい場合や、委員会での勧告を待つ暫定的な段階もある<sup>(11)</sup>。それらの場合に沿岸国が一方的にOCS限界を設定したり、暫定的に設定している限界があれば、その限界は76条8項に言う「最終的で拘束力を有する」限界設定ではないが、国際的対抗力をもちうるのか。それを肯定する見解もあり、かつ、LOSC77条3項（沿岸国のCSへの権利は実効的先占や実際の行使に依存しないことを規定する）を根拠として、種々の原因によりOCS限界設定が行なわれなくても、沿岸国のOCSへの権原に影響がないことも強調されている<sup>(12)</sup>。

また、委員会勧告に「基づいて」沿岸国が設定したOCS限界は、76条8項により「最終的で拘束力を有する」。同条9項が、沿岸国に、OCS限界が「恒常的に」表示された海図ほかを、国連事務総長に寄託することを義務付けていることとも合わせて考えると、「沿岸国が」かかるOCS限界を最終的なものとしこれを変更することは許されず、「沿岸国が」拘束されることについては争いがない。けれども、他国、すなわち、とりわけLOSC当事国に対しても76条8項に言う拘束力が及ぶかにつき、これを肯定する見解も否定する見解もある<sup>(13)</sup>。なお、第3節でみるが、ロシア申請につき日本を含む数カ国が公式の抗議をしたことは、委員会勧告に拘束力はないが、それに基づきロシアが設定するOCS限界は他国にも拘束力をもつと想定するからかもしれない。

他国にこの拘束力は及ばないという解釈によれば、他国はLOSC15部の紛争解決規定群に従い、沿岸国が委員会勧告に基づいて設定するOCS限界を争う余地をもつ。OCS限界をめぐる紛争は第3節で検討するので、ここでは次の点のみを述べる。

「最終的で拘束力を有する」の解釈につき、LOSC15部の紛争解決規定群にはOCS限界をめぐる紛争につき特別の規定はなく、その観点から示唆を得ることはできない<sup>(14)</sup>。委員会勧告に基づき沿岸国が設定したOCS限界は他国をも拘束するという解釈をとっても、他国は、委員会の勧告に「基づいて」いないことを争う可能性は残る。したがって、他国に対しても「最終的で拘束力を有する」と解しても解さなくても、争う根拠や争点に制限がある

か否かに相違はあるものの、他国が沿岸国による限界設定を争う可能性は残ると言わざるをえない。

海域限界や境界画定の安定性の要請という一般的考慮や、76条8項の規定ぶり、さらに、沿岸国「だけ」に「最終的で拘束力を有する」効果を認めてもその意義に疑問が残ることなどから、他国に対しても効果があると解するのが自然である。それにもかかわらず、他国に沿岸国の設定するOCS限界を争う可能性を広く認める見解があるのは、次の基本的発想に依る。委員会の権限は縮小されるべきであり、OCS限界設定は沿岸国の権限でこそあり、かつ、利害関係をもつ他国との間で、つまりは国家間の「磁場」で決着をつけるべきということである<sup>(15)</sup>。

#### (4) OCS制度の固有性

OCS制度は、排他的経済水域がLOSC上の特別の(sui generis)制度であるのと同様にとらえ、OCSへの沿岸国権原はLOSCに基づいており、LOSCに従う限りで存続しかつ行使されうると解するのが適当と考えられる。かりに、上でみたように、200海里以内CSへの沿岸国権原の根本性は肯定されるとしても、OCSへの沿岸国権原をそれとは別に解することは否定されない。OCSへの沿岸国権原は、LOSC以前にCSへの沿岸国権原について言われてきた根本性を、当然には備えていないという解釈には、次のような理由がある。

76条の条項群は、諸国の対立から妥協を見出すために、包括交渉により微妙なバランスのもとに成立しており、かつ、82条の利益配分規定との抱き合わせにおいてこそ合意された。加えて、OCS限界の設定には委員会が介入し、それには、OCS限界設定が深海底制度を侵食しないように制限する意義が期待される。OCSへの沿岸国権原の規定は、慣習法ではなく創設的条文であると評価されてもいる<sup>(16)</sup>。したがって、76条の条項群や82条から独立に、OCSへの沿岸国権原が根本原則に基づくとは解しにくい。OCS制度、LOSC規定趣旨の枠内で存立すると解されるのが妥当であろう。無論、LOSCに従うOCS制度上で、沿岸国の権利が保護されるために、委員会の手続の整備や、委員会による勧告を沿岸国が争う手続を認める可能性を考えることには意義がある。

さらに、たしかに77条3項は、沿岸国権原の根本性を反映すると解することもできるが、これも、それ以外の解釈を許さないわけではない。字義どおりに77条3項を解すれば、OCSへの沿岸国の権利が実効的先占や宣言に依拠しないことを意味するにとどまる。かつ、そのことは、OCS限界設定が沿岸国の完全な一方的行為によるのではなく、委員会の権限が介入することと、整合しないわけでもない。そして、77条3項ゆえに、OCS限界設定がなくても、沿岸国はOCSへの権原を保持するが、それは、76条に基づく権原と考えることができるのである<sup>(17)</sup>。

日本は、CSC非当事国であり、LOSC発効以前には、CSへの権原を慣習法および根本的原則に基づかせていた。日本は、LOSC当事国として76条の規定に従い委員会への申請を予定するが、OCSへの沿岸国権原をいかに解しているかは、必ずしも明らかにはされていない。日本のような立場の国が、沿岸国権原を76条のOCS制度の枠内でとらえ、委員会の権限や機能が適切に行使され実現される限りは、委員会と共同でOCS限界設定を実現すれば、

沿岸国権原の根本性を理由に沿岸国利益が強調されすぎる危険性を回避し、OCS制度の発展と76条の適当な解釈に寄与する先進的な国家実践となるのではないだろうか。

## 2 OCS制度における科学的要因と76条の解釈

### (1) OCSへの沿岸国の主権的権利の根拠となる要因：「自然の延長」

76条1項は、200海里以内では地形・地質のいかんにかかわらず200海里という距離により、CSへの沿岸国の主権的権利を認める<sup>(18)</sup>。200海里を越えては、「領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまで」が大陸棚であり、「自然の延長」がその主たる要件であり沿岸国の主権的権利の根拠である。

大陸縁辺部は、「棚・斜面及びコンチネンタルライズから成」り、大洋底および海洋海嶺(oceanic ridge)は含まれない(76条3項)。大陸縁辺部の外縁は、大陸斜面脚部の決定に基づき、76条4項(a)(i)(ii)堆積岩の厚さによる)か(ii)大陸斜面脚部からの距離による)のいずれかの方法で設定される。大陸斜面脚部は、反証がない限り、同項(b)に従い決定される。さらに、OCS限界は、同項5、6項によって制限を受ける。

科学者の間では、これらの条文群につき、地質学的要因や海底地形の生成的要因および形成過程か、それとも地形的要因のいずれが中心かにつき、見解が対立している<sup>(19)</sup>。筆者はこれらにつき論ずる能力をもたないが、おおまかに言えば、海底の地質的組成や過去における形成の過程を重視するのか、それとも、現在のある海底地形の姿をそれとして重視するのか、という対立のようである。

国際法の観点から興味を引くのは、次の2点である。一つは、科学的要因や科学用語を含む法文の解釈において、科学的知見の発展はいかに反映される(べき)かである。二つは、大陸縁辺部の外縁設定に不可欠な要素である大陸斜面の脚部の決定方法は、76条4項起草過程でも争われたが、同項(b)の「反証のない限り」の解釈と、同条項の科学的知見を踏まえた実際上の意義である。これらの二つの点は、次の理由で日本のOCS限界設定に、密接に関連する。

日本海側では近隣諸国との距岸が400海里未満であるので、日本がOCS限界設定を試みるのは、太平洋側である。太平洋側では、太平洋型(活動的)大陸縁辺部が分布するが、76条の関連規定群は当時の科学的知見に基づき、大西洋型(非活動的)大陸縁辺部を想定しているとされる<sup>(20)</sup>。そこで、1970年代および80年代のLOSC起草時から、現在に至り、さらには、委員会申請時までの間の科学的知見の発展を76条の解釈に反映しうるかという点と、「反証」規定の意義は、日本のOCS限界設定にとり、重要な意義をもつ<sup>(21)</sup>。以下、順に検討していこう。

### (2) LOSC76条における科学的用語の解釈

76条1項の中心概念は「自然の延長」であり、北海大陸棚事件でICJが提示して以来、CS境界画定原則の議論にも多大な影響を与え、LOSCでも維持された。北海大陸棚事件判決が示した自然の延長の概念は、地質学的(geological)概念とも解されるが、LOSC76条の同概念は、地形学的(geomorphological)概念であるという解釈が有力であるものの、これを地

質学的概念ととらえる説と対立している。同条3項が大陸縁辺部の構成を定義するが、そこに言う棚、大陸斜面、コンチネンタルライズも地形学的概念とするのが一般的である<sup>(22)</sup>。

ところで、1999年に委員会は、科学的・技術的ガイドライン（以下、「ガイドライン」）を発布した<sup>(23)</sup>。裁判のような法適用機関による解釈とは異なるであろうが、委員会がLOSC76条に従って申請を「検討（consider）」し勧告する権限（附属書、3条1項a）をもつ以上、ガイドラインを76条に含まれる科学的用語や要因の一つの権威的解釈と評価してもよいであろう。かつ、ガイドラインは、LOSC起草時より約20年間の科学的知見を反映した解釈とも言える。その一般的評価としては、大陸斜面脚部の決定に際して、太平洋型縁辺部の特徴にもふれ、かつ、地質学的要素（地質構造境界）の考慮を認めているとされる<sup>(24)</sup>。

条約規定の解釈については、ウイーン条約法条約31条がこれを定めており、条約締結後の当事国間合意や慣行であれば解釈において考慮される。ガイドラインはそのいずれでもないし、法的な拘束力をもたないが、ここでみたような委員会権限に鑑みれば、一定の権威をもつ解釈とみなすことはできよう。

重要なことは、76条が科学的用語を豊富に内包していること、LOSC起草時からOCS限界設定が現実に着手されはじめるに至るまでの間に、科学的知見が著しく発展したことである。一方で、このような76条の特徴に鑑みれば、同条の規定およびそこに含まれる概念は本質的に発展的であり、科学的知見の進展を反映していくことを想定していると解することに理由はあろう<sup>(25)</sup>。他方で、条約法の根本理念に従えば、起草時の内容にこそ当事国が合意を与えたのであり、その安定性保護の要請も看過できない。両者の要請を調和的に満たすためには、委員会の解釈や権限行使につき、沿岸国や他国および、（OCSの設定によりその範囲が狭められうる）深海底の保護のために海底開発機構などが、OCS限界設定につき76条に適合するかを争う途を開くとか、審査手続を設立することが考えられる<sup>(26)</sup>。科学的用語を含む条文は、たとえば、国際環境保護条約群などでも顕著である。科学的知見の発達に対応しながら継続的な条約適用を確保するために、条約の規定手法に加えて解釈方法の確立は、国際法学がとりわけ現代的に担う課題と言える。

### （3）「反証」規定の解釈

76条4項(b)は、「反証がない限り」同項により大陸斜面脚部を決定すると規定する。「反証がない限り」は、解釈論理からすれば、反証により同項の規定とは異なる脚部決定を主張する国が立証責任を負うことを意味すると解される。また、実質的な内容の点で、76条が地形学的要因による自然の延長を規定しており、大陸縁辺部は同じ意味での自然の延長でなければならず、反証規定によってもこの点は変わらないとの見解もある<sup>(27)</sup>。

委員会のガイドラインは、76条4項(b)の規定に従う場合と、反証がある場合とを、一般規則（general rule）と例外（exception）であり、後者は前者を補完するとしており、一応は、反証を主張する側が立証責任を負うという解釈であると読める<sup>(28)</sup>。

ガイドラインはLOSC起草時以後に発達した科学的知見を反映しており、地質学的要因の考慮を許容するとともに、反証となりうる場合を具体的に挙げて説明している<sup>(29)</sup>。たしかに論理的には、76条4項(b)に従う場合と反証がある場合とは「一般規則と例外」の関係に



あるとはいえ、実際上は、ガイドラインが排除していない要因（地理学的・地形学的・地質学的要因など）を確実に実証できるかが重要となろう。その意味では、沿岸国申請と委員会審査の実践の集積によってこそ、どの要因がどの程度のデータや情報により反証として認められるかが定まっていくとも言える。

実践を待つ段階にはあるが、反証として認められる要因の範囲・要求されるデータや情報の質や量などによっては、「反証」規定は、実際上は、解釈論理が示すほど原則対例外として、反証を主張する沿岸国にとり厳格ではなくなることもありうる。ノルウェー漁業事件判決でICJは、ノルウェーの直線基線方式を領海画定の一般原則の適用であるとし、そのイギリスへの対抗力を認定した<sup>(30)</sup>。海洋境界画定は、地理的・地形的などの科学的要因に加え、歴史的・社会的・経済的など多様な要因の考慮を求めることがある。同事件判決の論理は、個々の事例の特殊性を活かしつつも、国際法原則の存在を確保しその適用の範囲内に個別の事例を内包していくための論理とも言える。LOSC76条4項b)の原則対例外という構造も、科学的知見の発達とそれを反映する解釈、さらには沿岸国申請と委員会審査の実践の集積により、ノルウェー漁業事件判決の論理と同様の方向へ変質していく可能性も、まったく否定されるわけではない。

### 3 OCS 限界設定における沿岸国・委員会・他国の関係

#### (1) OCS 限界設定と境界画定・領域紛争

76条10項は、同条がCSの境界画定に影響を及ぼすものではないことを規定する。それを受けて、委員会の手続規則45およびそれへの附属書の核心は、境界画定・領域紛争に関する権限（competence）は国にあることを認める点にある<sup>(31)</sup>。

ロシアが2001年に委員会にOCS限界の申請をしたが、日本は、いわゆる北方領土がその基点に含まれていることから、委員会がこの点につき考慮しないことを公式に要請した<sup>(32)</sup>。また、日本のOCS限界申請においては、LOSC121条に従い、沖の鳥島が島としてCSを持ちうることを前提とすることになる。沖の鳥島を島とすることについては、中国が疑問を提起している。すでに第1節でOCSへの沿岸国権原との関連で若干ふれたが、OCS限界設定に関する他国の利害関係につき、OCS限界画定と境界画定紛争との関係を中心として検討を加えておく<sup>(33)</sup>。

まず注意すべきは、200海里以内でもそれを越えても、CSの限界設定と複数国間の境界画定とは、論理的に別の問題であるという点である。たとえば、A国とB国のOCS限界が、それぞれある区域まで委員会勧告と沿岸国の行為により設定されたとしても、両国のOCSが重複すれば、あらためて両国間で境界画定を行ない、それぞれの限界線からそれぞれの沿岸方向に後退した境界線が引かれうるであろう。200海里以内のCSでも、たとえば日中間の沿岸間は400海里未満であり、両国とも76条1項に従い、それぞれの沿岸から200海里的CS限界の設定を行なうことができ、その範囲まで権原をもつ。しかし、それぞれのCSが重複するため、日本の主張によれば境界線は中間線であり、つまりは、日本は200海里的CS限界線より日本沿岸方向へ後退した中間線を境界線と認めることになる。このように、

CSの限界設定と境界画定とは論理的に区別され異なる意義と機能をもつ。したがって、76条10項は、いわば自明の規定であると言える。

ところが、委員会は手続規則と附属書により、境界画定や領域紛争に関連するOCS限界設定の場合には、決定は当事国の権限であるとし、みずからの審理を控える立場をとっている。実際に、ロシア申請に対する日本の抗議を受けて、委員会は、両国の合意を勧告した。日本以外にも、数カ国がそれぞれの理由で抗議をした。

ここで述べたように、OCS限界設定と境界画定とは区別されるし、領域紛争のすべてがOCS限界設定にかかわるわけではない。それにもかかわらず委員会が自己の権限や機能を抑制し、委員会勧告は「勧告」であり法的拘束力をもたないのに、日本や諸国が反応したのは、(勧告に基づき沿岸国が設定するOCS限界の拘束力の想定にもよろうが)委員会勧告の実際上の影響力を考慮してのことでもあろう。そうであるならば、論理的区別の問題とは別に、実際にOCS限界にかかわりうる境界画定・領域紛争の態様や争点につき、実態に即して考えると、次のように言えよう。

海域の幅員をはかる基点や基線に関する争いがある場合には、それは、OCS限界設定に影響しうる。他方で、それ以外の境界画定の法理を争うような紛争は、OCS限界設定には影響しにくい。また、そこからCSの設定される陸地についての領域主権の争いについては、日本のロシアの申請に対する抗議を例にとることができる。北方領土への領域主権の所在が紛争の核心ではあろうが、日本が北方領土が基点とされること自体も争う以上は、ロシアのOCS限界設定に影響すると言えよう<sup>(34)</sup>。

## (2) OCS限界設定をめぐるそれ以外の紛争

境界画定や領域紛争がかかわることがなく、沿岸国のOCS限界設定を他国などが争う紛争は、どのようなものか。すでに、委員会勧告に「基づく」沿岸国による限界設定でも、他国は拘束されずにこれを争えるという見解は第1節でみた。そのような紛争の争点は、76条関連条項の解釈適用を争点に含む可能性が大きい。

具体的な利害関係をもたない他国が、76条の解釈適用の紛争の当事国となる動機としては、自国のOCS限界設定をにらみながら76条の権威的解釈を求めるとか、深海底制度の保護目的などが考えられる<sup>(35)</sup>。いずれにせよ、そのような原告適格が認められた実践は、常設国際司法裁判所(PCIJ)やICJの先例では、条約上の根拠のある場合を除けば見出しにくい<sup>(36)</sup>。また、OCS制度が深海底制度を侵食しないように、LOSC当事国すべての、さらには、国際社会の共通利益のために争われるのであれば、国際海底機構の原告適格なども含めて、紛争解決条項で明定されるべきであろう。LOSCは、この点につき沈黙しているので、今後の発展を待つほかはない。

## おわりに

OCS制度は、科学的要因が重要な意義をもつこともあり、国際法学からは必ずしも十分な研究が集積しているとは言えない。けれども、この問題は、CSへの沿岸国権原、科学的発展の条約解釈への反映、深海底制度との調整による国際社会の利益確保など、LOSCのみ

ならず国際法学にとり貴重な論題を豊富に含んでいる。日本の申請が、これらの点から OCS 制度の発展を先導する貴重な先例となることが、切に期待される。

- ( 1 ) たとえば、<http://www.cas.go.jp/seisaku/tairikudana/kettei.html> 参照。
- ( 2 ) 山本草二『海洋法』、三省堂、1992年、164 167ページ。
- ( 3 ) オデコ・ニホン・SA 対芝税務署長事件、東京地方裁判所昭和52年4月22日判決、祖川武夫・小田滋編著『日本の裁判所による国際法判例』、三省堂、1991年、164ページ。
- ( 4 ) ICJ Reports 1969, p. 22, para.19.
- ( 5 ) 領海の領土への依存性、領土が海に関する権利を沿岸国に付与することにつき、ノルウェー漁業事件、ICJ Reports 1951, pp. 132 133.
- ( 6 ) 注4)参照。
- ( 7 ) S. N. Nandan & Shabtai Rosenne, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary* ( hereinafter referred to as *Commentary* ) Dordrecht/ Boston/ London, 1998, p. 844.
- ( 8 ) *Ibid.*, pp. 842 843, 846.
- ( 9 ) *Ibid.*, p. 834; T. Treves, “La limité extérieure du plateau continental: évolution récente de la pratique,” 35 *Annuaire française de droit international*, 1989, pp. 725 726. LOSC76条1項の国内法化の例として、*ibid.*, p. 727.
- ( 10 ) 「委員会の勧告」ではなく「76条に」基づくべしという意見も含めて、諸国の見解例につき、*Commentary*, pp. 870, 873; *UNCLOS III Official Records*, Vol. VIII, 1981, p. 102( Canada ) *ibid.*, p. 25( United Kingdom ) *ibid.*, p. 30( France ) p. 33( Australia ) Brown, *Sea-Bed Energy and Minerals: The International Legal Regime*, Vol. 1, *The Continental Shelf*, Dordrecht/ Boston/ London, 1992, p. 32; T. L. McDorman, “The Role of the Commission on the Limits of the Continental Shelf—A Technical Body in a Political World,” 17 *The International Journal of Marine and Coastal Law*, 2002, p. 313.
- ( 11 ) ここで詳細にふれることはできないが、76条10項と委員会の手続規則とその附属書の分析として、A. G. Oude Elfrink, “Submissions of Coastal States to the CLCS in Cases of Unresolved Land or Maritime Disputes,” in M. H. Nordquist, J. N. Moore & T. H. Heidar eds., *Legal and Scientific Aspects of Continental Shelf Limits* ( hereinafter referred to as *Legal Aspects* ) Leiden/Boston, 2004, pp. 264 268.
- ( 12 ) 「暫定的」外側限界を論ずる例として、*ibid.*, p. 274. LOSC77条3項を根拠に、委員会と沿岸国の見解が相違した場合には沿岸国の権限が優位するとか、76条の要件に従えば沿岸国が一方的に OCS 限界設定する権限は必ずしも否定されないことを示唆する見解として、G. Eriksoon, “The Case of Disagreement Between a Coastal State and the Commission on the Limits of the Continental Shelf,” in *Legal Aspects*, pp. 257 258. OCS 限界が設定されていないことは、沿岸国権原に影響しないことにつき、Oude Elferink, *op. cit.*, n. 11, p. 275; “The 2nd Report of the Commission on the Legal Issues of the Outer Continental Shelf ( hereinafter referred to as ILA Report )” *Report of the 72nd Conference*, International Law Association ( Toronto ) 2006, pp. 216 217. 沿岸国が委員会に申請しないことはいかなる法的効果ももたないという見解が存在した点の確認も含めて、沿岸国の OCS 限界設定の権限を強調する見解として、McDorman, *op. cit.*, n. 10, p. 306. これは、委員会が国際社会の共通利益を代表する機関ではないという見解に基づいてもいる、*ibid.*, p. 311. LOSC 採択後に一方的に OCS への管轄権を宣言した国家実践と他国による抗議につき、*ibid.*, p. 313; Treves, *op. cit.*, n. 9, pp. 729 731.
- ( 13 ) 肯定する見解として、ILA Report, pp. 232 233. 普遍的拘束力と解する見解、いかなる国も争えないと解する見解等を紹介したうえで、沿岸国のみを拘束するという見解を示すものとして、McDorman, *op. cit.*, n. 10, pp. 314 315.
- ( 14 ) 委員会と沿岸国との見解の相違がある場合などにつき、紛争解決手続も含めた検討がなされるべきであったが、LOSC 起草過程ではそれが成果をみなかったことにつき、*Commentary*, p. 850;

- Brown, *op. cit.*, n. 10, p. 31.
- (15) そうした基本的見解を示すものとして、McDorman, *op. cit.*, n. 10, pp. 311-317.
- (16) 第三次国連海洋法会議の議長の見解につき、Treves, *op. cit.*, n. 9, p. 727 引用参照。
- (17) 注(12)に挙げた文献を参照。
- (18) 自然の延長概念の要素として、北海大陸棚事件以後のとくにICJ実践では、沿岸の地理(geography)以外には考慮されてこなかったという指摘につき、J. I. Charney, “International Maritime Boundaries for the Continental Shelf: The Relevance of Natural Prolongation,” in N. Ando & R. Wolfrum, eds., *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda*, Vol. 2, p. 1011 et seq.
- (19) 76条起草過程での諸国の見解も、この点で一義的ではないことにつき、ILA Report, pp. 217-218. 自然の延長を基本的に地形学的(geomorphological)概念でとらえる見解として、S. Th. Gudlaugsson, “Natural Prolongation and the Concept of the Continental Margin for the Purpose of Article 76,” in *Legal Aspects*, p. 61 et seq. とくに反証規定につき、後述の委員会によるガイドラインで地質学的要因の考慮が含まれていることにつき、R. T. Haworth, “Determination of the Foot of the Continental Slope by Means of Evidence to the Contrary to the General Rule,” in *ibid.*, p. 121 et seq. 海嶺や海底の高まりなどの定義につき、地質学的要因の考慮にふれるものとして、H. Brekke and Ph. A. Symonds, “The Ridge Provisions of Article 76 of the UN Convention on the Law of the Sea,” p. 169 et seq.
- (20) 棚橋学「日本周辺海域における大陸棚延伸、限界画定の問題点」『学術の動向』2005年2月号、12ページ; Haworth, *op. cit.*, n. 19, pp. 129-130.
- (21) 日本の太平洋側OCS限界設定では、76条4項(a)(i)による大陸棚延伸の可能性はほとんどないという見解として、棚橋、前掲論文、注(20)。
- (22) これらに関する見解の対立については、注(19)に挙げた文献を参照。
- (23) Scientific and Technical Guidelines of the Commission on the Limits of the Continental Shelf, UN Documents CLCS/11, 13 May, 1999.
- (24) Haworth, *op. cit.*, n. 19, p. 129 et seq.
- (25) L. D. M. Nelson, “The Continental Shelf: Interplay of Law and Science,” in *op. cit.*, n. 18, p. 1243.
- (26) 他のLOSC当事国による提訴や国際海底機構の関与を示唆する見解として、Nelson, *ibid.*, p. 1252. 沿岸国と委員会の見解が相違する場合なども想定して、国際海洋法裁判所の勧告的意見の活用の可能性も示唆する見解として、Eriksoon, *op. cit.*, n. 12, pp. 257-260.
- (27) Gudlaugsson, *op. cit.*, n. 19, pp. 67-68.
- (28) ガイドライン, paras. 6.1.1, 6.1.3.
- (29) ガイドライン, para. 6.3.
- (30) *Op. cit.*, n. 5, pp. 131-135.
- (31) この問題の詳細な検討として、Oude Elferink, *op. cit.*, n. 11.
- (32) United Nations CLCS.01.2001.LOS/JPN.
- (33) なお、委員会と裁判所の権限関係を検討するものとして、ILA Report, pp. 248-249.
- (34) 同様の観点からの分析として、Oude Elferink, *op. cit.*, n. 11, pp. 268-269.
- (35) サンピエール・ミケロン事件で仲裁法廷は、200海里を越える大陸棚の境界画定は、「当事国間」ではなく、「(本件紛争のいずれか)一方の当事国と、国際社会(深海底の保護の任務を負う機関により代表される)との間の境界画定に關与する」と述べている、31 *International Legal Materials*, 1992, p. 1172.
- (36) 兼原敦子「国家責任法における『一般利益』概念適用の限界」『国際法外交雑誌』94巻4号(1995年)、20-40ページ。なお第三国の訴訟参加については、同「訴訟参加の要件としての『影響を受ける』法的利益」『立教法学』50号(1998年)、141ページ以下。



**大陸棚制度を含み海洋法を知るための参考文献**

山本草二『海洋法』三省堂、1992年。

R. R. Churchill & A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester, 1999.

D. P. O'Connell (ed. by I. A. Shearer ) *The International Law of the Sea*, Oxford, Vol. 1, 1982, Vol. 2, 1984.

---

かねはら・あつこ 立教大学教授  
kanehara@rikkyo.ac.jp

# 福田ドクトリン30周年と日本・ASEAN関係

ラム・ペンエ

Lam Peng Er

2007年8月は、日本政府が「福田ドクトリン」を掲げてから30周年を迎える年である。福田ドクトリンは、戦後日本が東南アジア外交で初めて打ち出した外交原則・指針であった。2006年7月、当時の麻生太郎外務大臣がフィリピンのマニラを訪れた際、福田ドクトリンは日本の東南アジア外交の「青写真」だと強調した<sup>(1)</sup>。それより以前、小泉純一郎元首相が「日本・ASEAN包括的経済連携協定」の締結を呼びかけたとき、やはり福田ドクトリンは日本が東南アジアで役割を果たす際の指針だ、と述べた<sup>(2)</sup>。端的に言えば、福田ドクトリンは、冷戦期および冷戦後にわたって、日本が東南アジアとの公式的な関係を律する枠組みであった。本稿は、福田ドクトリンが提示された1970年代と大きく状況が異なる冷戦後においても、いまだドクトリンは意義があるのかを検討する。

まず、「福田ドクトリンとは何なのか。なぜ、どのように、それが生まれたか」を検討してみたい。さらに、日本が福田ドクトリンを冷戦後東南アジアにおいて「効果的に運用したか」という点について分析する。次いで、「今後とも福田ドクトリンが機能しうるか」を検討する。そこでの中心的論点は、福田ドクトリンは冷戦後の日本と東南アジア関係の基本的な枠組みとして重要であり、日本が福田ドクトリンを適用することは、双方にとって有益であるということである。しかし今日、日本と東南アジア諸国連合(ASEAN)は、福田ドクトリンが打ち出された当時には想定していなかった新たな諸課題に直面している。第一に、ASEAN内で相対的に経済発展の進んだ国(ASEAN旧加盟国)と進んでいない国(ASEAN新加盟国)との貧富のギャップである。第二に、どのように「東アジア共同体」を長期的に構築するかという課題である。第三に、東南アジア海域のシーレーンの安全確保である。第四に、国内紛争のある地域(カンボジア、フィリピンのミンダナオ問題、インドネシアのアチェ問題、東ティモール問題など)で、平和を確保することである。第五に、環境保護、とくに気候変動問題である。さらに、今日、日本は東南アジアの地域安全保障構造に積極的な役割を果たしているが、これも、福田ドクトリンの想定域を超える。にもかかわらず、「心と心のふれあい」という福田ドクトリンの本質は、日本・東南アジア関係のみならず、日本・中国・韓国の3カ国の関係にも適用されて歴史的な和解に向けて発展し、萌芽的な東アジア地域主義の素地となるべきだというのが本論の主張である。

## 福田ドクトリンはどのようにつくられたか

1970年代半ばの日本は、戦争で決定的に破壊され、敗北し、意気沮喪し、国際的には

「パリア・ステート」であった1945年の日本とはまったく異なっていた。1970年代には日本は世界第2位の経済大国として台頭し、戦後賠償に区切りをつけ、中国との関係を含めて、アジアの隣国との外交関係を樹立し、また、米国から沖縄を回復して、国家的自信を回復していた。当時の日本は、第2次世界大戦の遺制をほとんど払拭し<sup>(3)</sup>、新しい外交政策を展開する次のステージに向かうところであった。

しかし、日本が経済大国として急速に台頭したことは、一方で東南アジアにアンビバレンスを生み、1974年1月、当時の田中角栄首相の東南アジア歴訪に際して、タイのバンコクとインドネシアのジャカルタで暴力をとまなう民衆のデモが起こったのである。この反日暴動には、多くの要因が絡んでいた。東南アジア側は、30年前に軍事的に東南アジアを支配した日本が、今度は経済的に支配している、と認識していた。また、東南アジアに進出した日本企業の経営では、現地の人材が積極的に登用されていないとか、ビジネスや取引で、東南アジア在住の華人に不当に依存していると考えていた。ところが半面では、反日デモは不満を抱くタイ人とインドネシア人が支配体制に抗議する間接的な手段でもあったのである<sup>(4)</sup>。

外務省の『外交青書1974年版』は、「近年、東南アジア諸国では、わが国の急速な経済的プレゼンスの巨大化、進出企業のあり方、邦人のビヘイヴィア等をめぐり対日批判が強まりつつあるが、本〔田中総理〕訪問に際しても、バンコックおよびジャカルタで学生の反日デモ、暴動等が見られ、またマレーシア等でも抗議行動が行われた」<sup>(5)</sup>と述べている。

日本は、1974年の反日デモのショックに加えて、1975年、同盟国の米国がベトナムで敗北し撤退した以上、東南アジアから手を引くことになるかもしれないという地政学的な現実にも直面した。インドシナでの米国の「力の真空」状況、東南アジアでの米軍のプレゼンスの縮小によって、経済大国日本が政治的にも従来よりも大きな地域的役割を果たす余地が生じつつあった。ところが日本は、一方には戦争に勝利した共産主義インドシナ陣営、他方には、共産主義に怯える反共諸国とに分裂し、緊張と不安定な東南アジアに向き合っていた。当時、結成から10年しか経っていないASEANは、信頼するに足る機構として地域秩序を維持するだけの結束を固めてはいなかった。

1976年11月、東南アジア駐在の日本の大使が会合をもち、日本と東南アジア諸国との関係を協議した。会合の結論は、日本は地域組織ASEANを支持・強化すると同時に、ベトナムをソ連から離反させるためにベトナムとの良好な関係を模索する必要がある、というものであった<sup>(6)</sup>。翌年、ASEANはクアラルンプール首脳会議へ日本を初めて参加招請した。これは、日本がASEAN諸国とより緊密な関係を築く絶好の機会となった。

当時の福田赳夫首相は、この機会をとらえ、ASEAN首脳会議に出席するだけでなく、マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ビルマ（当時はASEAN非加盟）を歴訪した。その際、首相の演説起草を委ねられた数人の外交官は、6カ国でそれぞれコミニケを出すよりも、首相が最終訪問国のマニラで基調演説を行なうほうがインパクトがあると考えた。マニラ・スピーチの起草者を導いた指針は、次のような二つの配慮であった。第一は、日本が賠償問題の処理を終えて東南アジア諸国との外交関係を再構築した後、

日本は何をなすべきか。第二に、経済大国となった日本が東南アジアで果たすべき独自の政治的役割とは何か。

当時の外務省アジア局次長の枝村純郎によれば、彼は福田首相のスピーチの起草を委ねられていた<sup>(7)</sup>。彼の同僚で南東アジア二課長だった谷野作太郎は、首相のスピーチは一連の指導原理を含むべきだと提案した。谷野は、それが福田ドクトリンと一体化するところとなった「心と心のふれあい」というキャッチフレーズを思いついた。地域政策課長の西山健彦とアジア局長の中江要介も演説起草に尽力した<sup>(8)</sup>。

最初の草案に盛り込まれた方針は、日本が非共産主義 ASEAN と共産主義インドシナを「橋渡し」することで東南アジア地域の平和と安定を強化する役割を果たす、というものであった。従来の日本の役割とアイデンティティーは、基本的には経済の産物であり、地政学的には米国に追従していたから、日本が外交的な「橋渡し」役として行動するという考え方は画期的であった。実際、日本が米国の要請なしに外交政策を策定したり、外交政策策定で米国と協議しなかったのは戦後初めてのことであった<sup>(9)</sup>。恐らく、日本が地域情勢で受動的な姿勢から能動的な政治的役割を果たす姿勢へと意識的に変化したという点で、福田ドクトリンは日本の対外政策における転換点であった。さらに日本が、競争的で異なる政治・経済体制をもつ諸国の平和共存を支援することは、冷戦時代の2極体制下ではもう一つの大胆な発想であった。

福田ドクトリンは、破滅的な軍事的敗戦に続く米国の占領を経て、経済大国となり、アジアで新たな政治的役割を求めようとする日本の自信と自己主張を反映すると解釈することもできよう。しかし、第2次世界大戦の惨禍から経済的に復興した戦後日本のアイデンティティーは、野心的軍事大国ではなく、援助供与者であり、ASEAN と共産主義インドシナの間に立つ非軍事的なパワーであるというものであった。こうした規範は、憲法9条（有名な戦争放棄条項）の平和主義とも一致していた。日本は、福田ドクトリン策定に当たってイニシアティブを行使したが、そのアイデアと本質的内容は日米同盟と矛盾するものではなかった。日本は、東南アジアでの政治的役割を拡大しようとしたが、反面で米国の忠実な同盟国だったのである。実際、日本が東南アジアで大きな役割を果たすことは、ソ連のブレゼンスを低減することになり、冷戦下では米国の利益になった。

福田ドクトリンの草案が脱稿すると、首相の裁可に回された。首相の秘書官だった小和田恆は、枝村に首相がスピーチに、「日本は二度と軍事大国とならない」という原則をつけ加えることを求めていると伝えた。こうして、演説の最終案は外務官僚ばかりでなく福田首相自身の政治的判断と提案の合作であった。首相は、ただ草案に押印しただけではなく、「軍事大国の役割を担わない」と主張したことが最大の貢献であった。この原則は、日本が卓越した経済力を軍事力に転化すれば、東南アジアで大国間の争いが起こり、地域が不安定化すると懸念する東南アジア諸国に安心感を与えた。

前述のように、福田首相は、「軍事大国とならない」との原則に固執することで演説草案の形を整えた。彼は確乎たる保守主義者であったが、平和主義を東南アジアとの関係に反映させることで、日本国憲法の平和主義的規範を遵守した。この点で、福田が軍国主義を



拒否したのは、戦争を嫌う大半の日本人の主要な価値観にも合っていた。首相はまた、「心と心のふれあう関係」を福田ドクトリンの最も重要な特色とした<sup>(10)</sup>。

1977年8月18日、福田首相はマニラ・スピーチで、「第一に、我が国は、平和に徹し軍事大国にはならないことを決意しており、そのような立場から、東南アジアひいては世界の平和と繁栄に貢献する。第二に、我が国は、東南アジアの国々との間に、政治、経済のみならず社会、文化等、広範な分野において、真の友人として心と心のふれあう相互信頼関係を築きあげる。第三に、我が国は、『対等な協力者』の立場に立って、ASEAN及びその加盟国の連帯と強靱性強化の自主的努力に対し、志を同じくする他の域外諸国とともに積極的に協力し、また、インドシナ諸国との間には相互理解に基づく関係の醸成をはかり、もって東南アジア全域にわたる平和と繁栄に寄与する」と演説した<sup>(11)</sup>。

たしかに、このマニラ・スピーチは当初、「ドクトリン」とは名づけられなかった。ところが、次第に日本の公式「ドクトリン」としての評価を得て、ASEAN諸国にも受け入れられ、米国さえもいわゆる福田ドクトリンに注目した。バート・エドストロームは「福田がいに彼のドクトリンを重視していたかは、福田首相が自民党史への寄稿で、当時の駐日米国大使マイク・マンズフィールドはよく福田首相に『ハロー、ミスター“フクダ・ドクトリン”』と挨拶したものだ」と回想していることに如実に表われている」と書いている<sup>(12)</sup>。

日本はASEANと共産主義インドシナ3国との「橋渡し」という政治的役割を果たそうとし、対越経済援助を提案することでベトナムをソ連から離反させようとさえしたが、「橋渡し」役は、1978年のベトナム軍のカンボジア侵攻で潰えた。その後日本は、荒波を跨いで「橋渡し」に代わって、ASEANを支持し、米中両国と共にベトナムおよびその同盟国ソ連に対抗せざるをえなくなった。端的に言って、冷戦の二極構造のもとでは、日本が東南アジアで「橋渡し」をすることは不可能だったのである。

それでも冷戦下にあって日本は、福田ドクトリンの（橋渡し以外の）原則をASEAN諸国に適用しようとした。第一に、「心と心のふれあい」という言葉を行動に移し、ASEAN諸国への政府開発援助（ODA）の最大供与国となった。第二に、日本は東南アジアで直接的な軍事的役割を避けた。その一方で、1980年代からの日米同盟関係への日本の貢献には、本土沿岸から1000海里までのシーレーンの防衛が含まれた。しかし、シーレーン防衛はフィリピン北域までにとどまり、東南アジア海域に踏み込むものではなかった。

### 冷戦後 東南アジアにおける日本の積極主義

冷戦後の日本は、東南アジアの平和と安定を保つために積極的に政治的行動を行なうという福田ドクトリンを遂行し、カンボジアの平和構築に関与した<sup>(13)</sup>。1991年の第1次湾岸戦争は日本が以前よりも世界で広範な政治的役割を果たす契機となった。当時、日本はイラクのクウェート侵攻に対抗する米国主導の多国籍軍に対して130億ドルもの資金を供与して貢献したが、「小切手外交」だけに徹したとして徹底的に批判され、手ひどい屈辱を味わった。

実際にはこれに先立つ1989年、日本はカンボジア和平プロセスに関与し、カンボジア和

平パリ国際会議に参加した。1990年代初頭、米国はインドシナ問題からの「出口」を模索していたが、日本は逆であった<sup>(14)</sup>。1989年、日本はオーストラリアとともに第3委員会（経済復興担当）の共同議長を務め、1992年から93年まで、自衛隊を派遣してカンボジア国連暫定統治機構（UNTAC）の平和維持活動に参加し、後方支援を行なった。戦後日本が自衛隊の海外派遣を実施したのは初めてで、日本人の明石康国連事務総長特別代表がUNTACを統括した。その後日本は、カンボジアへの最大のODA供与国となったが、日本の貢献は資金協力のみに限定されず、人材派遣や政治的調停にも及んでいる。

1997年7月、カンボジアでフン・セン第2首相とラナリット第1首相の敵対勢力が内戦の瀬戸際に陥ったとき、日本は公正な選挙と政治的正常化をもたらす4項目和平提案を行なった。おそらくこれは戦後日本外交で最高の時期であり、日本は武力紛争の発生を防ぐという創造的な政治的役割を担えた。日本が継続的にカンボジア正常化支援を実施できた基盤は、まさに福田ドクトリンの精神にあった。

明石康は、パリ和平協定締結から何年も経ったが、依然としてカンボジアは多くの問題に直面していると語った<sup>(15)</sup>。例えば、腐敗の蔓延、都市と農村の発展格差、多元主義と人権を尊重しない政府のガバナンスなどである。現在のカンボジアは自由主義的民主主義とは言えないが、内戦や大量虐殺に逆戻りしてもおらず、選挙が実施され、徐々に経済が発展している。そうした状況は、多くのカンボジア人の利益となっている。しかし、国民統合には長い時間がかかる。戦後数十年にわたってガバナンスの欠如、恐るべき暴力、動乱、内戦、社会革命、外国の介入を経験した国においてはなおさらである。日本など国際社会は平和構築に貢献できるが、カンボジア復興は最終的には国民と指導者の創意と意気込みにかかっている。

日本は、カンボジア以外でも、2002年に東ティモールの国連平和維持活動、2004年にはスマトラ沖地震の津波災害でアチェの人道援助に自衛隊を派遣した。確かに、福田ドクトリンの立案者は自衛隊の海外派遣を想定していなかったが、自衛隊を東南アジアでの国連平和維持活動や人道支援に派遣することは、福田ドクトリンの「軍事大国とならない」という第1原則と矛盾しない。なぜなら、それは、国際社会が承認した多国間枠組みの枠内で、戦闘や軍事的侵略目的ではなく平和維持と人道支援の目的で派遣されたからである。また、カンボジア、東ティモール、アチェへの自衛隊派遣は、「心と心のふれあう関係」という福田ドクトリンの第2原則にも完全に合致する。「行動は言葉より雄弁」、「まさかの友が真の友」という格言は正しいのである。

日本は、国連平和維持活動や人道支援のほかにも、福田ドクトリンの第3原則に沿って東南アジアを安定させるため積極的な役割を模索してきた。例えば、アジア太平洋地域の戦略・政治問題を協議し、域内の信頼醸成を進める唯一のフォーラムであるASEAN地域フォーラム（ARF）の原型を提案したこと、南シナ海のミスチーフ礁の領有権をめぐるフィリピン・中国間の係争の仲介を模索したこと、1997-98年に発生したアジア通貨危機に際して800億ドルもの救済パッケージを提供したこと、さらには東南アジア海域とくにマラッカ海峡の海賊掃討についても提案をしてきたことなどがこれである。

さらに日本は、東南アジアにおいて現在も継続中の最も長期にわたる反乱活動に悩まされているミンダナオ島の平和構築にも参加している。約12万人が政府軍とミンダナオの少数民族との戦闘の犠牲になった。2002年12月、小泉政権は「ミンダナオの平和と安定に向けての支援パッケージ」4億ドルを約束した。日本のアプローチは、慢性的貧困を軽減し、現地少数民族モロ（ムスリム）の人々の疎外と絶望に起因するテロを防止することを目的とする。

2006年7月、日本はイスラム諸国会議機構（OIC）加盟国のマレーシア、ブルネイ、リビアからなる国際モニタリング・チーム（IMT）への参加を決めた。IMTの要員は60名で、その兵士の大半はマレーシア兵で、ブルネイ兵が若干いる。リビアは少数の文民を派遣した。日本は文民の「開発専門家」を派遣した。日本大使館員や援助関係者で構成されるミンダナオ・タスクフォースが日本人要員を支援する。ミンダナオ支援は、国連および日米同盟の枠組み外で実施する平和構築という意味で、日本の画期的な対外政策である。

日本は、ミンダナオ和平プロセスの加速と開発計画の策定を急いでいる。日本の支援には、これまで敵対してきたフィリピン政府（GRP）とモロ・イスラム解放戦線（ MILF ）が和平協定を締結することを促す目的がある。山崎隆一郎駐フィリピン大使によれば、日本は、公式の和平協定の締結以前に平和への呼び水として、今後1年間に学校、保健所、給水システムなど少なくとも10件の草の根事業を元紛争地域で実施するという<sup>(16)</sup>。しかし、和平協定が結ばれたとしても、平和構築プロセスは長期にわたり、国際社会とくに日本の支援が必要となる。つまり、日本によるミンダナオ平和構築は、福田ドクトリンの精神に合致している。

ここで改めて、日本が福田ドクトリンのもう一つの原則としての東南アジアと「心と心のふれあう」関係の構築に成功したかどうかについて考えたい。その点について、皮肉な見方をすれば三つの点からこれを否定しよう。第一に、日本が優先する特別な関係は対米関係であって対東南アジア関係ではない。第二に、「心と心のふれあう」関係という表現は陳腐である。第三に、東南アジア諸国のなかには、多くのアジア人にとり日本軍国主義の象徴である靖国神社への首相参拝に批判的な国がある。一方、「心と心のふれあう」関係は日本と東南アジアとの間に現に存在するとも言える。その指標となるのは次のような事情である。東南アジアの対日世論は中韓両国に対する世論とは対照的に好意的である（表

）。第2次世界大戦時に日本が軍事占領したにもかかわらず、東南アジア諸国の歴史教科書の記述は反日気運をはらんではいない。また、ほとんどの東南アジア諸国は、中国の反対にもかかわらず、日本の国連安保理（UNSC）常任理事国入り工作を支持している<sup>(17)</sup>。

シンガポールのリー・シエンロン首相は、「東アジアの安定は、国際秩序あるいは信認され効率的な国連に依存している。シンガポールが国連改革を支持するのは、安全保障理事会が拡大されれば、現実の国際社会の多様な利益がさらに反映されるからである。だとすれば、シンガポールは日本が安保理常任理事国となることを支持する。日本は、国際的影響力があり、東南アジアおよび世界に貢献しているのだから当然の常任理事国候補である」と明言した<sup>(18)</sup>。

表 東南アジア5カ国の対日世論

「あなたは、日本を、信頼できると思いますか、信頼できないと思いますか」 (単位 %)

	信頼できる	信頼できない	わからない
1. タイ	92.2	5.7	2.2
2. インドネシア	87.8	10.8	1.2
3. マレーシア	77.5	18.7	3.8
4. ベトナム	75.4	12.7	11.3
5. 韓国	10.9	88.6	0.5

(出所) 『読売新聞』2007年9月10日(読売新聞社、韓国日報社、ギャラップ・グループによる「アジア7か国世論調査」より。7か国は韓国、中国、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、インド)。

「あなたは、日本が、アジアの一員として、アジア発展に日本は積極的な役割を果たしていると思いますか、そうは思いませんか」 (単位 %)

	はい	いいえ	わからない
1. タイ	91.4	3.6	3.1
2. ベトナム	89.8	3.3	7.0
3. インドネシア	88.5	8.1	3.4
4. マレーシア	85.5	10.1	3.4
5. 韓国	37.8	61.0	1.2

(出所) 同じ。

「あなたは日本があなたの国に良い影響を与えていると思いますか、悪い影響を与えていると思いますか」

(単位 %)

	良い影響/どちらかといえば良い影響を与えている
1. マレーシア	75
2. タイ	71
3. ベトナム	44
4. 中国	30
5. 韓国	26

(出所) 猪口孝ほか編著『アジア・バロメーター 都市部の価値観と生活スタイル アジア世論調査(2003)の分析と資料』、明石書店、2005年、364ページ。

「次にあげる、日本に関するものの中に、あなたが興味や関心を持っているものがあれば、いくつかもあげてください」

(単位 %)

	韓国	インドネシア	マレーシア	タイ	ベトナム
アニメ・まんが	25.6	29.7	31.5	18.2	12.0
日本食	17.2	17.3	20.7	25.0	12.6
映画	9.7	21.7	18.2	19.1	16.7
テレビ番組	8.5	20.0	24.6	16.6	13.0
ファッション	14.6	7.3	13.1	17.0	8.4
流行歌など音楽	5.8	7.8	12.4	9.1	9.2
相撲・野球などのスポーツ	9.2	8.0	5.9	6.1	6.5
歌舞伎などの伝統文化	2.4	8.3	7.9	10.1	9.8

(注) 1. アンケート対象：18歳以上。

2. 対日関心は、10歳から17歳までの世代がとくに高いと思われる。この世代は、前の世代よりも日本のポップ・カルチャーになじんでいる世代である。

(出所) 同じ。



もう一つの指標は、東南アジアの若者が日本の漫画、アニメ、J ファッション、J ポップスに抱く好感度である（表 ）。2007年3月、シンガポールは漫画やアニメなどの日本文化・メディアの地域的ハブとして、日本文化センターの受け入れを提案した。東南アジアの一国がこの地域での日本の「ソフト・パワー」を支える日本文化を紹介するうえで進んで日本と協力するに至ったことはまことに素晴らしい事態である。この件に関して日本外務省は、「安倍総理より、『日本センター』設置の件（注：文化情報を中心とする日本情報の発信拠点をシンガポールに設置してはどうかとのシンガポール提案）については、アジア・ゲートウェイ構想を具体化させる上で有意義であり、実現に向けて、シンガポール側と十分に協議しつつ必要な検討を進めたいと述べた。これに対し、リー首相より、本件『日本センター』は東南アジアにおける日本のソフトパワー発揮の基盤になると述べるとともに、日本の文化や生活に関する情報を紹介するテレビ番組を両国で共同で制作して東南アジア向けに放送してはどうか、双方向のデジタル・メディアについて両国で協力してはどうかとの新たな提案があった」としている<sup>(19)</sup>。

### 福田ドクトリン：次の10年

東アジアの政治経済は、30年ほど前から顕著に変貌した。今日では、米国が唯一の超大国であり、中国やインドが台頭し、日本が先導する「雁行型経済発展」モデルは時代遅れとなった。加えて、ポスト冷戦期には人種紛争や非国家主体によるテロも台頭した。自由貿易協定、ASEANプラス3（APT）そして東アジア首脳会議などを通じた萌芽的な東アジア共同体構築に向けての努力が域内諸国によって進められている。

東アジアは変貌しているが、福田ドクトリンの意義は、日本・東南アジア双方にとって依然として適切かつ有効である。東アジア地域は、非軍国主義的な日本、「心と心の通う関係」、東南アジアの安定と繁栄を増進する積極的な役割という福田ドクトリンの諸原則を現在も歓迎している。将来的にも友好的な日本・東南アジア関係は、東アジア共同体構想の基礎となり、しかも台頭する中国とバランスをとるうえでも役立つだろう。

日本・ASEAN関係は、福田ドクトリン発表以後、深化し拡大した。2007年8月20日、安倍晋三首相はジャカルタで演説し、経済連携協定（EPA）締結、メコン川流域開発、平和の確保、地球温暖化防止の協力などの分野における日本の積極的役割を強調した。安倍首相は、「これで我が国は、ASEANの6カ国とEPAを締結したか、また署名したことになりました。ASEAN全体との間で包括的なEPAを結ぶことも、いよいよ現実味を増してきています」と述べた<sup>(20)</sup>。

その際、安倍首相はメコン地域のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムという貧困な諸国への開発援助を約束した。この戦略の背景には、ASEAN域内の経済発展度の格差を縮小することは、東南アジアの安定と繁栄を強化するとの想定がある。また日本は、アチェ、ミンダナオ、東ティモールでの平和構築への参画を再確認するとともに、日本と東南アジアが平和の確保に向けて協力することを提案した。安倍首相は、「日本ではこのたび、平和構築の専門家を養成する小さなスクールをつくることにしました。『寺子屋』と私たち

の呼ぶこの学校には、ASEANの若者にも来ていただくつもりです。ASEANには、PKOについて豊富な経験を積んだ国もありますから、お互いに対話を重ね、情報を共有し、専門家同士の交流を深めることで、PKOや平和構築に関する協力を皆様と進めて参りたい」と述べた<sup>(21)</sup>。さらに安倍首相は、地球環境保護での日本・ASEAN協力を訴え、「私達日本国民と一緒に、2050年までに地球温暖化を止める計画の力強い一翼を担っていただきたい」と述べた<sup>(22)</sup>。

確かに、日本・ASEANの紐帯は強まってきたが、そうした展開は北東アジアには当てはまらない。問題は、「心と心のふれあう」関係という福田ドクトリンの精神が東南アジアを超えて中韓両国にも広げられるか、という点である。北東アジア諸国は相互間に「心と心」の触れる関係を広めるのに失敗してきた。そればかりか、日中韓の緊張は東アジア共同体構想の妨げとなり、この構想の失敗は東南アジア諸国にも好ましくない影響を与える。「心と心のふれあう」関係の前提は北東アジア諸国が歴史問題を処理することである。このためには、日本の首相が靖国神社参拝を自粛することは至上命題であり、中国は歴史問題を反日カードにすることを控えることでこれに応えねばならないのである。

福田ドクトリンは、多様で共産主義ブロックと非共産主義ブロックに分断されていた東南アジアに対して、イデオロギー的なアプローチを避けた。安倍政権は、「価値志向型外交」を掲げ、民主主義、自由、人権、法の支配および市場経済を重視した。当時の麻生太郎外相は、「日本はカンボジア、ラオス、ベトナムおよびグルジアやアゼルバイジャンなどのコーカサス地域諸国が経済的繁栄と民主主義を経て平和と幸福への道をたどることを支援する」と述べた<sup>(23)</sup>。こうした「価値志向」外交は、米国・欧州・インド・オーストラリアなどにはふさわしいが、中国・ベトナム・ラオス・ミャンマーなどのアジアの非民主国家と日本の間に距離を生むかもしれない。

日本が今後も「価値志向」外交を強調するか、あるいは政治的多様性に寛容な福田ドクトリンを維持するかは不透明である。日本が普遍的価値を強調すれば、日本をアジアのいくつかの国から引き離すだろう。他方、寛容・連帯・反軍国主義・建設的積極性といった福田ドクトリンの精神を確認すれば、日本・東南アジアの良好な関係ばかりでなく、萌芽的な東アジア共同体構想をも推進することになるだろう。

- (1) The Ministry of Foreign Affairs of Japan, “Remarks by H.E. Foreign Minister Taro Aso on the Occasion of Friendship Day Commemorating the 50th Anniversary of the Normalization of diplomatic Relations Between Japan and the Philippines” (Manila) 23 July 2006.
- (2) The Ministry of Foreign Affairs of Japan, “Speech by Prime Minister of Japan: Junichiro Koizumi: Japan and ASEAN in East Asia—A Sincere and Open Partnership” (Singapore) 14 January 2002.
- (3) 日本と北東アジアの隣国たる中国・韓国との歴史認識問題は積み残された課題である。日本とアジアの多くの人々にとって日本軍国主義の象徴たる靖国神社への首相参拝には、日本国内外で議論がある。
- (4) おそらくインドネシア人学生にとって、直接対決してスハルト権威主義体制を批判するよりも、田中首相訪問で暴動を起こして間接的に批判することのほうが容易だったであろう。タイでは、政治状況が変化していた。田中首相の訪問時、民主主義が萌芽期にあり、デモが可能であった。

- タイ訪問の3ヵ月前、学生運動と「人民蜂起」で、タノム・キッティカチオンは亡命を余儀なくされた。一連の事態は、短期の民主化期から1976年10月の軍事クーデタの間に相次いで起こった。
- (5) 「田中総理大臣の各国訪問」『外交青書1974年版 わが外交の近況』(上巻) 第3章第1節4 ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1974\\_1/s49-1-3-1.htm#a1-4](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1974_1/s49-1-3-1.htm#a1-4))
- さらに『外交青書』は、「上述したように、フィリピンを除く各国において程度の差はあれ、それぞれ対日批判の動きが見られた。……また資源の不足しているわが国としても、繁栄を維持し、国民生活を豊かにして行くためには東南アジア諸国との経済関係の円滑な発展を必要としている」と述べている(同前)。
- (6) 若月秀和『「全方位外交」の時代 冷戦変容期の日本とアジア・1971～80年』、日本経済新聞社、2006年、150-154ページ。
- (7) 枝村純郎とのインタビュー(2006年11月9日)。枝村は、草案執筆前にアイデアを得るために多くの東南アジア関連の本を読んだ、と言った。そのうえで枝村は、首相に届く前に草案を中江に示して目を通してもらった。谷野は、自分が最初の草案修正をして枝村に渡したが、枝村は満足せず、さらに修正したと語った。谷野作太郎へのインタビュー(2006年11月28日)。
- (8) 筆者の枝村へのインタビューおよび中江の役割や考え方についての友田錫の説明によれば、枝村と谷野は「心と心のふれ合う関係」を重視したが、中江と西山は「ボックス・アメリカナ」の東南アジアからの後退でもたらされる『力の真空』が中ソによって満たされて日本の不利になる状況に対処するため、日本独自の役割を模索していた。また中江は、ASEANとインドシナが調和し協調的な関係になれば、それは日本と東南アジア地域双方の利益になる、と考えた(友田錫『入門 現代日本外交』、中公新書、1998年、57-58ページ)。著者は、友田(中江要介とのインタビューを行なった日本国際問題研究所長)が意見交換にに応じてくれたことに感謝する。
- 友田の説明は、菊池清明大使への聞き取り調査とつきあわせると、さらに説得力を増す。菊池は、「外務省のアジア局グループは、『心と心のふれあい』について、かなり議論した」と言っている。田中明彦はインタビューで「大使は、アジア局が『心と心のふれあい』という表現を思いつき、それが優れていると考えた福田がこれを用いたのだと考えますか」と尋ねた。大使は「そう思います。首相秘書官の小和田は草案の内容に関与してはいなかった。彼は仲介者(マダモ)でした」と述べている(五十旗頭真・田中明彦による菊池清明大使への聞き取り調査、1996年7月15日、<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/japan/kikuchiohinterwiew.htm>)
- (9) 友田『入門 現代日本外交』、60ページ。中江は、日本の自主性を強調した。添谷芳秀はインタビューで「福田首相がドクトリンを準備していたとき、米国が協議や意見を求めることはほとんどなかった。日本独自で準備したのですか」と聞くと、中江は「完全に日本独自のものでした。田中首相歴訪の準備の間にも多くの反日デモがあった。その反日機運を受けて、日本は完全にアジア政策を再検討しなければならないということになった。福田ドクトリンは東南アジア政策再考の結果です。……米国のベトナム撤退で生じた『力の真空』に米国が関与しない限りは、また中ソ両国の進出で問題が生じなければ、日本は大国が東南アジアに干渉しないほうがいいと考えていました」(添谷芳秀・村田晃嗣「中江要介聞き取り調査」、1996年2月22日、<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/japan/nakaehinterwiew.htm>)
- (10) 友田は、1990年代初めに福田元首相と昼食をともにしたとき、福田ドクトリンの最も重要なところは何ですか、と聞いた。福田は、「心と心のふれあい」だと答えた。友田は、たぶん自民党の派閥の存在が福田ドクトリン提示の動機にあり、福田は田中角栄と自分を差別化したかたのではないかと推察する。福田は、反日暴動に見舞われた田中とは対照的に、東南アジアとの良好な関係構築をみせつけようとしたというのである(友田との対話、2006年11月10日)。
- 福田は、ドクトリンが「同じアジア人」の東南アジアとの「特別な関係」を認めている、と言う。つまり、「心と心のふれあう関係」は文化の共通性を前提としているのである(福田赳夫『回

- 顧九十年』、岩波書店、1995年、279ページ）
- (11) 同前、363-370ページ。The English version is available in Sueo Sudo, *The Fukuda Doctrine and ASEAN*, Institute of Southeast Asian Studies, 1992, pp. 241-247.
- (12) Bert Edstrom, *Japan's Evolving Foreign Policy Doctrine: From Yoshida to Miyazawa*, Houndmills, Basingstoke, Hampshire: Palgrave, 1999, p. 98.
- (13) 外交官としてカンボジア和平プロセスに関わった池田維は、「福田ドクトリン（1977年）によって示されているようなASEAN諸国とインドシナ諸国を含む東南アジア全域の安定と繁栄の重要性を言うのならば、東南アジア最大の不安定要因であるカンボジア問題への適切な関与と紛争解決への真摯な努力は、いずれは避けては通れない外交課題だった」と述べている（池田維『カンボジア和平への道』、都市出版、1996年、28ページ）
- (14) See Richard H. Solomon, *Exiting Indochina: U.S. Leadership of the Cambodian Settlement & Normalization with Vietnam*, Washington D.C.: United States Institute of Peace Press, 2000; Masaharu Kohno, "In Search of Proactive Diplomacy: Increasing Japan's International Role in the 1990s," Center for Northeast Asian Policy Studies (CNAPS) Working Paper, Fall 1999.
- (15) 明石康とのインタビュー（2006年11月6日）
- (16) 山崎隆一郎大使とのインタビュー（2006年11月23日）
- (17) See "Philippines backs Japan's bid for UNSC permanent seat," *Kyodo News*, 17 November 2004; "Cambodia, Laos, Vietnam back Japan's bid for permanent UNSC seat," *Kyodo News*, 27 November 2004; "Malaysia renews support for Japan, Germany on Security Council," *Kyodo News*, 12 May 2005; "Indonesia supports Japan's bid for UN Security Council seat," *Vietnam News Agency*, 1 November 2006. 町村信孝外相（当時）は、2005年6月にブルネイを訪問し、日本の国連安全保障理事会常任理事国就任への支持を訴えた。日本の常任理事国就任工作に対するミャンマーとタイの立場について公式の情報はあまりみあたらない。
- (18) Lee Hsien Loong, "The Way ahead in East Asian Cooperation," Speech delivered at the 11 International Conference on the Future of Asia in Tokyo, *Straits Times*, 26 May 2005.
- (19) 外務省「日・シンガポール首脳会談（概要）」、平成19年3月20日。
- (20) インドネシアにおける安倍総理大臣政策スピーチ「日本とASEAN 思いやり、分かち合う未来を共に」、平成19年8月20日（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/eabe\\_0820.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/eabe_0820.html)）
- (21) 同前。
- (22) 同前。
- (23) See David Fouse, "Japan's 'value-oriented diplomacy'," *International Herald Tribune*, 22 March 2007.

Lam Peng Er シンガポール国立大学東アジア研究所上級研究員。  
2006年日本国際問題研究所海外客員研究員。  
専門分野は、平和構築、日本・東南アジア関係。

原題 = The Fukuda Doctrine and the Future of Japan-Southeast Asian Relations (訳 = 玉木一徳)

次回（11月号）は、「日本・ASEAN関係」ユスフ・ワナンディー（インドネシア戦略国際問題研究センター共同設立者・理事）



# 国際問題月表

国際関係 / 日本関係 / 地域別  
2007年8月1日 - 31日

小玉原一郎・小宮伸太郎  
清水 敬善・細川 洋嗣 編  
(共同通信)

## 国際関係

- 08・01 IAEAの監視・検証作業が行なわれている朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）寧辺の核施設の一部が放射能に汚染されていることが判明、汚染除去作業のため監視カメラなどの設置に遅れ  
ASEANと日本、米国、EU、ロシアなど10の対話国・機構による拡大外相会議開催（マニラ）、北朝鮮の核問題や環境問題などでのASEANと域外の協力について協議
- 03 APEC財務相会議が地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出を抑制する「有効な枠組み」を創設することが重要との声明を採択し閉幕（2日、クーラム〔オーストラリア〕）
- 07 北朝鮮が核放棄に向けた初期段階措置では寧辺の実験用黒鉛減速炉の使用済み燃料棒を取り出さない意向をIAEAに伝えたことが判明
- 09 米住宅ローン問題による市場の混乱防止で日米欧の中央銀行が協調し資金供給（10日）、14日に三菱UFJなど日本の大手銀行が損失公表、15日世界同時株安（16日）、17日米連邦準備制度理事会（FRB）が市中銀行への貸出金利である公定歩合を緊急に年6.25%から5.75%へ0.5%引き下げると発表  
中国、ロシアなど上海協力機構（SCO）加盟国6カ国による対テロ合同軍事演習「平和の使命2007」が中国西部の新疆ウイグル自治区ウルムチなどで本格開催（17日）、SCO6カ国の合同演習は初めて、16日SCO首脳会議が名指しは避けながらも米国の「一極支配」を批判するピシケク宣言を採択（ピシケク）
- 13 アフガニスタン旧政権タリバンによる韓国人ボランティア拉致・殺害事件でタリバンが重病とされていた人質女性2人を東部ガズニ州で解放、7月19日に一行23人が拉致されて以来初の解放、31日韓国外交通商省が最後に残った人質7人が解放されたことを確認、これで殺害されたリーダーの牧師ら2人を除く人質全員が解放され42日ぶりに事件が解決
- 15 北朝鮮核問題をめぐる6カ国協議の「朝鮮半島非核化」作業部会が開幕（16日、瀋陽）  
韓国筋によると北朝鮮は今後の「すべての核計画申告」の段階でウラン濃縮による核開発疑惑を解消する用意があると表明、「無能力化」する対象核施設と方法について提案  
日本の海洋研究開発機構と宇宙航空研究開発機構が観測データの解析で北極海における海氷面積が過去最小を記録した2005年夏を大幅に上回るペースで減少し1978年から開始された衛星観測史上最小となったことを確認
- 21 イランの核開発をめぐるイランとIAEAの協議が終了（テヘラン）、双方はイランのウラン濃縮施設などの情報開示を強化し核開発の透明性を高めるための具体的手順や日程を決めた「行動計画」をまとめ直ちに実行に移すと表明
- 23 WHOが2007年の年次報告を公表、世界の潜在的な公衆衛生上の脅威のなかで「最も懸念される」問題として鳥インフルエンザウイルスの変異で発生するとみられる人から人へ感染する新型インフルエンザの世界的な大流行だと指摘
- 26 AP通信の集計によるとイラク国内で武装勢力による爆弾テロや襲撃などの犠牲となっ

- た人の数は2006年に比べて2倍のペースで増加、ブッシュ米政権が2月に踏み切った米軍増派がイラク全土での死者数抑制につながっていない現実が浮き彫りに
- 27 国際航空運送協会（IATA）が世界の航空会社や旅行会社を取り扱う最後の紙の航空券約1億6500万枚の発注を完了したと発表、2008年6月から完全電子化
- 30 エルバラダイIAEA事務局長がイランが国連安保理の制裁決議に反しウラン濃縮活動を継続していると明記した核問題に関する報告書を理事会各国に配布
- 31 12月の気候変動枠組み条約締約国会議に向けた準備のための作業部会が閉幕（ウィーン） 京都議定書に定めのない2013年以降の温室効果ガスの排出削減幅について2020年までに1990年比で25～40%減にするとの参考数値を示した文書を採択

### 日本関係

- 08・01 赤城徳彦農相が自らの政治団体の事務所費問題をめぐり安倍晋三首相に辞表を提出、事実上の更迭で安倍内閣の閣僚交代は4人目
- 06 IAEAの専門家6人が東京電力柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）で調査開始（9日）17日「目に見える深刻な損傷はなかった」との報告書を公表  
国際海洋法裁判所（ハンプルク）がロシアに対し6月に拿捕された日本漁船「第88豊進丸」（富山県）の返還と乗組員解放を命令
- 07 参議院選挙を受けた第167回臨時国会が召集され参院議長に初めて参院第一党となった民主党の江田五月元科学技術庁長官を選出  
ブルドックソースの買収防衛策発動の是非をめぐる仮処分で最高裁判所第2小法廷が防衛策を適法と認め米系投資ファンドのスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドの抗告を棄却、最高裁が企業の買収防衛について判断したのは初めて
- 08 小沢一郎民主党代表がシーファー駐日米大使と会談（東京）11月1日で期限切れとなるテロ対策特別措置法の延長に反対する考えを表明  
小池百合子防衛相がゲーツ米国防長官と就任後初めて会談（ワシントン）テロ特措法の延長に向け秋の臨時国会で努力する意向を伝達
- 09 カジュアル衣料店舗「ユニクロ」を運営するファーストリテイリングが米国の高級百貨店チェーン「バーニーズ・ニューヨーク」の買収を断念したと発表
- 10 日米両政府が両国間における軍事情報の共有について規定を定めた「日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA）」を締結
- 14 携帯電話端末の世界最大手ノキアが松下電池工業製のリチウムイオン電池の無償交換に応じると発表、充電中に異常発熱の恐れがあるためで過去最大規模の約4600万個  
麻生太郎外相がリブニ＝イスラエル外相と会談（エルサレム）、イスラム原理主義組織ハマスと対立するアッバス＝パレスチナ自治政府議長の和平努力を全面支持することで一致、15日アッバス議長と会談（ヨルダン川西岸ラマラ）和平努力を全面的に支持する考えを表明し直接支援を含め総額24億円の無償資金協力の実施を伝達
- 15 安倍首相が終戦記念日の靖国神社参拝を見送り、閣僚では高市早苗沖縄北方担当相だけが参拝
- 16 埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市で40.9度の気温を観測、国内最高気温記録を74年ぶりに更新

- 20 安倍首相がアジア諸国歴訪に出発（ 25日）、ユドヨノ＝インドネシア大統領と会談し貿易・投資自由化、エネルギー・鉱物資源の安定供給を盛り込んだ経済連携協定（EPA）に署名（ジャカルタ）22日インドを訪問しシン首相と会談（ニューデリー）温室効果ガスの削減義務を負っていないインドが京都議定書に代わる2013年以降の地球温暖化対策の新たな国際的枠組みに参加することで一致
- 27 安倍改造内閣が発足、与謝野馨官房長官、町村信孝外相らベテラン議員を要職に配置、民間から増田寛也前岩手県知事を総務相に起用
- 30 高村正彦防衛相が曹剛川中国国防相と会談（東京）海上自衛隊と中国海軍艦船の相互訪問開始で一致、日中防衛首脳会談は4年ぶり  
韓国半導体大手ハイニックス半導体の製品に日本が課している相殺関税の妥当性をめぐりWTOで争われている日韓の通商紛争で日本政府が日本側を実質敗訴とした7月のWTO紛争処理小委員会（パネル）の最終報告を不服として上級委員会に上訴

### 地域別

#### アジア・大洋州

- 08・01 ポールソン米財務長官が胡錦濤中国国家主席と会談（北京）、米中間の貿易不均衡是正に向け柔軟な対応をとるよう促す
- 02 韓国農林省が米国産輸入牛肉の一部に特定危険部位の脊柱混入が見つかったため米国産牛肉の検疫を全面中断と発表  
グエン・タン・ズン＝ベトナム首相の第2次改造内閣が発足、改革・開放路線のドイモイ政策による市場経済化加速
- 03 盧武鉉韓国大統領が日本の植民地時代に朝鮮半島外に強制連行されるなどした被害者とその遺族に政府が「慰労金」を支給する法案に対し拒否権を行使
- 05 中国が主要都市で2007年1 3月期に実施した野菜の残留農薬検査で7.2%が不合格と新華社が報道、国家食品薬品監督・管理局幹部は「食品の安全性をめぐる情勢は多少好転しているが依然厳しい」と指摘
- 06 ラモス・ホルタ東ティモール大統領が新首相にグスマン前大統領を任命、8日就任
- 07 北朝鮮全土で7日から始まった集中豪雨で30万人に被害、数百人が死亡・行方不明に、17日米韓などの支援国会合が支援の拠出を表明
- 08 韓国と北朝鮮は盧武鉉大統領が28日から平壤を訪問し金正日総書記と南北首脳会談を行なうことで合意したと同時発表、18日北朝鮮は豪雨による水害を理由に延期を要請、首脳会談を10月2 4日に延期することで合意
- 10 中国衛生省が飲食店などへの衛生検査で約8300カ所を行政処分、9カ所を告発と発表  
アフガニスタンとパキスタンが共同でテロ撲滅について協議する「合同平和会議（ジルガ）」を開催（ 12日、カブール）、アフガンからはカルザイ大統領、パキスタンからはムシャラフ大統領に代わりアジズ首相が出席したほか部族有力者ら双方から600人以上が参加しテロとの戦いを宣言
- 11 第2次大戦中の従軍慰安婦問題で日本政府に謝罪などを求める決議案がフィリピン上院に提出されたことが判明  
中国人民解放軍が空母建造のための専門機構を近く海軍に開設することが判明

- 13 インドネシア保健省はバリ島西部ヌガラ女性の鳥インフルエンザに感染し死亡と発表、バリ島で死者の確認は初めて
- 14 台湾地裁が交際費着服事件で2月に起訴された最大野党国民党の総統選候補である馬英九前主席に無罪判決を言い渡し
- 15 韓国銀行（中央銀行）が北朝鮮の2006年のGDP成長率は前年比1.1%減少、1999年以来初めてマイナスに転じ韓国との経済格差がいつそう拡大したとする調査結果を公表
- 19 民政移管に向けた新憲法案の是非を問うタイ史上初の国民投票で新憲法案承認が確実に
- 20 中国から日本へ覚醒剤を輸出しようとしたとして麻薬密輸罪に問われた日本人2人の控訴審判決で中国遼寧省の高級人民法院（高裁）が一審の死刑判決を支持、死刑判決確定  
韓国の最大野党ハンナラ党が党大会を開き12月の大統領選挙の党公認候補に李明博前ソウル市長を選出
- 22 ミャンマーの最大都市ヤンゴンでガソリン価格の高騰に抗議する反政府活動家や市民約200人が抗議デモ、軍事政権下のミャンマーで政府への抗議行動は異例
- 24 ASEANが経済閣僚会議を開催（マニラ）、2015年までのASEAN経済共同体実現のための具体的な計画案を承認、25日日本とASEANの経済相会合が開かれ経済連携協定（EPA）の締結で最終合意、日本はASEANからの輸入額で90%分の物品の関税を協定発効と同時に撤廃、26日ASEANプラス3（日中韓）の経済相会合を開催
- 26 インド南部アンドラプラデシュ州の州都ハイデラバードの2ヵ所で連続爆弾テロ、42人が死亡、約50人が負傷
- 27 韓国の『朝鮮日報』紙が海外滞在を続けていた金正日総書記の長男の正男氏が2007年6月ごろに帰国し平壤の朝鮮労働党組織指導部で働いていると報道  
国連薬物犯罪事務所（UNODC）のアフガニスタン事務所が同国のケン耕作地は前年比17%増の19万3000ヘクタールで過去最高を更新したとの調査結果を発表、ケンから取れるアヘンの2007年の生産量は前年比34%増の8200トンに達する見通しと指摘、国連当局者はタリバンや国際テロ組織アルカイダ系の武装勢力がアヘンを近隣諸国へ密輸し資金源にしていると非難
- 28 中国共産党政治局が第17回党大会を10月15日から北京で開催することを決定、胡錦濤国家主席（党総書記）の後継者となる次世代幹部も指導部メンバーに選出の見通し
- 30 中国の全国人民代表大会（全人代）常務委員会が市場経済体制の整備に向け企業間の競争促進を図る独占禁止法案を可決、民間や外資の市場参入が進む見通し  
中国政府が崔天凱外務次官補を駐日大使に起用する人事を正式決定、王毅駐日大使は外務次官に復帰

#### 中近東・アフリカ

- 08・01 イラク連立与党の一角を占めるイスラム教スンニ派有力会派「イラクの調和」に所属するエサウィ国務相が同会派がマリキ政権から離脱すると発表  
コンゴ（旧ザイル）中部で走行中の列車が転覆、約100人が死亡  
ライス米国務長官がオルメルト＝イスラエル首相と会談（エルサレム）、パレスチナ自治区ガザを武力制圧したイスラム原理主義組織ハマスを排斥していくことで一致
- 03 スーダン西部ダルフル地方の紛争をめぐる国連とアフリカ連合（AU）主催の会議開



- 催（アルーシャ〔タンザニア〕）、10以上に分裂している反政府勢力とスーダン政府との和平協議再開に向け今後の道筋について協議、6日スーダン政府との和平協議を2-3ヵ月以内に再開することで合意し閉会
- 05 イラク駐留米軍が中部サマラのイスラム教シーア派聖地「アスカリ聖廟」爆破事件の首謀者でスンニ派武装勢力のイラク聖戦アルカイダ組織の地元指導者ハイサム・バドリ容疑者を2日にサマラで殺害したと発表
- 06 イラク北部タルアファルの住宅密集地域でトラックを使った自爆テロがあり少なくとも33人が死亡、50人以上が負傷  
オルメルト首相とアッバス＝パレスチナ自治政府議長が会談（パレスチナ自治区エリコ）、米国提唱の国際和平会議に向け双方の接触拡大で一致、28日に再会談（エルサレム）、将来のパレスチナ国家の境界など和平の「核心問題」について初めて深い協議
- 07 マリキ首相がエルドアン＝トルコ首相と会談（アンカラ）、イラク北部を拠点にトルコ南東部に越境しトルコ治安部隊への攻撃を繰り返しているクルド人武装組織のクルド労働者党の壊滅に向けた協力で一致
- 11 シエラレオネで大統領選の投票実施、25日国家選挙管理委員会がいずれの候補も当選に必要な票を獲得できなかったため与党「シエラレオネ人民党」のソロモン・ペロワ副大統領と最大野党「全人民会議党」のアーネスト・コロマ党首の上位2人による決選投票を実施することを明らかに
- 12 アハマディネジャド＝イラン大統領がバジリハマネ石油相を更迭し国営イラン石油社のノーザリ総裁を石油相代行に任命、バジリハマネ氏は大統領の石油・ガス問題担当顧問に、タフマセビ鉱工業相も更迭
- 14 イラク北部カハタニヤの少数派宗教勢力ヤジディー居住地区で燃料タンク車数台を使った同時自爆テロが発生、死者が400人を突破、開戦後最悪に
- 20 イラク南部サマワを州都とするムサンナ州のハッサン知事が路上の仕掛け爆弾で暗殺される
- 21 イランがスパイ活動の疑いで拘束していたイラン系米国人の女性研究者ハレー・エスファンディアリ氏が保釈金30億リアル（約3600万円）を支払って3ヵ月ぶりに解放
- 22 世界最悪の超インフレに対処するため生活必需品の価格の強制値下げを命じていたジンバブエ政府が一部商品の値上げを承認、ジンバブエの中央統計事務所が7月のインフレ率を発表、年換算で約7600%に上ったことを明らかに
- 23 ムガベ大統領率いるジンバブエ政府が外資系企業の「黒人支配」を促進する法案を国会に提出
- 26 イラク政府はイスラム教シーア派のマリキ首相と少数民族のクルド人であるタラバニ大統領、スンニ派のハシミ副大統領ら国内各派の指導者がスンニ派を中心とする旧支配政党バース党関係者の公職追放緩和など各派の融和策で合意に達したと発表
- 27 イスラム教シーア派の聖地イラク中部カルバラで27日から28日にかけて武装した巡礼者と警官隊が衝突、50人以上が死亡、背景に共にシーア派の有力組織であるイスラム最高評議会と反米指導者サドル師派との対立があり衝突拡大の恐れ
- 28 トルコ国会（1院制、定数550）が3回目の大統領選の投票を行ないイスラム色の強い与党公正発展党（AKP）が擁立したアブドラ・ギョル外相を大統領に選出、ギョル氏は過

半数の339票を獲得

- 29 イラク中部カルバラで起きた巡礼者と警官隊の衝突による死者は52人、負傷者は206人に、シーア派反米指導者サドル師が自派の民兵組織マハディ軍に対し6ヵ月間活動を停止するよう命じる声明を発表

## 欧州

- 08・02 サルコジ＝フランス大統領が大統領選で公約した交通機関のスト権制限法が上院と国民議会（下院）の両院特別委員会で可決、成立
- 03 英南部で牛の口蹄疫感染を確認、5日英当局は近くの動物研究施設が感染源の疑いがあるとして立ち入り調査を実施
- 07 イタリアの自動車大手フィアットグループが中国自動車大手の奇瑞汽車（チェリー）との合弁で安徽省蕪湖市に乗用車の生産・販売拠点をつくると発表
- 08 ブリュッセル在住のコンゴ人留学生がベルギーがコンゴを植民地支配していた1930年代に描かれたベルギー漫画「タンタンのコンゴ探検」をめぐる黒人に対する差別を助長しているとして司法当局に出版を禁止するよう訴え
- 19 英玩具販売最大手ハムレイズなどの店舗で販売されていた中国製の子ども用アクセサリに大量の鉛が含まれていたことが判明、ハムレイズは商品を回収
- 20 サルコジ大統領が子供への性的虐待など性犯罪対策に関する関係閣僚会議を開催、再犯の恐れがある性犯罪者にはホルモン療法による「去勢」措置や隔離施設への収容を行ない刑期を終えた後も社会復帰を許すべきではないとの考えを強調
- 22 EU欧州委員会が加盟27カ国の衛星携帯電話の許認可手続きを一本化しEU全域を対象とした事業免許を欧州委が発行する方針を了承
- 24 アイスランド漁業省が2006年10月に約20年ぶりに再開した商業捕鯨について捕鯨枠の期限が切れる2007年9月以降の割り当てを見送る方針を明らかに、日本との輸出交渉が進まず需要低迷による不採算が理由とみられる
- ギリシャ各地で山火事が発生、南部ペロポネソス半島を中心に約170件、火災は猛暑による乾燥が続くなか強風にあおられ拡大、カラマンリス首相は「組織的犯罪だ」と明言し全土に非常事態を宣言、26日までに死者63人に

## 独立国家共同体（CIS）

- 08・01 ロシア政府系独占企業ガスプロムがベラルーシに対する天然ガス供給についてベラルーシ側に債務未払いを理由に3日から日量45%削減することを通告、3日ベラルーシが債務の一部を支払い供給削減は見送り
- 02 ロシアの研究者らが北極海の北極点で深さ4200メートル以上の海底に有人潜水艇で潜り調査を実施、有人潜水艇が北極点の海底に潜るのは世界で初めて
- 07 グルジア政府がロシア軍機が6日に領空を侵犯しグルジア中部ゴリ付近にミサイルを撃ち込んだと非難、ロシア軍は関与を否定
- 13 ロシア北西部ノブゴロド州でモスクワ発サンクトペテルブルク行き急行列車が脱線、転覆し60人負傷、当局は爆弾テロと断定、22日検察当局がテロ実行の容疑で25歳のチェチェン人の男を拘束したと『コメルサント』紙が報道

- 17 プーチン = ロシア大統領が上海協力機構 (SCO) の合同軍事演習を中国の胡錦濤国家主席らと共に視察した後の記者会見でソ連崩壊後の1992年に中止していた空軍の戦略爆撃機による長距離の飛行訓練を再開したと発表
- 18 カザフスタンで下院選挙実施、19日中央選挙管理委員会が開票の暫定結果としてナザルバエフ大統領を支持する与党が88%を得票、選挙で決める98議席を独占と発表  
胡錦濤国家主席がナザルバエフ大統領と会談 (アスタナ)、中国向けに石油と天然ガスのパイプラインを建設することで合意
- 24 ウラジオストク沖で日本の海上自衛隊の護衛艦「はるな」とロシア太平洋艦隊の対潜哨戒艇「マーシャル・シャボシニコフ」が火災に遭った民間船の乗組員らを捜索、救出するとの想定で共同訓練を実施
- 27 イスカコフ = カザフスタン環境相が世界有数の巨大油田とされ日本の国際石油開発が約8%の権益をもつカスピ海のカシャガン油田について開発企業が環境法令に違反したとして開発が3ヵ月間中止されると発表
- 28 イワノフ = ロシア第1副首相が政府会合でカニ漁についてロシア側の統計と日本や米国の輸入統計に約7倍の差があると指摘、密輸に対処するためカニ漁そのものを「数年間、禁止する必要があるかもしれない」と発言

## 北 米

- 08・01 米中西部ミネアポリスでミシシッピ川にかかる高速道路の橋が崩落、13人死亡  
米玩具大手マテルの子会社フィッシャー・プライスが販売した中国製玩具83種類、約100万個の塗装に基準を超える鉛が含まれ安全性に問題があるとして自主回収を開始、14日マテルが1860万個を全世界規模で自主回収すると発表、30日米玩具販売大手トイザラスも中国製のお絵描きセット2万7000個の自主回収を発表
- 03 ブッシュ米大統領が2001年の米中枢同時テロを検証した独立調査委員会の具体的な勧告の実行を求めるテロ対策法案に署名、同法が成立
- 05 米大統領に令状なしの国内盗聴権限を暫定的に与える法律が成立、人権団体などが反発
- 06 ブッシュ大統領がカルザイ = アフガニスタン大統領と会談、韓国人拉致・殺害事件めぐり旧政権タリバンに譲歩しないことで一致 (ワシントン郊外)
- 07 大リーグのバリー・ボンズ選手が通算756本目の本塁打、薬物疑惑のなかで新記録達成
- 08 米航空宇宙局 (NASA) がフロリダ州のケネディ宇宙センターからスペースシャトル「エンデバー」を打ち上げ、約10分後に予定の軌道に入り打ち上げは成功
- 09 プリチャード米元朝鮮半島和平担当特使が講演 (ニューヨーク)、米政府がベルリンで1月に核問題をめぐる北朝鮮との二国間協議をした際に北朝鮮が核施設の「無能力化」の履行段階に入ればテロ支援国家指定を解除する用意があると伝えていたと明言
- 10 カナダのハーパー首相が同国北部の北極海域に2ヵ所の軍事施設を新たに建設すると発表、原油など天然資源の宝庫とされる同海域の資源開発権確保を狙うロシアなどへの対抗とみられる
- 13 ブッシュ大統領側近のローブ大統領次席補佐官が8月末に辞任と発表  
世界の高級ホテルなどに衛生用品を供給している米ギルクリスト・アンド・ソームズが計16カ国・地域のホテルに供給した中国製練り歯磨きから有害物質ジエチレングリコー

- ルが検出されたとして回収開始を発表
- 21 CIAが2001年の中枢同時テロを未然に防止できなかった経緯を内部調査で検証した秘密報告書の一部を公表、国際テロ組織アルカイダに的を絞った戦略的対策などが不十分だったとしてネット元長官ら幹部の責任を追及  
ブッシュ大統領とハーパー＝カナダ首相、カルデロン＝メキシコ大統領が3カ国首脳会談を開催（ケベック州〔カナダ〕）、より効果的な国境管理を目指すことなど5分野の連携強化を謳った共同声明を発表
- 23 米共和党重鎮でブッシュ政権の防衛政策にも影響力のあるウォーナー前上院軍事委員長が9月15日に設定したイラク情勢最終報告の提出期限までにブッシュ大統領はイラクからの米軍撤退を決断すべきだとの考えを表明
- 27 ゴンザレス米司法長官が9月17日付で辞任する意向を表明  
米通商代表部（USTR）アジア・アフリカ担当のバティア次席代表が10月に辞任
- 31 ブッシュ大統領が9月14日付で辞任するスノー大統領報道官の後任に女性のダナ・ペリーノ副報道官を昇格させる人事を発表

### 中南米

- 08・09 メキシコ外務省が二国間関係の悪化から2年近く空席だった駐ベネズエラ大使を任命する人事を発表、ベネズエラモチャベス大統領が7日に駐メキシコ大使任命を発表
- 14 バチェレ＝チリ大統領が日本とのEPAを発効させるためのチリ国内の手続きが終了したことを正式発表し「この協定で5万人分の新たな雇用が創出される」と意義を強調
- 15 ペルーでM8.0の大地震、死者540人、被災者は18日までに8万人超、日本にも津波  
チャベス大統領が現在は1回に限られている大統領の再選制限を撤廃し大統領や政府の権限を強化する憲法改正案を発表
- 23 「東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）」外相会合が難航するWTOの新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）が進展するよう支援を表明する宣言を採択し閉幕（22日、ブラジリア）  
陳水扁台湾総統がホンジュラスの首都テグシガルパで開かれた中米など7カ国との第6回サミットに出席、共同声明のなかで「（中米諸国への）安定した財政支援などのため幅広く具体的な行動を推し進める」と協力強化を表明
- 31 チャベス大統領とウリベ＝コロンビア大統領が会談（ボゴタ）、数十人の人質を拘束している左翼ゲリラのコロンビア革命軍（FARC）とコロンビア政府間の人質解放交渉をチャベス大統領が仲介することで合意

国際問題 第565号（電子版）2007年10月号

編集人 『国際問題』編集委員会

発行人 佐藤 行雄

発行所 財団法人日本国際問題研究所

〒100-6011 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル11階

電話 03-3503-7262（出版・業務担当）

<http://www.jiia.or.jp/>

\* 本誌掲載の各論文は執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、また当研究所の意向を代表するものではありません。

\* 論文・記事の一部を引用する場合には必ず出所を明記してください。また長文にわたる場合は事前に当研究所へご連絡ください。

\* 電子版最近号

06年9月号 焦点：核拡散と核管理の展望

06年10月号 焦点：欧州の外交と安全保障 イラク戦争後

06年11月号 焦点：自衛権の新展開

06年12月号 焦点：BRICs 経済の実像

07年1・2月号 焦点：日本外交の展開 小泉政権から安倍政権へ

07年3月号 焦点：米中の協調と対立

07年4月号 焦点：国際刑事裁判所の課題

07年5月号 焦点：盧武鉉政権の韓国

07年6月号 焦点：グローバル・ガバナンスの現在

07年7・8月号 焦点：危機10周年のアジア経済

07年9月号 焦点：平和構築 紛争後の不安定と安定